

令和2(2020)年度
自己点検・評価報告書

2021年5月
東北福祉大学

目 次

序章	・・・・・・・・・・	1
第 1 章 理念・目的	・・・・・・・・・・	2
第 2 章 内部質保証	・・・・・・・・・・	7
第 3 章 教育研究組織	・・・・・・・・・・	16
第 4 章 教育課程・学習成果	・・・・・・・・・・	21
第 5 章 学生の受け入れ	・・・・・・・・・・	45
第 6 章 教員・教員組織	・・・・・・・・・・	58
第 7 章 学生支援	・・・・・・・・・・	66
第 8 章 教育研究等環境	・・・・・・・・・・	79
第 9 章 社会連携・社会貢献	・・・・・・・・・・	89
第 10 章 大学運営・財務	・・・・・・・・・・	92
第 1 節 大学運営		
第 2 節 財務		
終章	・・・・・・・・・・	102

序 章

東北福祉大学は 1875（明治 8）年に設置された曹洞宗専門学支校を前身とし、1958（昭和 33）年に東北福祉短期大学を設置、1962（昭和 37）年に東北福祉大学として宮城県仙台市に開学した。現在は、総合福祉学部、総合マネジメント学部、教育学部、健康科学部の 4 学部、総合福祉学研究科、教育学研究科の 2 研究科、通信制課程の総合福祉学部と総合福祉学研究科を有する福祉系大学として、教育・研究・社会貢献に努めている。

2002（平成 14）年の学校教育法改正後、義務化された認証評価機関による評価として、2009（平成 21）年・2016（平成 28）年に大学基準協会の認証評価を受審し、いずれも「適合」認定を受けている。第 3 期認証評価は、2022（令和 4）年度の自己点検・評価報告書をもとに、2023（令和 5）年度に受審予定である。

大学が高等教育機関としての責務を果たしているかを、その理念・目標に照らして自己点検し、現状把握を踏まえ、優れている点や改善を要する点などの自己評価を行うため、2020（令和 2）年度の自己点検・評価結果を以下に報告する。

なお、2020 年度も、2019 年度分につき、大学基準協会の『2020 年改訂・大学評価ハンドブック』に例示の「評価者の視点」にほぼ準拠して、コロナ対応をふまえながら、自己点検・評価を試行した。

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1: 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2: 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学は、建学以来仏教の思想を基盤として「行学一如」を建学の精神に掲げ、その教育の理念は「自利・利他円満」とし(※1)、知識、技術、社会的実践力をもつ人材を輩出してきた。すなわち、学則第1条に目的と使命として「東北福祉大学は学校教育法に基づき、建学の精神に則り広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、福祉社会を担う有為な人材を養成することを目的とし、もって人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献することを使命とする」と定めている。

このような建学の精神及び教育理念に基づき、本学では、理論と実践を融合できる人材の育成にあたり、学ぶこと、学んだことをさまざまな場で実践すること、実践を通じて学ぶことの大切さが教職員や学生に浸透している。建学以来、学んだ成果を広く社会に還元できる技量をもった人材育成を積み重ねてきており、これは、学部・学科、大学院共通に貫かれている理念・目的の具現化である。

本学は、現在4学部9学科2研究科で構成されているが、いずれも学部学科、大学院も本学の理念・目的に沿って「教育研究上の目的」を定め、ホームページにて教育方針として公開している(※2)。理論と実践の調和、対人理解と対人支援の知識、技術、社会的実践力をもつ人材育成を目的としている点などで、大学の理念・目的と適合している、といえる。令和2年度は3ポリシーとともに「教育研究上の目的」も部長学科長会議で発案され、学部学科で見直しを行った結果、とくに変更すべき箇所はなかった。

なお、学則別添上にて「教育研究上の目的」が記載されているのは学部のみである。大学院・通信制大学院では学則条文中に大まかな研究科の目的の記載があるが、たとえば社会福祉学専攻では「高度な専門知識を有する人材の養成と研究者の養成」としか記載されていない。「大学の理念・目的」との関連が明確にわかるホームページ上に示されている「教育研究上の目的」を学則別添上にて記載するなどの改善が望まれるため(大学院設置基準1条の2)、改善を期待したい。

(※1) トップ>大学について>「建学の精神及び教育の理念」

(<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/idea.html>)

(※2) トップ>大学について>教育方針>「教育研究上の目的」

(<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/index.html>)

(2) 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1: 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点 2: 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

大学・学部・研究科等の理念・目的は、学則・通信教育部学則・大学院学則・通信制大学院学則等に明確に示している(※3)。また他にも、『学生便覧(STUDENT HANDBOOK)』、『大学院便覧』、通信教育部『学習の手引き』、『通信制大学院ハンドブック』、及び『大学案内(With You)』(※4)や『入試ガイド(Your Way)』(※5)などの印刷物と、大学ホームページにて公表している。

大学構成員である教職員・学生ともポータルサイト(UNIVERSAL PASSPORT)で、理念・目的の閲覧・ダウンロードが可能となっている。

新入生に対しては、入学式や新入生のオリエンテーションで周知され、入学後のリエゾンゼミ I(基礎演習)の授業においては、第1回目に「本学の教育について」として理念・目的を含めた本学の教育の特徴を講義し、周知している。そのほか、学生に対しては、全学共通として展開される1年次必修科目「禅のこころ」などを通じて、本学の建学の精神や教育の理念に触れる機会を確保している。

また、在学生の保護者に対しては、東北地方を中心に開催されている「教育懇談会」のほか、「大学通信」「後援会報」、同窓生に対しては「同窓会報」等の広報紙誌を発行して、理念・目的等を外部からみてもわかりやすく公開・周知を図っている。

学部入学を希望する受験生に対しては、ホームページ、大学案内(With You)や入試ガイド(Your Way)、年数回開催されるオープンキャンパス、高校での出張講義を中心的な媒体として、本学の建学の精神、教育理念、目的等を公表している。2020年度には、本学独自の「高大連携プログラム」を開発し、参加した受講生に対し、各学科の講義だけでなく、本学の建学の精神や、教育理念、学科の3ポリシーなど担当教員より説明を受ける機会を設けている。

大学院(通学課程)には、入学式のオリエンテーションなどの機会を通じ、大学院便覧に記載している建学の精神、各種ポリシーを周知している。

教職員に対しては、上記印刷物の配付等で行われている。新任教職員に対しては、年度

はじめのガイダンスなどにおいて周知されている。

通信教育部、通信制大学院の学生に対しては『学習の手引き』などの冒頭に記載して周知し、理解を促している。

今後の発展方策として、PR 課（旧広報課）が主体となって各部門と連携し、本学の理念や目的を広く周知するための学内、学外の広報機能のさらなる充実も必要と考えられる。

(※3) 東北福祉大学学則

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/arprn890000001gtw-att/arprn8900000042ai.pdf>

(※4) TOHOKU FUKUSHI UNIVERSITY With You 2021 Campus Guidebook

(※5) 東北福祉大学入試ガイド Your Way 2021

(3) 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学の理念・目的、学部・研究科における目的等を実現するために、これまで「各種方針（令和 3 年度より大学の方針とし、以下「大学の方針」とする）」が示されていた。令和元年度に、「建学の精神」「大学の方針」を具現化するために、令和 2 年度を開始年とする「学校法人梅檀学園 2020-2024 年度中期事業計画」を策定し、構成員である教職員に公表した。また、中期計画と前年度の事業報告結果に基づき、各年度事業計画を策定している（※6）。

「令和 3 年度事業計画」の策定にあたっては、計画と実行が円滑に進むように、各学部、学科、研究科、事務部門からボトムアップした計画を中心に、内部質保証委員会や経営戦略会議、部長学科長会議の審議を経て全学的視点からとりまとめた。

また、2025 年に学園創立 150 周年を迎えるにあたって「TFU Vision 2025」（※7）を策定し、新型コロナウイルス感染拡大による社会の変容や情報技術の進展など時代の変化に対応して、SDGs や地域共生社会の実現に貢献する人材を育成する役割を果たすことができるよう、新たな挑戦を目指すことが示され、中期事業計画の修正や「令和 3 年度事業計画」に反映された。

この「TFU Vision 2025」に関しては、令和 3（2021）年度事業計画－「TFU Vision 2025」の策定と実行－抜粋・公開版として大学ホームページにより、社会に公表している。

今後、事業計画については、各部門が推進していき、進捗管理を内部質保証委員会が担うことが予定されている。

(※6) 学内ポータルサイト「UNIPA」>「学内システムリンク」>「事業計画」>
「学校法人梅檀学園 2020-2024 年度中期事業計画.pdf」
「学校法人梅檀学園 2020 年度事業計画.pdf」

(※7) 令和3(2021)年度事業計画―「TFU Vision 2025」の策定と実行―抜粋・公開版
<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/plan2021.html>

2. 長所・特色

本学は「行学一如」を建学の精神に掲げ、その教育の理念は「自利・利他円満」とし、建学以来受け継いできた「学問研究と実践実行は全く一体である」ことを認識し、この両者の両立・調和（「行学一如」の「行」と「学」）を図りうる人材を育成している。

現在4学部9学科2研究科で構成されており、各学部・研究科において、建学の精神、教育の理念をもとに、教育研究上の目的、教育目標、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、卒業認定・学位の授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を設定し、運営している。

これらは、学則や各種印刷物に明示するとともに、初年次教育である「リエゾンゼミ」等を通じ、学生に周知する機会を設定している。また、本学ホームページにおいても、本学の理念・目的ページを設け、入学前から本学に興味・関心をもっている高校生をはじめ、保護者、高校教員などに対しても公開、発信している。2020年に開発した高大連携プログラムにおいても、本学の建学の精神、教育理念、3ポリシーを周知するだけでなく、受験生および進路指導教員が、その内容に対し、理解や成果が得られたとアンケートで回答しているように、双方協力し、検証しあいながら取り組んでいる。在学生の保護者に対しての「教育懇談会」（令和2年度はオンライン開催）は、多くの参加者を集め、大学の教育活動や学生支援活動をより知ってもらう機会となっている。

前年度までは見えにくかった大学のビジョンも「2020-2024年度中期事業計画」「令和3年度事業計画」「TFU Vision2025」の策定に、ボトムアップのプロセスを取り入れ、広く学内に共有していくことで改善されている。

今後も、教職員の理解と連携協力のもと、3ポリシーや大学の方針をより実質化し、教育・研究・社会貢献に活用していくことが求められる。

3. 問題点

目的や2章で述べられる3ポリシーの学内教職員、学生、学外への明示・広報が、受け手にとって効果的かつわかりやすいものになっているか、検証や改善が必要である。

4. 全体のまとめ

本学の建学の精神及び教育目的は適切に設定されており、それをもとに学部・研究科の目的も設定されている。

「2020-2024年度中期事業計画」「令和3年度事業計画」「TFU Vision2025」により、学部学科の構想や提案が大学全体の方針にいかされ、学内への共有も進んでいる。よって今後は、中期事業計画や毎年度の事業計画をより進捗させていくことが求められる。

本学に興味・関心を抱いている高校生、保護者等のステークホルダーへ本学の理念や特色の周知は進んできている。ただし、まだ十分とはいえない部分もあるため、本学のホームページのリニューアルにあたっては、PR課（旧広報課）を中心に各部門が連携して、本学の現状と特徴・魅力が伝わりやすいものとなるように取り組む必要がある。

第2章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点 1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証にかかわる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

（内部質保証に関する大学の基本的な考え方）

本学における内部質保証の考え方は、「内部質保証の方針」として大学ホームページに公開されている（※1）。この方針のもと、全学的な自己点検評価推進体制（PDCA サイクル）を整備し、教育研究組織（学部学科・研究科・研究所）および事務組織等のすべて（以下、各部門という）が、3ポリシーや各種方針や事業計画等に沿って、自主的かつ自律的に点検・評価および改善・改革を行い、その活動の活性化・実質化を図っている（図2-1）。

（※1） 「内部質保証の方針」 https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html

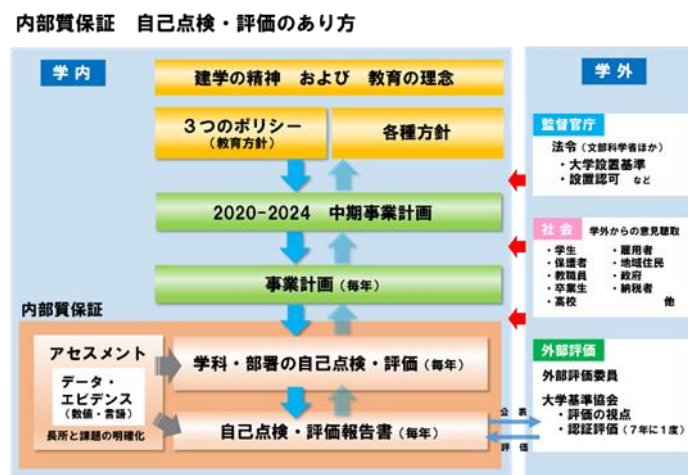


図2-1 本学の内部質保証 自己点検・評価のあり方

(内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織・全学内部質保証推進組織の権限と役割)

学長を委員長とし、各学部長、事務部長等で構成する「内部質保証委員会」を全学的内部質保証推進組織としている。同委員会は、「東北福祉大学内部質保証委員会規程」に則り、自己点検・評価の基本方針および点検・評価項目の策定や、各部門の自己点検・評価に対する長所や改善点の指摘、外部評価に係る事項など、内部質保証に必要な事項の審議、決定を行う。また、事業計画の策定や進捗管理に内部質保証委員会もかかわることで、事業計画と内部質保証、自己点検・評価業務が有機的に連携し、各部門が二重の業務負担を被ることのないように配慮している。

委員会事務局は、企画課が担っており、各部門が行う自己点検・評価のとりまとめ等、内部質保証全般にかかわる推進を行っている。なお、内部質保証委員会の活動をより実質的に進める趣旨で、7つの内部質保証小委員会も開催されている（図2-2）。

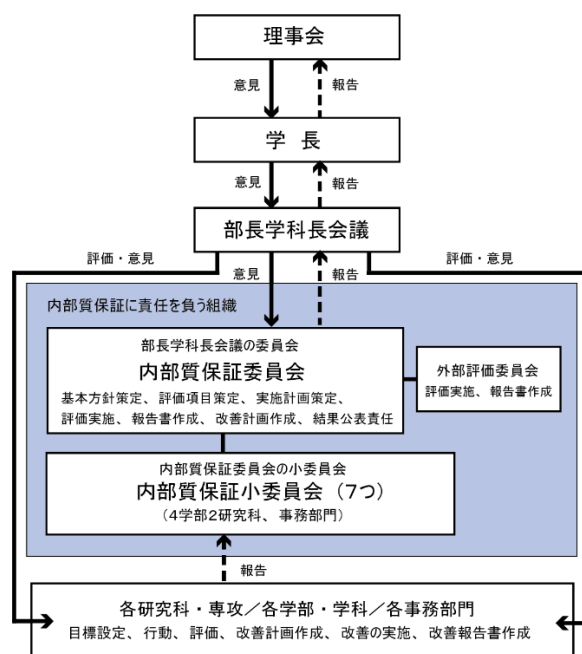


図2-2 本学の内部質保証システム（概要図） ※2020年12月現在

(当該組織と内部質保証にかかわる学部・研究科その他の組織との役割分担)

(教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針：PDCAサイクルの運用プロセスなど)

内部質保証に関する指針は、「内部質保証の方針」および「東北福祉大学内部質保証規程」としており、運用の実務は、「内部質保証システム 実施マニュアル」に基づいて行われている。

各部門は、毎年本学独自の様式において、①当該年度の目標立案、②進捗状況確認のための中間評価、③年度末の最終評価の年3回、目標達成に向けた取り組みの自己評価や、各種データおよび学生・学外の意見聴取の活用状況、前年度までの内部質保証委員会の指

摘事項への改善状況等を報告する。各部門の自己点検・評価結果は、4学部2研究科、事務部署（全部署合同）毎に設置された7つの「内部質保証小委員会」で確認・審議の後、内部質保証委員会に諮られる。内部質保証委員会では、各部門より提出のあった様式をもとに長所や改善点の指摘が行われ、各部門は、指摘内容を、年度後半の実行、次年度の目標に反映し実行する。これらを、PDCAサイクルの1クールとし、質保証を行っている。

(2) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

(1)にて既述の通り、全学内部質保証を掌る組織は、内部質保証委員会である。内部質保証委員会の下部委員会として、内部質保証小委員会をおいている。

内部質保証委員会・小委員会の活動の統括は、学長・副学長である。

内部質保証委員会は部署・学部の長などで構成され、小委員会は、学科長や部署の課長クラスで組織されており、責任をもって対応できる体制は有する。また、各部門に対し、目標は部門内メンバーで共有し、そのうえで担当を決めて改善を実行するように促している。なお、令和3年度からは、各部門の長が推薦した「内部質保証担当者」をおき、本学の将来を担う者に自己点検・評価に取り組んでもらい、各部門での改革の一端を担うよう、メンバー構成を追加した。部門長と担当者がそれぞれの役割を果たして、内部質保証に取り組むことが期待されている。

(3) 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

(学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定)

本学の「3つのポリシー」は、本学の建学の精神である「行学一如」と、教育の理念である「自利・利他円満」に則り、広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献できる人材育成を達成するという考えのもと策定されている。具体的には「学びと実践」の双方が意識され、対人支援職としての将来活躍できる人材育成を本学の使命とする3ポリシーとしている。

3ポリシーはカリキュラム改正など必要に応じ見直しを図っており、令和2年度も社会福祉学科等の改正を行った。見直しの開始にあたっては、部長学科長会議での合意のもと、各学科・研究科主体で改正案を作成し、全学調整後、内部質保証委員会、部長学科長会議で承認を行った。

(方針及び手続に従った内部質保証活動の実施)

既述のとおり、「内部質保証の方針」「内部質保証規程」「内部質保証委員会規程」に基づいて内部質保証が行われている。また、運用プロセスの実務は、「内部質保証システム 実施マニュアル」に基づいて行われている。

(全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み)

平成27年度から構築、実施された内部質保証システムは、学長を委員長とする内部質保証委員会を全学内部質保証推進組織として、各部門が自己点検・評価を実施し、目標設定により課題を改善していくサイクルが組み込まれている(【自己点検・評価シート様式1】)。

各部門から提出された様式1を内部質保証委員会が確認し、長所や改善点を記載した「内部質保証委員会からの助言(様式2)」として、各部門にフィードバックする。その指摘事項を各部門が次年度の目標へ反映することでPDCAサイクルを機能させている。

また、令和2年度からは「自己点検・評価報告書」の素案を委員会にて作成した後、その内容を各部門に確認してもらうこととした。この作業により、法令や法令に準拠した大学基準協会の基準を各部門も確認することになるため、令和元年度までの様式2・3の基準確認が不要となり、報告の簡素化をすることができた。

(行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応)

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査、認証評価の指摘事項等)等に対しては、努力課題や改善に向け、内部質保証委員会が中心となり、指摘された各部門と連携共有の上、自己点検・評価シート(様式1)の目標設定に反映してもらっている。また、令和2年度からは中期計画・事業計画へも記載し、指摘事項を意識し、改善を促進している。

なお、令和2年度は、第2期認証評価の指摘事項に対する改善報告書を大学基準協会に

提出した。大学基準協会からの「改善報告書検討結果」は令和3年4月以降に受領することとなっている。

(学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施)

既述の通り、各部門は少なくとも、①当該年度の目標立案、②進捗状況確認のための中間評価、③年度末の最終評価の年3回、目標達成に向けた取り組みの自己評価を行う。それを内部質保証小委員会、内部質保証委員会で確認・審議・相互指摘を行う。その点検・評価結果に基づき、各部門が改善・向上を進めていく。(下記参照)

【内部質保証システム】

- ① 各部門は、毎年度末、前年度の実施結果、当該年度の業務を想定し、本学の事業計画、各種方針及び3ポリシーに沿った目標を設定する (P)。
 - ② 目標達成に向け実行する (D)。
 - ③ 中間時点で、目標進捗の確認をする。(中間評価) (C)。
 - ④ ③の結果をもとに、目標達成に向け実行する (A)。
 - ⑤ 年度末、1年を通じた自己点検・評価(最終評価)を行う。(C)
 - ⑥ 委員会より⑤の結果に対するフィードバックを受け、改善策を考え実行する。(PD)
- ①～⑥を1クール(1年)として、恒常的にPDCAサイクルを実施する。

自己点検・評価にあたっては、学生と学外の意見聴取結果やデータやエビデンス(数値・言語)を踏まえて行うように留意し、目標管理・点検・評価のプロセスや結果は、学科・部署内で共有し、組織として取り組んでいる。学生と学外の意見聴取は毎年全学的に実施しており、特に学科・研究科はその結果を自己点検・評価に活用することを必須としている。内部質保証委員会は学科・研究科の点検・評価をさらに点検・評価する。

また、原則として4年毎に、外部評価を行っている。さらに、7年毎に機関別認証評価を行い、それらすべての点検・評価の結果は、本学の質保証・質向上のために活用している。

(学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施)

これまでも各部門は、様式1において前年度の自己点検・評価結果や内部質保証委員会からの指摘事項をふまえて目標を設定することで、課題改善・長所伸長を計画的に実施してきた。令和2年度からは、さらに課題改善の過程が明確となるよう、様式1を変更し、前年度の点検・評価結果や内部質保証委員会からの指摘事項に対してどのように取り組んできたのかを記載する欄を設けた。

現状では、各部門だけでは解決できない課題は、部長学科長会議での提案、内部質保証点検報告書の提出などにより対応している。

(点検・評価における客観性、妥当性の確保)

点検・評価における適切な根拠（資料、情報）に基づく客観性、妥当性の確保は、(5)で後述する。

本学では、自己点検・評価の結果について、認証評価団体による評価に加え、客観性および公平性を担保するため定期的に外部評価を行い、改善すべき事項を明確にし、その実施を部局や委員会組織に求め、必要な施策を検討している。

外部評価に関しては、内部質保証システム実施マニュアルに基づき平成 27 年度、平成 28 年度、令和元年度に実施し、その結果を大学のホームページで公表している。次回の外部評価は令和 4 年の予定である。

また、外部の意見聴取においても、以前は学科ごとに行っていたが、地元産業界の方などに本学の卒業生の活躍度合や 3 ポリシーの適切性について聴取する観点から平成 31 年以降全学的に毎年実施している。

内部質保証、自己点検・評価報告については、毎年、監事の監査、理事会からの意見聴取なども行い、改善を進めている。

(4) 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

本学では、平成 27 年度以降、毎年「自己点検・評価報告書」を作成しており、大学ホームページに公表している。また、平成 29 年度に実施した大学基準協会による認証評価の結果、平成 27 年度、平成 28 年度、令和元年度に外部評価委員会が実施した「外部評価報告書」も大学ホームページに公表し社会への説明責任を果たしている。

学校教育法施行規則 172 条の 2 に基づく情報公開、教職課程における情報の公表もホームページ上で適切に行っている。

以上のように、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況などの情報公開については、情報公開規程、情報公開規程施行細則、情報公開委員会規程に沿って適切に行われており、PR 課（旧広報課）において、内容を確認して、毎年、公開情報（ホームページ）を更新している。

(5) 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
評価の視点 2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

（全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価）

内部質保証システムそのものの適切性、有効性も、内部質保証小委員会・委員会により、自己点検・評価される。

その内部質保証の活動は、部科長会議、経営戦略会議などで点検・評価され、さらに、自己点検・評価報告書を通じて監事の監査を受け、理事会の意見聴取を行う。その後、自己点検・評価報告書は大学ホームページにて公表されるため、ステークホルダーからの定期的な評価も受けることになる。既述のように4年に一度は外部評価も受けている。

（点検・評価結果に基づく改善・向上）

内部質保証のあり方は、毎年点検され、改善・向上を実施している。

令和元年度には、「大学の方針」や「事業計画」と各部門の目標との関連を明示し、中期事業計画や年度毎事業計画の達成と、内部質保証、自己点検・評価がバラバラに行われることのないようにした。

令和2年度は、昨年度の「問題点」でもあった「部門間における自己点検・評価のバラつき」「内部質保証への共通理解が不十分であること」を解消し、内部質保証をより有効に機能させるために、内部質保証のあり方やシステムについて、内部質保証委員会事務局である企画課（以下、事務局という）が各部門へ説明に回り、様々な意見交換を行った。意見交換の結果、主に以下の問題点が浮き彫りになった。

- ・内部質保証の目的や実務との結びつきに対する理解が不十分である。
- ・特定の人のみが自己点検・評価をしており、全体での検討・周知が不足し当事者意識が薄い部署がある。
- ・達成しやすい目標を立てており、本質的な自己点検・評価ができていない。

この結果から、システム・仕組みは整っていて実行されていても、内部質保証への共通理解が全学的に確実に浸透しているとは言えないことがわかった。よって、内部質保証委員会では、以下の取り組みを行った。

- (1) 内部質保証業務の見える化：学内においては理事会や内部質保証委員会等一部のみで報告していた「自己点検・評価報告書」を、大学HPに掲載した際には学内ポータルサイトにて学内全員に周知を行った。その際、内部質保証や自己点検・評価報告書についての解説、内部質保証の年間スケジュールを作成し、1年通しての流れが見えるようにした。
- (2) 内部質保証業務の簡素化：各部門には法令基準や本学の方針等の適合状況を点検・評価（【自己点検・評価シート様式2・3】）し、その結果の報告も義務付けていたが、作

業量が負担となり、実質的な自己点検・評価が実施できていない部門も出てきていた。よって、令和2年度は事務局にて、各部門にヒアリングを実施し、現状の内部質保証システムに対する改善・要望点を集約した。その結果をもとに、内部質保証委員会にて審議の上、様式1の変更、様式2・3の廃止を行い、各部門の作業負担を軽減した。

(3) 過去に指摘された課題が忘れずに改善されていくよう、様式1の変更。

(4) データ・エビデンスに基づいた自己点検・評価の推進：次項で記述。

上記改訂の趣旨が明確になるように、「内部質保証実施マニュアル」は毎年のように改訂されてきている。改訂により、本来課題とすべきものを取り上げ、改善に前向きに取り組める内部質保証システムとなることを目指している。

令和3年度以降は、内部質保証担当者制度の導入により学科・部署全体での自己点検・評価を促すとともに、内部質保証に関するFD・SD研修の充実や新規コンテンツ作成、各部門と内部質保証委員会が説明や対話の機会を増やせるようにする。

(点検・評価における適切な根拠(資料、情報)の使用)

適切な根拠の使用による点検・評価については、改善途中である。各部門がもつ情報を有効にするための適切な情報基盤を整備し、各種データの管理と共有・活用をさらに進めることが必要である。また、現状適切に行われているもの(例：学部の入学者の倍率・定員確保、就職率)についても、教育や出口支援の方向性やコンセプトを明確にし、うまくいっている理由などを適切な根拠をもとに検証することについても、令和3年度の課題である。

2. 長所・特色

本学では、すべての部門が毎年、目標設定、中間報告、最終報告により自己点検・評価を行い、その結果を内部質保証委員会に報告している。

令和元年度の問題点であった、「自己点検・評価」の部門間のバラつき、「内部質保証」への共通認識・理解の促進については、令和2年度に1つ1つ着実に改善しており、評価の形骸化を防ぐ取り組みを実施している。

検証結果は、毎年「自己点検・評価報告書」としてまとめ、学内・学外へ公表している。教育の質の向上を目指し、大学の社会的責任を意識しながら、取り組んでいる。

3. 問題点

内部質保証の進展に向け、内部質保証への理解・参加の促進、学内の連携、適切な根拠・指標に基づく点検・評価の実施、それに伴う情報基盤の整備が必要である。

4. 全体のまとめ

本学では、建学の精神、教育の理念、各学部・研究科で定めている教育上の目的、教育

目標、3つのポリシー、各種方針の実現に向け、内部質保証のポリシーを定め、PDCA サイクルによる自己点検・評価を行い、その結果をいかしながら、改善・改革を継続的に可能にする自律的なシステム（内部質保証システム）を整備・実施している。

また、自己点検・評価報告書、外部評価および大学基準協会による大学に対する大学評価結果も実施・公表し、学内、学外などのステークホルダーに対する説明責任を果たしている。

今後も教職員・学生を主体に、外部関係者をまじえて、大学全体での内部質保証、自己点検・評価をより実質的に進め、学長の適切なリーダーシップのもと、長所を伸ばし課題を改善していける大学づくりを行っていく必要がある。

その実現のために、上記問題点の改善に向け取り組んでいく。

第3章 教育研究組織

1. 現状説明

(1) 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

(学部学科設置の変遷と理念・目的との適合性)

東北福祉大学は、序章の通り変遷し、今日に至る発展の基礎を築いた。

本学は、「行学一如」という建学の精神と「自利・利他円満」という教育の理念に基づき、学則第1条に目的と使命として「東北福祉大学は学校教育法に基づき、建学の精神に則り広く学術理論と応用を教授・研究して、高潔な人格と豊かな教養を培い、福祉社会を担う有為な人材を養成することを目的とし、もって人類の幸福の追求と国際社会並びに地域社会の発展に貢献することを使命とする」と掲げ、また、大学院学則第1条では「建学の精神に則り、社会福祉に関する精深な学術の理論と応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の発展と人類の福祉に寄与しうる人材を養成することを目的」としている。

この理念・目的のもと、近年は「教育研究組織の編成方針」(※1)なども踏まえながら、理論と実践との融合を図り社会へ貢献しうる人材養成と教育・研究のために、これまで下記のように学部・研究科組織について変遷を積み重ねてきた。

(※1) トップ>大学について>各種方針「教育研究組織の編成方針」

https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html

上述のとおり昭和37年に「社会福祉学部社会福祉学科」の設置認可後、昭和40年には「産業福祉学科」、昭和46年には「社会教育学科」、昭和49年には「福祉心理学科」の開設認可をそれぞれ受け、さらに、昭和51年には「社会福祉学専攻修士課程」の大学院設置が認可され、社会福祉学にかかわる理論と実践の総合的教育・研究に取り組む高等教育機関として、その社会的使命と役割を担ってきた。

また、IT化が進む社会的要請のなか情報化の遅れが指摘されていた社会福祉分野に、福祉の知識と高度な情報技術をもった人材供給を目的に、平成12年には「情報福祉学科」を設置し、同時に広い視野に立って教育・研究に取り組む姿勢を確認する意味から、学部名

称を「社会福祉学部」から「総合福祉学部」へと変更した。

平成 14 年には、大学院組織を「大学院総合福祉学研究科」へと名称を変更するとともに、従前の「社会福祉学専攻修士課程」に加えて「社会福祉学専攻博士課程」、「福祉心理学専攻修士課程」を新たに設置した。また、同年に、「社会福祉」・「社会教育」・「福祉心理」の 3 学科の通信教育部を設置するとともに、「総合福祉学研究科」に通信制大学院「社会福祉学専攻」「福祉心理学専攻」修士課程を設け、学士・修士が取得できる正規の課程としてのリカレント教育の機会を拡充した。

さらに、乳幼児期から老年期までのライフサイクルを対象として研究・教育する「総合福祉学部」に対して、乳幼児期から少年期に至る成長過程の「保育・教育」を特に研究する「子ども科学部子ども教育学科」を平成 18 年に増設するとともに、福祉を基本として保健・医療の融合をめざした看護実践を担うことができる人材を育成することを目的とした健康科学部「保健看護学科」を設置した。

その後、福祉社会の実現のためにも基本的運動機能や応用的動作能力の回復とともに、生活習慣病の予防にかかわるヘルスケアを担うことができる人材を養成する目的から、平成 20 年には健康科学部内に「リハビリテーション学科」（作業療法学専攻、理学療法学専攻）および「医療経営管理学科」を増設し、同年には国際化、情報化が一層高度化するなかでの確に対応できる人材養成を行うために、総合福祉学部の「産業福祉学科」および「情報福祉学科」を総合マネジメント学部「産業福祉マネジメント学科」と「情報福祉マネジメント学科」へと改組・再編した。

そして、平成 27 年から、より高度な知識と技能を身に付け、さまざまな教育課題の解決に貢献できる教育者を育成するために、「社会教育学科」と「子ども教育学科」を統合・再編し「教育学部教育学科」（初等教育専攻・中等教育専攻）および「大学院教育学研究科教育学専攻修士課程」を設置するとともに、少子高齢化はもとよりコミュニティの崩壊、東日本大震災後の復興などの地域課題に対して、行政的視点から主体的に対応、行動できる人材を養成するために総合福祉学部内において「福祉行政学科」を設置した。

現在、4 学部 9 学科体制、大学院 2 研究科となり、基本的教育研究組織は、学部・学科制（教育研究一体型）を採用している。学士課程と大学院について一貫教育という考え方は、大学院総合福祉学研究科福祉心理学専攻（公認心理師養成の課程）以外はとっていない。

本学の対人理解・支援を主とする学部学科組織、リカレント教育を担う通信教育部のいずれも、社会的要請に応えたものとなっている。また、外国語教育担当以外に、総合福祉学部、総合マネジメント学部では、国際福祉教育・研究・実践や、海外インターンシップ教育も行っている他、すべての学部の教育・研究において、日本のおかれた国際的環境、諸外国の歴史や現状を踏まえて行われている。

（※2）組織図

(附置研究所、センター等設置の変遷と理念・目的との適合性)

学部・学科等の組織とは別に、芹沢銈介美術工芸館、せんだんホスピタル、感性福祉研究所、仏教文化研究所、音楽堂「けやきホール」などを設置している。

芹沢銈介美術工芸館は、重要無形文化財（人間国宝）であった芹沢銈介自身の作品と収集品を展示することによって、学生や教職員が優れた美術作品に身近に触れることで豊かな感性が育ち、その感性はやがて社会のさまざまな分野で役立てることができるものと期待される。

せんだんホスピタルは、地域医療機関（精神科・内科）としての理念・目的の実現とともに、学生の臨床実習教育および教員等の臨床研究に資するために置かれている。

感性福祉研究所は、21世紀の課題「知性と感性の調和」の視点に立ち、その調和に基づいた、豊かな福祉社会を築くことを目的とした研究を行っている。

仏教文化研究所は、仏教文化、仏教福祉及びこれに関連する事象を総合的に研究し、国内及び諸外国と交流し、社会福祉の進歩発展に寄与することを目的としている。

これらの附置研究所、センターは、学部・学科の教育・研究活動に深みを増し、社会的要請、留学生受け入れをはじめ大学を取り巻く国際的環境等にも配慮したものである。

(※3) 各センター規程

(教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮)

学問の動向や社会の変化を踏まえ、さまざまな新しい動きを取り入れている。

たとえば、多職種連携教育（IPE）を令和2年度は、看護・リハビリテーション・福祉心理学科で行った。また、近年の人口知能（AI）技術の進展、ビッグデータ活用などの学問・社会動向を踏まえ、「AIの基礎」の科目を令和2年度から開設した。また、情報福祉マネジメント学科と社会福祉学科とのコラボレーションにより、令和3年度より、福祉先端機器、AI、介護ロボットの活用などに関する検証のためのリビングラボに、社会福祉法人東北福祉会と連携し取り組み、成果は教育に活用する。

地域の課題解決などへの貢献に、産業福祉マネジメント学科の役割も大きい。令和2年度に新たに連携協定（※4）を結んだ白石市の地域共生社会構想に、コロナ後に本格的に取り組み、社会貢献を通じた研究と教育を両輪とする大学づくりを行っている。

令和3年度入学者からの社会福祉士・精神保健福祉士指定科目変更にあたっては、変更の理念である「地域共生社会」づくりのための人材育成を念頭に打合せを重ね、社会福祉学科全体の教育課程の変更を実現し、さらに、地域共生社会とSDGsについては本学の教育・研究・社会貢献の1つの柱とするように、中期事業計画に位置づけられた。

(※4) 協定書など

大学院、総合福祉学研究科社会福祉学専攻においては、大学の理念を踏まえつつ、平成29年3月27日に発出された「社会福祉系大学院におけるカリキュラムと教育システムのガイドライン～福祉人材の生涯にわたるキャリア形成拠点としての役割の変化～」(日本社

会福祉教育学校連盟：現・ソーシャルワーク教育学校連盟）を参考にしながら、大学院のあり方、教育課程のあり方を見直した。また、平成30年度入学者から、福祉心理学専攻においては「公認心理師国家試験受験資格」に対応、令和3年度入学者から、社会福祉学専攻においては「認定社会福祉士」資格取得のための科目履修を可能にするなどのカリキュラム変更を行っている。（※5）。大学院においても、時代の変化に対応した「人類の福祉に寄与しうる人材を養成」を行っている。

（※5）「大学院便覧」、「通信制大学院ガイドブック」

このように、本学は時代の推移を注視しつつ、「行学一如」「自利・利他円満」の理念の下、学則第1条に示された目的・使命の具現化のため、「教育研究組織の編成方針」を踏まえ、必要な教育研究組織および体制の充実に努め、社会的要請に応じてきた。大学を取り巻く国際的環境等への配慮については、上述のように海外に目を向け、外国人との共生・協働社会に向けての教育研究も行われている。

以上のことから、学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切な編制となっている。

今後は、18歳人口減少、産業構造の変化など外部の社会環境の変化の把握や予測、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」、「教学マネジメント指針」、「学部等連係課程実施基本組織」「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について」など諸政策動向をふまつつ、本学の特色ある教育を伸ばす将来構想の検討を進める必要がある。

(2) 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

定期的な検証については、入学者動向、学生満足度・成長実感な学生アンケート、就職状況、学部学科の点検・評価、内部質保証委員会の点検・評価、外部の意見聴取などをもとに、経営戦略会議、部長学科長会議、内部質保証委員会で行われている（※7）。付置組織の感性福祉研究所は、令和2年度に大幅な見直しが行われ、令和3年度からは全学からの公募型研究事業や研究支援を行う組織として位置付けられた。

また、社会貢献・地域連携センターも、令和2年度に大幅な見直しが行われ、令和3年度からは、本学の専門性に合わせた社会貢献を行う地域創生推進センターとして位置付けられた。

（※7）「【様式1】内部質保証 自己点検・評価シート」

今後は、点検・評価結果は中期事業計画・令和3年度事業計画にもいかされているので、

事業計画の達成を通じて、改善・向上が図られていく予定である。

点検・評価や改善・向上にあたって、2章などでも指摘されているように、学内外の情報やデータ・エビデンスの活用、データ・エビデンスをもとに建設的に対話を積み重ねていく仕組みや組織文化づくり（学部・学科を超えた連携強化、教職協働）をさらに進める必要がある。

また、組織の適切性を検証する別の取り組みとして、せんだんホスピタルについては、中期収支改善計画に基づいて改善を進めている。退院率の向上と入院患者数の一定数以上の確保、精神科入院患者の早期退院による社会参加の促進という理念と精神科医療における診療報酬制度の狭間で困難はあるが、今後も収支改善の努力を継続すべきである。

2. 長所・特色

本学の学部・研究科等の教育研究組織は、大学の建学の精神および教育理念そして本学の目的・使命に照らしかつ、編制方針に則り適切に設置されてきた。経営戦略会議や内部質保証システムにより教育研究組織の適切性を検証している。

より深い対人理解・支援、地域共生社会の再構築やSDGsへの貢献をめざしての教育・研究・社会貢献を継続していく教育研究組織となるべく、中期事業計画が定められており、単年度事業計画に基づいた実行が期待される。

3. 問題点

今後は、18歳人口減少、産業構造の変化など外部の社会環境の変化の把握や予測、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」、「教学マネジメント指針」、「学部等連係課程実施基本組織」「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について」など諸政策動向をふまえて、本学の特色ある教育を伸ばす将来構想の検討を進める必要がある。

4. 全体のまとめ

建学の精神「行学一如」のもと、対人理解・支援に関する研究をもとにした教育・人材育成・社会貢献を継続しながら、今後も、事業計画の実行や内部質保証活動を通じて、時代や社会からの要請に応じて、諸課題の解決ができる教育研究組織を模索していく。

第4章 教育課程・学習成果

1. 現状説明

(1) 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学の学位授与方針(Diploma Policy; 以下 DP)は、学士課程においては、大学、学部、学科ごとに、大学院修士課程・博士課程においては、研究科、課程(博士・修士)、専攻ごとに定められている。通信教育部の DP は、通学課程と同じである。いずれも、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示しており、本学ホームページで一般公開している。(※1)

建学の精神「行学一如」のもとに身につけた学士力や専門知を社会や利用者・人びとのために還元していく大切さを伝えている点などで、入学者受け入れの方針(Admission Policy; 以下 AP)、教育上の目的・目標、教育課程の編成・実施方針(Curriculum Policy; 以下 CP)等との整合性・一貫性も認められる。

本学の学生および教職員は、学内ポータルサイト(UNIVERSAL PASSPORT: 以下 UNIPA)でも学位授与方針を閲覧することができる。入学希望者向け、在籍学生向けの冊子での公表は、下表のとおりである。

対象	学部		大学院	
	通学課程	通信教育部	通学課程	通信制大学院
入学希望者	WithYou(大学案内)・募集要項	募集要項 入学案内	募集要項	募集要項
在籍学生	リエゾンゼミ・ナビ	学習の手引き	大学院便覧	ガイドブック

大学院教育学研究科の取り組みとして、DPを学生に周知するためのビデオを作成している。令和2年度は2/3以上の学生が視聴したことからDPの周知方法としては効果的であるといえる。

しかしながら、大学院ではDPに当該学位にふさわしい学習成果の具体的な記述が不足している専攻(社会福祉学専攻・教育学研究科)もあり、令和3年度に改善の必要がある。

なお、平成28年度に受審した前回の認証評価において、学習成果の具体的な明示の不足を指摘された産業福祉マネジメント学科については、平成29年7月に実施された外部評価の結果も踏まえ検討を重ねた後、平成30年2月の部長学科長会議において3ポリシーの見

直しが承認され、平成30年3月に学習成果を明示した学位授与方針を含む3ポリシーを大学ホームページへ掲載(明示)した。なお、この件については、令和2年度に大学基準協会へ改善報告書提出を提出している。

学位授与に関する客観的指標および基準は、学士課程においては、学則および通信教育部学則に「本学を卒業するためには、その区分に従い、124単位以上(ただし、健康科学部保健看護学科は125単位以上)を取得しなければならない(学則第31条(履修方法))」と定められており、さらに「卒業時の通算GPAが1.50未満の場合は、卒業認定試験を受け、合格しなければならない(学則第46条第2項)」と定められている。

(※1) トップ>大学について>教育方針「東北福祉大学の教育方針」

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/tfu.html>

(2) 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定(授与する学位ごと)及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学では、通信教育部・通信制大学院を含め、各学部・学科、研究科専攻ごとに具体的な教育課程の編成・実施方針(CP)が定められており、AP・DPと同様に本学ホームページで一般公開されている。

教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等は、『学生便覧』(通信教育部では『学習の手引き』、大学院は『大学院便覧』『通信制大学院ガイドブック』)に、学科・研究科ごとに詳細に記載されている。

その他、教育内容はシラバスで、教育課程を構成する授業科目区分・授業形態は履修科目表でも明示している。建学の精神「行学一如」のもと、カリキュラムに経験・体験の要素を取り入れ、身に付けた学士力や専門知を社会や利用者・人びとのために還元していく大切さを伝えている点などで、DPとの整合性・一貫性は高いと考えられる。

(3) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】【学専】）
- ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

（教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性）

本学では、学士課程、修士課程、博士課程のいずれの学位課程にあっても、諸法令の定めに加えて、全学および学部、学科の定める教育課程の編成・実施方針（以下、CP）に基づいて授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

（教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮）

『学生便覧』には、各科目の授業形態や標準履修年次だけでなく、「授業科目の流れ」「教育課程の構造」「教育体系」「履修モデル」が示されている。ホームページの履修系統図やカリキュラムマップ（※3）とともに参照することにより、授業科目間の関係や学びの深化、学問的専門性と汎用的能力をどのように身に付けていったらよいか等が、学生に理解しやすいよう、工夫されている。

「履修系統図」「カリキュラムマップ」「履修モデル」の改訂について、一部の学科は令和2年度はホームページへの掲載が大幅に遅れたが、令和3年度は改善され学生が履修にあたって参照できるよう3月末にはすべて掲載を完了した（※2）。また、『学生便覧』とQRコードで連結され学生の利便性を高めた。

通信教育部も『学習の手引き』において「履修系統図」「履修モデル」として学生に提示しており（※2）、簡易な科目ナンバリングを取り入れている。

（※2）カリキュラムマップなど

通学課程 <https://www.tfu.ac.jp/education/curriculum.html>

通信教育部 <https://www.tfu.ac.jp/tushin/report.html>

（単位制度の趣旨に沿った単位の設定）

1 単位あたり 45 時間（講義 15 時間、演習 30 時間）の学修時間の分量に応じて、授業

科目に単位数を設定している。2 単位科目を中心として、内容が少ない科目は 1 単位設定などと変化をもたせている。

(授業科目の位置づけ (必修、選択等))

授業科目は、各学科・研究科専攻の CP に基づき、必修科目・選択必修科目・選択科目等の区分が定められている。これらは、通学課程においては『学生便覧』（冊子体）に明示され（学則第 30 条（授業科目）および学科ごとの掲載）、本学ホームページにおいても公開されている。通信教育部においては、通信教育部学則第 11 条（授業科目及び単位数）、大学院においては大学院学則第 12 条（授業方法・履修方法）、通信制大学院においては通信制大学院学則第 9 条（科目と単位）に明記されている。

なお、従来は資格取得希望者への対応策として、資格取得に必要な単位には含まれるが卒業要件には入らない「資格科目」という科目区分が設けられていた（学則第 30 条（授業科目）、通信教育部学則第 11 条（授業科目及び単位数））。しかしながら、「資格科目」を履修することで卒業要件を満たすと考えたことによる卒業要件科目の履修漏れ、卒業要件科目と「資格科目」における重複履修等、履修登録におけるミスを誘発しやすく、対応が求められていた。

よって、令和 3 年度入学生からは「資格科目」という科目区分をなくし、卒業要件科目の履修漏れなどを防ぐ対応を取った。

(個々の授業科目の内容及び方法)

各授業の内容・構成および到達目標は、それぞれ学科・研究科専攻の CP に基づく毎年の精査（学科のシラバス委員のチェック）を経て作成され、シラバスとして公開される。

(各学位課程にふさわしい教育内容の設定)

総合福祉学部では、分野別質保証のための参照基準（社会福祉学分野・心理学分野）（日本学術会議）を参考資料として、教育内容を設定している。また、総合福祉学部、教育学部、健康科学部では、取得できる資格・免許状に必要な科目や教育内容の要素が大きいが、それだけに留まらず、それぞれの専門性に基づく学位の取得に向けた教育を提供し、本学の DP 達成のための科目配置に努力している。

総合マネジメント学部では、情報福祉マネジメント学科が、新しい試みとして情報処理学会の「情報学を基礎とする学科対象の教育カリキュラム標準の策定及び提言」、情報処理推進機構の「基本情報技術者試験」などを参照すべき外的基準とし、学科の DP やコース（デザイン系、マネジメント系）などの特性をふまえたカリキュラム改善を重ねている。

また、産業福祉マネジメント学科では、専門性をいかし、地域・行政・企業等と連携して、地域の課題を解決する実践的な学習（例えば「仙台駅東まちづくりプロジェクト実践活動」等のフィールドワーク）を積極的に実施している。

令和3年度からは、事業計画2章2-6において、「SDGs（持続可能な開発目標）や地域共生社会に関して「リエゾンゼミ」などを活用して学生に周知し、学びを深めることについて検討する」と定められた。また、個々の学科が「学生の可能性を引き出す特色ある教育」のために実施することをそれぞれ事業計画に記載した（※3）。

（※3）令和3（2021）年度事業計画

なお、前述したとおり、令和2年度実施の学外意見聴取では、カリキュラムについての意見を数点いただいた。よって、より各学位課程にふさわしい教育内容の設定をするため、学科で検討した結果は以下の通りである。（一部学科抜粋）

【社会福祉学科】

「社会福祉コース」と「総合福祉コース」のDPが同じでよいのかという指摘を受けた。この指摘を受けて、学科のカリキュラム検討ワーキングや教員間での検討を深め、令和3年度からのカリキュラム改編では2つのコース分けを廃止することが、学科会議で決定された。令和3年度からはソーシャルワークの学びを基軸に「社会福祉学」が、今後のわが国において福祉施設や医療施設だけではなく、企業や公務員を含めて様々な領域で必要になることを念頭においた学科全体のカリキュラム編成を行うことになった。

【福祉行政学科】

「SDGsの価値観が浸透する中であって福祉行政学の考え方はますます重要になってくると感じている。公務員や民間総合職を育成する他の大学・学科とは違う東北福祉大学ならではの価値観を持った人材がより多く巣立つよう、『福祉行政』の『福祉』にもっと軸足を置いたカリキュラムがあつていいように思う。」という指摘があつた。よって、学科内で検討し、令和3年度からの教育課程において、「専門基幹科目D群」を設置して、福祉関連科目を整備した。

【産業福祉マネジメント学科】

「福祉と産業社会」あるいは「福祉と社会課題」を結びつける科目が少なく、理念に学問の現場が追いついておらず、福祉の視点を意識した産業論やビジネス論を学べる必要があるとされていた。指摘の通り、福祉の概念を明示的にビジネスに結び付けられていると一目で理解できる科目名はあまりないと考える。しかし、科目の実態としては、たとえば「起業フィールドワーク」などは社会的起業という地域課題をビジネス的視座で解決する人材育成を目指しており、実践的に社会課題に対応することを学ぶ科目になっている。地域課題は多様であるが、社会的課題の多くは福祉の視点での分析が不可欠である。担当教員はその視点を常に意識して教育に当たっている。ただし、こういった学科の実態を学外に十分に伝達できていない可能性がある。よって、学びの内容も含め、広報も含めた情報提供をしっかりと行うとともに、さらに科目内容を充実していく。

【情報福祉マネジメント学科】

福祉と情報科学を結びつけた学問の重要性、ニーズは認められるものの、情報系科目と福祉系科目を個別に学ぶカリキュラムに感じられるとされた。この結果は、学科会議にお

いて共有・検討した。令和3年度以降、3コース制となっている本学科のコースを2コース制へ変更し、コース内容およびカリキュラム内容の変更を検討しており、その検討材料の一つとなった。

(初年次教育、高大接続への配慮【学士】)

本学の特徴でもある1年次の「リエゾンゼミⅠ」は、各学年少人数のクラスで運営し、PBL、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、ディスカッション能力、リーダーシップ、主体性、協調性を養成し、学年が上がるごとに専門性を深化させる科目として機能している。

令和2年度は、新型コロナによりオンライン授業が主となったが、1年生の生活リズムや不安軽減のため、1時限目に設定するとともに、双方向の授業形態を実施し、グループワークや発表会の方法を取り入れ、教員やゼミ生間の交流の場づくりに配慮した。

高大接続については、令和2年度開始の「高大連携プログラム」を経て入ってきた入学者の意欲や成績などを追い、効果を確認していく。

(教養教育と専門教育の適切な配置【学士】)

教養教育について、「基盤教育科目」として最低23単位以上修得が必要な学科が多く、単位数は多くはないが、「教養教育」「ICT教育」「外国語教育」「国際教養理解」「スポーツ・健康教育」「キャリア形成支援」「社会参加・実践活動」などの領域からなる多様な授業科目を設定している。

(コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等【修士】【博士】)

大学院においては、前期・後期の2学期制として体系的なカリキュラムを組み、1年次では、理論と応用能力がしっかり身に付くようなコースワークを中心に実施し、2年次では、コースワークと個人への研究指導を通じて学位論文作成をめざすリサーチワークを適切に組み合わせた教育が行われている。

(教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり)

以上のような教育課程の編成は、学科や教務部が主に対応している。全学内部質保証推進組織のかかわりとしては、各研究科・学科、部署が取り組んでいる自己点検・評価において、教育課程の編成における課題点が出てきた際に、関係学科・部署に対し改善を促すようフィードバックを行っている。

評価の視点2: 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学では、建学の精神である「行学一如」に基づき、社会での即戦力となりうる人材の

育成を行ってきており、正課内外を問わず社会的および職業的自立を図るための教育に、全学的に取り組んでいる。以下に具体例を挙げる。

1) 多くの学科で各種国家資格等の取得を推奨

2) 「実学臨床教育」の実施（※4）

（※4）トップ>学部・大学院> 実学臨床教育（総合福祉学部のみ履修可）

<https://www.tfu.ac.jp/education/jitsugaku.html>

3) ボランティア活動、正課外活動の単位化

4) 中・長期インターンシップの実施

5) 福祉心理学科、保健看護学科、リハビリテーション学科による多職種連携教育

6) リエゾンゼミ（初年次教育）（※5）

（※5）トップ>学部・大学院>初年次教育（リエゾンゼミⅠ）

<https://www.tfu.ac.jp/education/basics/edu.html>

令和2年度は、上記の活動の多くが中止、縮小を余儀なくされたが、その中でも各学科・部署は様々な工夫を凝らした。例えば、中・長期インターンシップの実施においては、単位制インターンシップの中止に伴い、「キャリアデザイン・インターンシップ」が休講となったが、令和2年度の1年生が次年度に「キャリアデザイン・インターンシップⅡ」を履修できるよう、「キャリアデザイン・インターンシップⅠ」という講座をオンライン配信した。履修単位外ではあったが、最終受講学生数は215名（内1年生167名）となり、多くの学生が受講した。

今後も、より学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するために、学生の教育・研究・社会貢献活動への参加を促す取り組みを実施するとともに、産業界や卒業生からの学外意見聴取を積極的に行い、カリキュラムや課外活動にうまく取り入れていくことが望まれる。

(4) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うためのさまざまな措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・適切な履修指導の実施
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】）
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

以下のような取り組みを通じて、各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的な教育が行われるようにしている。

(各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置)

単位制度の実質化＝学生の学修時間を伸ばし十分な学習量を確保し、学習成果をあげるために、シラバスには授業の事前事後学修として行うべきことを記載している。また、到達目標を提示し、科目の学修を通じた成果を明確にしている。

CAP 制については、平成 28 年度に受審した前回の認証評価において、年間最大履修可能な単位数の上限についての指摘事項については、「資格科目履修者」の単位数を 58 単位に減ずることとし、履修規程を平成 31 年 4 月 1 日に一部改正施行することで改善した。令和 3 年度以降は、単位制度の趣旨に照らして、上限 46 単位、2 つの国家資格や免許状を取得する強い意志がある者は上限 54 単位、成績優秀者に限っては上限を 50 単位とする改正を実施した。

令和 2 年度は、オンライン授業、オンデマンド配信などの授業が主となり、学生の学修環境や時間が大きく変わっていった。令和 3 年 1 月に本学学生に実施した「新型コロナウイルス感染症の影響下における意識・行動の変化に関する調査」では、約 6 割の学生が「学修時間が短くなった」と答えているため、オンライン授業での学修時間の確保についても、今後の課題である。

(シラバスの適切な作成と運用)

学内の教務部委員会のなかに「シラバス小委員会・教育課程編成小委員会」を設置し、シラバスの内容の充実を意図して記載項目やその方法について検討してきた。現行のシラバスは、全学的に統一されており、授業の形態、テーマ、目的、到達目標、受講要件、概要、方法、計画、時間外学習（予習・復習等）、参考文献等、評価の方法・基準（評価割合）、特記事項（資格認定科目等）や履修上の注意事項等が明確に記載されている（※6）。

科目担当教員は、「シラバス作成の要領」に沿ってシラバスを作成し授業を展開している。

また、学内ポータルサイト「UNIPA」においてすべてのシラバスが公開されている。そのことによって、学生は、所属学科等の履修モデルや履修系統図を見ながら学生自身の履修計画を立てたり、受講期間中に自律的な学修（予習・復習を含めて）をしたりすることが可能となっている。

なお、学期末に実施される受講生による授業評価によって、「授業内容や方法」「シラバス通りに授業が進められているか」「進行ペース」「質問の受け答えの仕方」などについて

受講生の意見を担当教員にフィードバックできる体制を整えている。

授業評価の結果については、後述する。

授業全体については、教員個人が授業評価を受けた科目すべてについて改善目標を「EduTrack」あるいは教員研究室入り口に掲示し、次年度に学生が履修登録する際の参考とできるようにするなど、授業の一層の充実化につながるような体制づくりをめざしている。

通信教育部でも、印刷教材による授業、面接授業、放送授業、メディア授業の4つの授業方法ごとにその内容（シラバスに相当）を『レポート課題集』に記載。授業の目的、到達目標、学習成果（レポート課題）の指標、授業内容および方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法および基準等の明示はなされている。作成にあたっては、通信教育部教職員ならびに通信教育部委員会、シラバス検討委員会の教員による第三者チェックを行っており、一般の方もホームページでも閲覧が可能である。『レポート課題集』は毎年3月下旬には学生および教職員に配付している（※7）。スクーリング・アンケートにより、シラバスと授業内容が大きく相違がないことは確認されている。

（※6）「東北福祉大学 シラバス作成要領」

（※7）『レポート課題集』

（学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法）

講義科目であっても、一方向のみの授業方法は少なくなっており、学生同士の意見交換・話し合い・グループ発表、質疑応答、確認テスト解答、まとめや感想を書く時間の挿入・設定など、さまざまな方法を通じて、学生の主体的参加を促す授業を行っている。

プロジェクト実践活動などPBL、インターンシップや実習など実践現場での授業も用意されており、丁寧な事前事後学修を行っている。

（学生の主体的参加を促す授業～代表的な取り組み例）

産業福祉マネジメント学科では、地域の課題を解決する実践的な学習（例えば「仙台駅東まちづくりプロジェクト実践活動」等のフィールドワーク）を積極的に実施している。令和3年度は、フィールドワークもハイブリット型授業として、オンラインで事前配布した資料等を使った予習を経て、対面授業で少人数によるアクティブラーニングを取り入れていく。

情報福祉マネジメント学科では、学科の特色でもある情報の専門スキルを体系的に修得するため、実習科目も充実させている。実習では、少人数のクラス編成、教員と学生アシスタントによるチームティーチングを実施している。また、各年次のゼミの集大成として4年次に卒業論文として取りまとめ、口頭試問を受けている（※8）。

医療経営管理学科では、学生の主体的参加を促す授業方法としてはリエゾンゼミⅠの後期に「地域における健康増進活動」に参加するフィールドワークや「地域の医療における

諸課題」をテーマにした PBL を導入している。また 1 年次必修科目の医療概論では、チーム基盤型学習を用いた、医療過誤、医療の質の地域格差、医療保険制度の疲弊などの課題にアプローチし、初年時から主体的な学びを意識した授業方法を採用している。1～4 年には福祉ボランティア I～IV、キャリアデザイン・インターンシップ I～IV、3 年次には医療機関実習など、行学一如の理念に沿った実学教育が提供されており、能動的な学びを促す機会が設けられている (※9)。

その他、さまざまな形で学生の主体的参加を促す授業を実施している。

(※8) トップ>学部・大学院>情報福祉マネジメント学科

「情報福祉マネジメント学科での学び」

(<https://www.tfu.ac.jp/education/dmwi/index.html>)

(※9) トップ>学部・大学院>医療経営管理学科

「医療経営管理学科での学び」

(<https://www.tfu.ac.jp/education/dheq/index.html>)

(国家試験対策の充実)

国家試験対策では、保健看護学科として、看護師・保健師国家試験合格者を全国平均以上保持するため、模擬試験や mediLink 看護 (看護師国家試験合格支援プログラム) を活用し、国家試験対策に取り組んでいる。その結果、今年度の合格率は、後述 (6) に記載の結果となった。学科内では、このプログラム学生がどのように取り組んでいるか、使いやすさはどうか等、学生のヒアリング等より検証している。今後もプログラムを継続し合格率を保持するための取り組みを継続していく必要がある。

(適切な履修指導の実施)

履修指導については、学年別・学科ごとに履修ガイダンスにて行っている。令和元年度実施分・履修ガイダンスのアンケート結果では、わかりにくいという学生の声が平成 30 年度に比して半減し、大幅に改善した。『学生便覧』や履修のルールがわかりにくいという学生の声があり、令和 3 年度用『学生便覧』が改訂された。令和 2 年度にコロナ対応で作成された動画ガイダンスの充実もなされた。

教員、職員による個別相談も充実している。また、一部の学科では履修に誤りがある可能性のある学生への個別の指導も行っている。

通信教育部においては、わかりやすい印刷物 (『学習の手引き』) の作成、学習ガイダンスの各会場やオンデマンド動画化とともに、履修ルールの単純化、提出された履修登録に誤解がないかの確認、個別指導を通じて、適切な履修指導を行っている。

大学院、通信制大学院においても、ガイダンス、印刷物、個別相談・指導を通じて、適切な履修指導を行っている。

(授業形態に配慮した1授業あたりの学生数【学士】)

令和2年度は、前期はすべての科目をオンラインで実施し、後期は40名以下(履修者数)の科目について対面授業を実施した。よって1授業あたりの学生数の適正さは確認できていないため、令和3年度再度検証する。

通信教育部の講義科目においては、令和2年度はコロナ禍によりオンデマンドスクリーニングに振替開講、受講者数が最も多い科目で170名以下、演習は20名以下である。大学院、通信制大学院も少人数である。

(研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施【修士】【博士】)

研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)については、シラバスにスケジュールが明示され、個別の研究指導は問題なく行われている。また、今年度のコロナの感染拡大のような不測の事態による研究スケジュールの変更にも、各教員において柔軟に対応している。

なお、社会福祉学専攻では院生が「個別学修計画」をたて、一定の効果をあげている。

通信制大学院では、『通信制大学院ガイドブック』において適切に明示されており、それに基づく研究指導も対面、メール、オンライン会議ツールであるGoogleMeetなどを通じて適切に実施されている。

(各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり)

教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織のかかわりとしては、授業評価などの提示、内部質保証、自己点検・評価報告にあたっての指摘などを通じて行っているが、改善の主体は各学部・研究科である。

(5) 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1: 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定にかかわる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

(単位制度の趣旨に基づく単位認定)

本学では、学則第36条に則り「1単位の授業科目あたり45時間の学修」を必要とする内容をもって授業を構成している。くわしくは、(4)でも述べた通りである。

通信教育部では、単位数の算定基準については通信教育部学則 16 条において、印刷教材による授業、放送授業、面接授業、メディアによる授業の時間数などを規定している。

(成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置)

本学は、通信教育部を含む全学で GPA 制度に基づく成績評価を行っている。学士課程における学業成績は、各授業科目における学生の到達目標を「ほぼ完全に達成」秀、「十分に達成」優、「概ね達成」良、「最低限達成」可、「達成していない」不可の 5 段階で評価し、全科目の評価を 4 点～0 点の評点に換算して、その単位数で加重平均することによって GPA を算出している。このような学部の成績評価と単位認定については、学則におよび試験規程において定められている。また、本学の成績評価の方針と取り組みについて教職員に周知している。

GPA の分布についても大学、学部学科にフィードバックし、適正な運用に努めている。

成績評価及び単位の認定に関しては、シラバス上の必須項目として記載しなければならず、評価項目ごとに%（割合）を明記して、受講生に対する説明責任を果たしている。

教育評価のあり方については、FD 活動などを通じて、さまざまな多様な見解を教員が出し合い、全学的に対話や議論を重ねていく必要がある。その地道な取り組みが、結果的に、学生を伸ばし、学習成果を高めていくことになる。

成績評価結果に対して疑義がある場合は、所定の方法で教務課に届け出ることができ、必要に応じた再評価や単位認定の修正が可能である。

通信教育部でも同様の GPA 制度を導入し、成績評価と単位認定を適切に行っている。

通信制も含む大学院における評価方法・評価基準、学位論文の評価基準及び可否の手続きの枠組みの明示に関しては、大学院学則 16 条・19 条や学位規則 11 条などにて明示されている。

(既修得単位等の適切な認定)

既修得単位認定については、学則第 32 条（入学前の既修得単位等の認定）において定められている。本学通信教育部、国内留学の協定校および学都仙台単位互換ネットワークの協定校との間では単位互換が可能であり、学生に明示している。

また、TOEIC などに代表される外国語の語学能力検定試験（外部テスト）において、本学の履修規程に定められた点数・等級を越える成績を得た学生については、所定の手続きの後に必修の外国語科目の履修を免除し、単位を認定することができる。IT パスポート試験、基本情報技術者試験の合格者も、情報処理系の一部科目の単位認定がされる。

通信教育部においては、編入学にあたっての既修得単位認定は、入学前の多様な学習歴を認め、通信教育部学則第 39 条（編入学）の規程により、一括認定と社会福祉士・精神保健福祉士国家試験指定科目の個別認定を行っている。これらは『募集要項』および『学習の手引き』に明記されている。（※10）。

(※10)『通信教育部 学習の手引き』

大学院・既修得単位認定については、大学院学則第 15 条および通信制大学院学則第 13 条において、15 単位を超えない範囲で課程修了要件に算入できるとされている。また、教育研究上有益と認めるときは、ほかの大学院等との間に単位の互換を行うことができ、15 単位を超えない範囲で、他大学院等で修得した単位を本大学院で修得したものとみなすことができる。

(卒業・修了要件の明示)

いずれも学則、ならびに学生向け『学生便覧』『学習の手引き』などに明確に明示され、明示されたとおりに運用している。

(成績評価及び単位認定にかかわる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり)

成績評価及び単位認定については、原則として当該授業を担当する教員の責任と権限で行われている。全学的なルールとしては、定期試験の受験条件として所定の授業回数の 2/3 以上（科目によっては 4/5 以上）の出席が必要であること等が試験規程にて定められている。各種の演習、実験・実習および実技の科目については、出席時間・レポート提出または授業時間中の試験により定期試験に代えることがあるが、基本的に試験を受けていないものは成績評価の対象にならない。各年度における科目ごとの成績分布は、必要に応じて科目担当教員等が作成し、授業評価アンケートの結果等と併せて学科会議等で共有されている。

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与にかかわる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

(学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表)

学士課程では、情報福祉マネジメント学科が卒業論文必須である。「論文の基本的構成」「研究背景に関する記述」…（中略）「考察・結論に関する記述」「スライドの内容・体裁」「発表の姿勢と質疑応答」などの評価項目からなるルーブリック評価を付している。

修士課程では、修士論文の審査基準は、規程上は「学位規則」「学位論文審査基準」で明記されており、院生向け冊子では『大学院便覧』『通信制大学院ガイドブック』（※11）で

案内されている。また、ホームページでも公開されている。

(※11)「学位規則」「学位論文審査基準」「大学院便覧」

通信制大学院 HP「学位論文の審査基準」https://www.tfu.ac.jp/tushin/gs_yoko/examination.html

博士課程では、平成 28 年度に受審した前回の認証評価において、指摘された「課程博士」については、大学院委員会と研究委員会において検討し、上記学位規則第 17 条 2 項の但し書きを削除するとともに、課程博士と論文博士の取り扱いを明確に区分し、平成 30 年 4 月 1 日より一部を変更して施行することで改善を図った。

(学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置)

本学では、個別科目の厳格な成績評価の下で、卒業認定および学位授与については、学則第 46 条に「4 年以上在学し、所定の授業科目および単位数を取得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する」と定めた通り実施している。また、同条に「卒業時の通算 GPA が 1.50 未満の場合は、卒業認定試験を受け、卒業試験に合格しなければならない」と定めており、学力の質保証に努めている。

なお、通信教育部では、すべての卒業生が卒業試験または卒業研究のいずれかの合格が必要となる。「卒業時の通算 GPA が 1.50 未満の場合」は、卒業面接（口頭試問）を受け、合格しなければならない。以上の内容は、学部学則において定められるとともに、学位規則においても手続き等を含め詳細に規定されており(※13)、学部学生（通信制学生）には、学生便覧等(※14)において明示される。

(※12)「東北福祉大学 履修規程」

(※13)「東北福祉大学学部学則」「東北福祉大学通信教育部学則」「東北福祉大学大学院学則」「学位規則」

(※14)『学生便覧 STUDENT HANDBOOK』、通信教育部は『学習の手引き』

大学院においては、大学院学則第 17 条で「修士課程の修了要件」、18 条で「博士課程の修了要件」19 条にて「修士論文・博士論文」の要件、20 条にて「修士・博士の学位論文・最終試験の合格・不合格は、研究科委員会が選出した審査委員の報告に基づいて、研究科委員会の審議を経て大学院委員会の承認を得た上で、学長の承認を得る」ことが規定されている。

学位論文審査基準も定められており、大学院生（通信制大学院生）には、『大学院便覧』p.50『通信制大学院ガイドブック』2 章で明示され、さらに通信制大学院はホームページでも公開している。

以上により、修士・博士の学位授与に関しても客観性・厳格性を確保している。

(※15)「大学院学則」「通信制大学院学則」「学位規則」

(※16)「大学院便覧」「通信制大学院ガイドブック」

(学位授与に係る責任体制及び手続の明示)(適切な学位授与)

学位授与については、前述のとおり学則第 46 条にて、教授会の議を経て、学長が認定することとしており、教授会は教務部が開催日時、審議事項、報告事項等を取りまとめ、開催、運営を行う。また、学位授与が認められた者への通知も教務部が行う。

(学位授与にかかわる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり)

学位授与については、これまでに記載された規程のもと、担当教員の責任と権限で行われた授業科目の単位の積算や学位論文の厳格な審査を元に行われている。

(6) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定(特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。)

(基本的な考え方=アセスメント・ポリシー)

本学アセスメント・ポリシー(※17)では、学修成果の把握および評価について、下記のように定めている。

・3つのポリシーに基づき、機関レベル(大学)・教育課程レベル(学部・学科)・科目レベル(授業・科目)の3段階で学修成果を査定(アセスメント)する

1. 機関レベル 学生の志望進路(就職率、資格・免許を活かした専門領域へ就業率及び進学率、等)から学修成果の達成状況を査定する。

2. 教育課程レベル 資格・免許の取得状況、卒業要件達成状況(単位取得状況・GPA)から教育課程全体を通じた学修成果の達成状況を査定する。

学年ごとの単位取得率・成績分布の状況から、学士力における汎用的技能と態度・志向性について、1年次における基礎、2年次における活用と実行、3年次における応用と定着、そして4年次での統合的学習、創造的思考の獲得状況を学修成果として査定する。

3. 科目レベル シラバスで提示された授業等科目の学修目標に対する評価、及び学生アンケート等の結果から、科目ごとの学修成果の達成状況を査定する。

(※17 アセスメント・ポリシー)

https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/assessment_policy.html

(指標の設定)

各学位課程の分野の特性に応じた学習成果測定は、各学部・学科・研究科のDPに基づき、主に授業科目の学業成績(客観評価としての修得単位数およびGPA: Grade Point Averages)と学生の振り返り調査(主観評価)を指標として行われている。

1. 機関レベル

(客観評価) 就職率、資格・免許を活かした専門領域へ就業率

(主観評価) マイステップ (学修ポートフォリオ)

2. 教育課程レベル

(客観評価) 資格・免許の取得状況、卒業要件達成状況 (単位取得状況・GPA)、学年ごとの単位取得率・成績分布の状況

(主観評価) マイステップ (学修ポートフォリオ)

3. 科目レベル

(客観評価) 科目評価、提出物の評価、振り返りシート、面談

(主観評価) 科目ループリック

授業レベルでの学習成果の測定結果は、担当教員の授業改善にいかされている。

(※18) 「IR 情報」 <https://www.tfu.ac.jp/ir/index.html>

DP で示した能力の修得について、専門的な職業を担うのに必要な当該資格の取得を客観的指標の一つとしている。令和 2 年度卒業者の各種資格取得状況を下表に示した。

- ・ 社会福祉士 110 人/208 人 (合格率 52.9% [前年度 61.2%]) ・ 全国平均 29.3%)
 - 通信教育部 80 人/148 人 (合格率 54.1% [前年度 56.4%]) ・ 全国平均同上)
 - ・ 精神保健福祉士 36 人/50 人 (合格率 72.0% [前年度 62.2%]) ・ 全国平均 64.2%)
 - 通信教育部 25 人/40 人 (合格率 62.5% [前年度 65.6%]) ・ 全国平均同上)
 - ・ 介護福祉士 24 人/25 人 (合格率 96.0% [前年度 100%]) ・ 全国平均 71.0%)
 - ・ 看護師 77 人/77 人 (合格率 100% [前年度 97.6%]) ・ 全国平均 95.4%)
 - ・ 保健師 20 人/20 人 (合格率 100% [前年度 100%]) ・ 全国平均 97.4%)
 - ・ 作業療法士 43 人/44 人 (合格率 97.7% [前年度 97.4%]) ・ 全国平均 81.3%)
 - ・ 理学療法士 37 人/38 人 (合格率 97.4% [前年度 96.2%]) ・ 全国平均 79.0%)
 - ・ 救急救命士 13 人/15 人 (合格率 93.4% [前年度 84.6%]) ・ 全国平均 86.9%)
 - ・ 公認心理師 (大学院) 1 人/1 人 (合格率 100% [前年度 97.6%]) ・ 全国平均 53.4%)
- <民間資格>
- ・ 診療情報管理士 17 人/29 人 (合格率 58.6% [前年度 83.3%]) ・ 全国平均 62.4%)
 - ・ 臨床心理士 (大学院) 1 人/1 人 (合格率 100% [前年度 97.6%]) ・ 全国平均 62.7%)
- <採用状況 実績>
- 教 員 教諭 104 名、講師 57 名 (前年度：教諭 110 名、講師 47 名)
 - 採用試験合格者数 109 名 (前年度：122 名)

公務員 109名（前年度：111名）

看護師（保健師） 67（5）名（前年度：73（6）名）

作業療法士・理学療法士 43・37名（前年度：38・51名）

特別支援学校の教員採用試験においては、過去7年間の採用者数が319名と日本一の実績を残している。なお、近年は小学校卒での採用が伸びている（朝日新聞社出版『大学ランキング』調べ）。

（通学課程における学生の振り返り調査＝主観評価の例）

たとえば、社会福祉学科においては、学生が身に付けるべき資質・能力として「社会福祉実践力」を掲げている。これら「社会福祉実践力」の習得度を学修成果として評価するにあたっては、大学・教員側だけでなく、学生自身との協働によってなされている。すなわち、学生自身が、授業科目の成績評価等に基づく単位修得状況、学修実態調査、アンケート等の機会を通じて、教員とともにDPの達成度を確認することになる。

学生は、ゼミ教員等との対話のなかで、少なくとも年に1回、マイステップ（学修ポートフォリオ）の項目について振り返り、根拠資料とともに結果を記載する。これを学年進行に沿って続けることにより、当該学生の「伸び」を教員とともに把握し、評価することができると考えられる。社会福祉学科のDPには、124単位の単位取得と求められるGPAを満たしたうえで、上記の資質能力について実践を通して理解を深めた人物に学位が授与される旨が明記されている。

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ループリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

（基本的な考え方）

学位授与方針に明示した学習成果を、実際に学生・卒業生が身につけているのかの把握・測定・評価は非常に難しいが、取り組み甲斐のある課題と考え、以前より、アセスメント・ポリシーのもと、これまで、さまざまな把握方法の開発を進めてきた。

現状では、いずれの学部学科・研究科も、学士力を測る業者テスト、米国の卒業前総合統一試験、欧米や日本で試行されたOECD-AHELO フィージビリティ・スタディなどの、いわゆる標準化試験（客観的アセスメント・テスト）は実施していない。

以下のように、ループリック、学生の主観調査、卒業生、就職先への意見聴取から行っ

ている。

(通学課程・学部)

1) ルーブリックを活用した測定

学業成績のうち、数値化が困難な項目に関しては、授業科目に横断的に活用が可能なコモン・ルーブリック（※19）を作成し、必要に応じて評価に活用している。

コモン・ルーブリックとは、これまでに「コミュニケーション能力」、「プレゼンテーション能力」、「情報リテラシー」、「数量的リテラシー」、等の評価軸が考案されている。

(※19) <https://www.tfu.ac.jp/students/rubric.html>

また、学科・研究科等で授業科目ごとに考案されたルーブリックも「科目ルーブリック」としてホームページ上に公開されている（URL 同上）。

また、新しい試みとして、主に医療系の科目群によって構成されたカリキュラムに共通して適用しうる「医療系ルーブリック」を作成し、平成 30 年度より一部の学科で試験的に適用している。各レベルに相当すると認められるには、社会的通念に照らして根拠となりうる資料やエピソードが要求される。

2) 学習成果測定を目的とした学生調査～学修ポートフォリオと「学修活動アンケート」

全学的な学習成果の把握の取り組みとして、学修ポートフォリオ（マイステップ）が導入されている。入学時から卒業までの継続的な学修歴と活動歴を蓄積し、学生と教職員とのコミュニケーションを介して、相互に学習成果を確認できる。

また、FD 委員会が開発した各種アンケート調査が、在学生および卒業生等に対して年次毎に実施されている。

学生の振り返り調査（主観評価）は、全学科において、これら学修ポートフォリオと「学修活動アンケート」で行われている。

これらの結果は、学科ごとに、「ディプロマポリシーに基づく各種取組の適切性の検証」の報告書にまとめられている。

なお、学生アンケートやマイステップの回答率・利用率が低いため、アンケート項目やマイステップの内容の再検討を行う必要があるなどの課題は後述する。

3) 学外有識者からの意見聴取

本学では、卒業生の就業の有無に関わらず、定期的に広く学外からの評価・意見聴取を行い、各学部・学科における指導・運営の方針や個々の授業内容、カリキュラム（教育プログラム）の改善等に役立っている。

令和 2 年度は、全学科を対象に、3 名の外部有識者より意見聴取を行った。従来は、書面による報告に加えて、教務部長、該当する学科長および学科専任教員を交えたヒアリングを実施していたが、令和 2 年度は感染拡大防止の観点から、3 名のうち 2 名については書面

のみとした。

学外意見聴取の結果は、報告書として部長学科長会議にて共有するとともに HP に公表しており（教職員のみ閲覧可能 ※20）、各学科には、その報告内容を自己点検・評価に活用してもらうよう「自己点検・評価シート（様式 1）」に記載欄を設けた。その点検・評価結果は（3）「各学位課程にふさわしい教育内容の設定」で詳細を記載している。

（※20）トップ>IR 情報>学外者からの意見聴取「企業等からの評価・意見聴取」

<https://www.tfu.ac.jp/IR/company.html>

（通学課程における課題）

これまで、学生の達成度や伸びを測ろうとするなど、学習成果のさまざまな把握・可視化方法の開発を行ってきた。

これらの有効性は、毎年実施されるFD活動アンケートにより検証を行っている。令和元年度の結果は、本学ホームページ「2019年度FDアンケートの結果」で掲載している（※21）。

（※21）https://www.tfu.ac.jp/ir/questionnaire_teacher.html

しかし、近年は、これらの学生調査の利用率、回答率が低位に推移していることの改善は、課題としてあがっている。FDアンケートの結果でも「各種学生アンケート」や「学修ポートフォリオ」は、学習成果の把握に「役立った」旨の回答は半数程度に留まった。

（通信教育部における把握の取り組み）

通信教育部でも、冒頭に記載された「アセスメント・ポリシー」に基づき、学習成果が把握され、国家試験合格率は前項の通りである。分野の特性に応じた学習成果を、学科で学んだ内容を自身で問題設定し記述する「卒業試験」または「卒業研究」（いずれかの合格は必須）でも把握している。

学士力については、在学中は「学修実態調査」で、卒業時は「卒業生アンケート」で、「本学通信教育部で社会福祉学、心理学を学ぶことで、最低限身につけるべき知識や考え方」がどの程度身につけているかを尋ねる「学びの振り返りアンケート」（平成 29 年度 3 月卒業生より開始・回答は任意）で専門性の理解度を測定する主観調査を実施している。

「学士力」「卒業時に身につけるべき専門的知識や考え方」が「身につけているか」を問う質問に、「身につけている」と回答する割合は8～9割と高い。卒業生が「社会的に望ましい回答」をしている可能性はある。しかし、下表の各項目に関連する内容は自由記述でも数多く寄せられ、学士力の獲得が実感されていることも推察できる。

また、自由記述では、自ら大学での学びを志した社会人ならでの、DP達成にとどまらない多様な学習成果が把握される。

通信教育部卒業生へのヒアリング調査でも、「通信教育部のレポートを通じて身に付く学ぶ力・考える力・伝える力があれば即戦力になる」などのコメントをいただく。卒業生は通信教育部の学びを肯定的にとらえており、今後もさまざまなかたちで学び続けたいと

いう思いを表明する方も多い。その結果、通信制大学院や地域の大学院へ進学する方もいる。卒業後に、福祉などの研修の参加者も多い。学びの大切さ、楽しさに気付くことも大切な学習成果ととらえられる。

(大学院・通信制大学院における把握の取り組み)

大学院（通信制含む）では、所定の授業科目における単位取得状況と、学位論文の質的内容およびそのプレゼンテーション能力などで学習成果把握を行っている。（※22）

（※22）大学院便覧

<https://www.tfu.ac.jp/students/arpn890000001r6d-att/s9n3gg000000uiyp.pdf>

また、学位論文審査基準に基づき、主として①研究課題の明確性および先行研究を踏まえての的確性、②課題を追求する上での方法論の適切性、③研究方法および調査方法の妥当性、④結論の妥当性、⑤研究の独創性と研究分野への貢献、等の観点からの評価をしている。

(学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発)

ここまで記載したように、本学はこれまで、学生の学習成果やその伸びを把握および評価するためのさまざまな取り組みを重ねてきているが、一度、把握・評価測定方法の再整理が求められている。

評価の視点 3: 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

学習成果の把握は、IR センター、FD 委員会が主に企画・実施をしている。内部質保証の観点からは、内部質保証委員会からの指摘が行われている。

(令和元年度内部質保証委員会からの指摘)

- ・アンケート全体の再設計が求められていること。
- ・結果を学内に共有し、改善や学生の成長につなげ、学生や教職員の回答意欲を下げないようにすること。
- ・学修ポートフォリオ（各種マイステップ）も全学的に浸透しているとは言えず、DP などに基づく学習成果の把握の再設計が求められていること。

これらの改善については、専門部署としての IR センターの他、学部学科教員の忌憚のない意見の吸い上げ、教職協働や卒業生の参加、今後の社会の変化に応じて求められる学習成果とその測定方法の開発などにより、多様な立場や観点を反映させた学習成果の把握方法を検討していく必要がある。

将来的には学生も参加したなかでの学習成果の把握が検討されてもよいと考えられる。

(7) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

(改善・向上の取り組みにおける IR センター、FD 委員会、教務部委員会の役割)

学習成果の測定結果の適切な活用に基づく教育課程およびその内容、方法の適切性についての点検・評価は、測定を行う IR センター、教務部委員会や FD 委員会（通信教育部では、通信教育部委員会、大学院・通信制大学院は研究科委員会）が改善・向上も担当している。

令和 2 年度は、全学部学科において「教育課程編成・実施の方針に照らした学修への取組の適切性に関する検証」を実施している。

(授業評価とその活用)

令和 2 年度は、前期・後期ともに自由記載のみの様式とし、特にオンライン授業についての評価結果を次期の授業に反映させることに重点をおいて実施した。回答率は、学部が平均 58.9%（範囲：50.4%～76.1%）、大学院では平均 70.8%（範囲：60.9%～74.5%）となった。前期・後期ともに、改善要望として「課題（宿題）の量」やその「提出期限」を適切にして欲しい旨の記述が多くあげられた。しかしながら、前期と比べると後期の要望件数は 2/3 程度に減少していたので、前期から後期にかけて一定の改善はなされたものと考えられる。「自分のペースで学習が進められた」「確認テストが復習に役立った」等のポジティブな記述もあり、これらの評価が最も高かった授業を「ベストレクチャー」として表彰の予定である。

令和 3 年度は対面とオンラインとの併用が予想されるため、従前の質項目の中から引き続き改善課題と考えられる項目を選んで設問化し、自由記載と併せて実施する予定である。

(※23) 授業評価による教育の質の向上と授業改善に関する本学の方針

https://www.tfu.ac.jp/IR/s9n3gg000000fx08-att/evaluation_policy.pdf

(※24) 授業評価アンケート <https://www.tfu.ac.jp/IR/evaluation.html>

(※25) 部長学科長会議議事録

(※26) 令和元年度 全学 FD セミナー計画表

<https://www.tfu.ac.jp/FD/action/plan.html>

(※27) 2019 年度 FD アンケートの結果

https://www.tfu.ac.jp/IR/questionnaire_teacher.html

(※28) 2019 年度 授業評価結果報告（全学科・研究科 共通項目）

<https://www.tfu.ac.jp/IR/s9n3gg000000fx08-att/s9n3gg000000ugai.pdf>

(大学院の授業評価とその活用)

大学院においても、授業評価を実施しているものの、回答が少ない。この理由は、大学院はそれぞれの科目の受講生が少なく、匿名性が担保されないことにあると考えられる。令和3年度は、通常の授業評価に加え、事務局で授業全般に関わる聞き取りをする等を予定している。

(通信教育部・通信制大学院の授業評価とその活用)

通信教育部においても、開講全科目の「スクーリング満足アンケート」ならびに「スクーリング受講後の感想」のアンケートを行っており、結果を担当教員へフィードバックするとともに、通信教育部ホームページ上で公開している。

通信制大学院においても学部生同様のスクーリング満足度アンケートを行っており、「非常に満足」「ほぼ満足」を合わせると97.0%の高評価を受けている。

アンケート結果は通信教育部委員会委員へ提出し、評価意見を頂戴し次年度に活かしている。学生にも学生ポータルサイト「TFU オンデマンド」上で大半を公開している。

(改善・向上の取り組みにおけるその他の方策)

さらに、全学レベルでの改善の取り組みとしては、授業評価等を踏まえて選ばれたベストティーチャーによる模擬授業、授業参観、授業動画の視聴により、優れた授業マインドや授業スキルを共有するようにしている。

授業評価のデータを用いて、教員の取り組み、授業、学生の学修意欲等が学習成果に与える影響について研究している。教員の熱意を学生が感じられた場合、授業満足度だけではなく、学習成果も高くなるなどの結果が出ている。

(学習成果の測定結果の適切な活用)

学習成果の測定結果の大学レベルでの活用は、本学の長所を発見し伸ばすことに主眼がおかれている。

短所を把握しての活用として、たとえば資格取得後の就職状況が芳しくないことから、令和3年度入学者から「社会教育主事」取得課程を廃止した。

また、情報福祉マネジメント学科では、コース制を基盤とする科目の体系的整理、各群の再編をもとにしたカリキュラム編成を、教員の異動、履修学生の卒業年次等を考慮し、継続的に行っている。令和2年度は、令和3年度からの一部科目変更および削除を決定し、コースについても「ヒューマンサポートコース」「メディアデザインコース」の2コースを軸に検討を進めている。

令和元年度以前における教育課程の変更への活用としては、たとえば基盤教育科目の導入にあたって、学生に身に付けさせたい内容の科目であることと、学生の伸びやICT活用能力の高さなどの学習成果の測定結果もふまえて、いくつかの情報系の科目がおかれることになった。通信教育部でも、カウンセリング力や地域づくりの力をもっと身に付けたい、

という卒業生の自由記述から、カウンセリング科目やコミュニティ・ソーシャルワーク関連の科目などを開講し継続している。

2. 長所・特色

理念・目的を踏まえ、学部・研究科ごとに、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件（卒業要件・修了要件）等を明確にした学位授与方針を設定している。

また、学部および大学院ともに、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成し、各課程に相応しい教育内容を提供している。

学生の学修意欲を促進させるために、わかりやすく興味を引くようなシラバスを作成し、授業の形態や方法にも工夫を凝らした教育プログラムに基づいて教育研究指導を行い、学生の「個」に着目した適切な履修指導を行うなど、学修の活性化のための十分な措置を講じている。明示された学位授与方針に基づき学位授与が適切に行われている。

これらは、授業満足度や学生の成長実感に表れている。

特色のある教育として、

- ・リエゾンゼミによる丁寧な初年次教育
- ・職業的自立に有効な資格の取得をめざす科目の学修を推奨し、実際に多くの学生が資格を取得していること
- ・汎用的能力、人とかかわる力を身に付けるために、ボランティア、課外活動の機会を充実させ、実際に取り組んでいる学生が多いこと
- ・「プロジェクト実践活動」「教職実践活動」「キャリアデザイン・インターンシップ」各種「実習」科目などを通じた体験・経験とその振り返りの場の提供
- ・実学臨床教育・多職種連携教育などの新しい試みにより、多様で複雑な現場をイメージした教育の場の提供
- ・キャリアセンターやゼミ担当教員などによる丁寧なキャリア支援

を実現させ、就職後にいかせる能力（社会人に必要な資質）を身に付ける学習成果の達成ができています。これらの結果、学生がタフな優しさ、専門性に裏打ちされた対人理解・支援力をもって、社会のなかで他者に貢献できる力を身に付けています。

また、令和2年度においては、オンライン授業への対応のなか、CAP制の改善、科目の一部整理などの改善も行われた。

3. 問題点

- 1) 令和2年度事業計画で掲げた「特色ある教育」のための環境整備（科目の整理、時間割の検討、留学・インターンシップなどに参加しやすい夏季・春季休業期間の確保、リエゾンゼミの少人数化、履修ルールの単純化、学生によるピア支援など）の検討が進まなかったものもあるので、令和3年度に検討を行う必要がある。

2) 教職員と学生が DP という一定の目標を共有しながら、相互に成長していく大学教育に向けて、全学的な取り組みにしていくために、下記のようなことが望まれる。

- ・教育・研究・社会貢献において、学部・学科を超えた連携の強化
- ・教員・職員間の連携強化（教職協働）・卒業生（通学・通信・大学院）との連携の強化
- ・実践現場・研究現場との連携強化 ・学生情報／学内・外の情報共有

4. 全体のまとめ

特色ある教育課程、学習成果の把握とも、さまざまな取り組みを行っている。その結果、学生がタフな優しさ、専門性に裏打ちされた対人理解・支援力をもって、社会のなかで他者に貢献できる力を身につけている。

今後もより学生の成長を促し、広い意味での社会で生きる力を身に付けるための教育課程の改善が求められている。また、改善のためとともに、学生が実感し自ら言語化できるような学習成果の把握・可視化に努めていく必要がある。その際、質保証で求められるベンチマークの設定、どの程度多様で節約的な指標をつかって、学習成果の把握・可視化を深いレベルで行っていけるかは、今後の取り組み甲斐のある課題である。

今後も、DP/学習成果を大学全体で真摯に考え、その達成・実現に取り組むこと、DP/学習成果中心の大学づくりに向けて努力していくことが継続して行われることが必要である。それが、学生募集における他大学の差別化、現場・企業・社会へのアピール、一体感のある大学運営、特色ある大学づくりなどの好結果につながると考えられる。

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

(学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表)

本学の3ポリシーは、建学の精神、教育理念に基づき策定しており、アドミッション・ポリシーに関しては、各学部・学科の教育目的および教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて各学部、学科でそれぞれ設定している。また、3ポリシーに関しては、既に平成29年4月から本学ホームページに公表しており、(※1)各学部・学科、研究科、通信教育へ希望する学生への主な公表内容は下記のとおりである。

<学部>

例年開催されるオープンキャンパスをはじめ、高校での出張講義(入試説明会含)、各都市で開催される入試相談会、大学案内『With You 2021』、入試ガイド『Your Way 2021』、『令和3年度 入学試験要項』等を通じて公表しており、受験生の多くが閲覧する『With You 2021』においては、3ポリシーを理解しやすくするために、下記のように工夫し、明記している。

1. 学びの目標 [身に付けるチカラ] ディプロマ・ポリシー
2. 学びの特色 [学ぶこと、印象的な学び] カリキュラム・ポリシー
3. 求める学生像 [入学時のチカラ、入学時の思い] アドミッション・ポリシー

また、学力の3要素を踏まえた多面的・総合的評価についても、提出資料や、評価方法と評価項目の関連性を紐付けた一覧表も各入学試験要項に明示し、受験生が理解できるように対応している。

<大学院>

学内、学外進学者に向けての説明会やオープンキャンパス、福祉施設や自治体、同系統の大学等への『令和3年度 大学院入学試験要項』、『令和3年度 通信制大学院募集要項』の資料発送、およびホームページ「教育方針」に、各研究科・専攻ごと掲載し、公表して

いる。

<通信教育課程>

合同説明会、独自入学説明会および『令和3年度 通信教育部募集要項』やホームページ「教育方針」に学科ごと掲載し、公表している。

(入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像)

(入学希望者に求める水準等の判定方法)

<学部>

学部入学希望者に対しては、入学試験制度ごとに出願資格を設定し、求める学生像等においては、各学科のアドミッション・ポリシーとして、1. 求める学生像、2. 入学前に培うことを求める力（学力の3要素）3. 評価の方法の構成で統一し、明示している。情報福祉マネジメント学科においては、情報系の資格取得を期待していることもあり、4. 入学前に学習することが期待される内容とし、各資格を明示している。アドミッション・ポリシーに関しては、本学ホームページ「教育方針」および「入試情報」入学試験要項一覧より、総合型選抜・学校推薦型選抜、一般選抜の区分ごとに、出願資格、選抜方法とともに、受験生に公表している。

<大学院>

大学院入学希望者に対しては、入学試験制度ごとに出願資格を設定し、求める学生像等においては、各専攻のアドミッション・ポリシーとして、1. 求める学生像、2. 入学前に培うことを求める力、3. 評価の方法、4. 入学前に学習することが期待される内容の構成で統一し、明示している。アドミッション・ポリシーに関しては、本学ホームページ「教育方針」に掲載により公表している。また、資料請求者およびオープンキャンパスによる説明会等で配付する入学試験要項において公表している。

<通信教育課程>

本学が求める学生像等は、アドミッション・ポリシーに、1. 求める学生像、2. 入学前に培うことを求める力（学力の3要素）3. 評価の方法の構成で各学科統一している。アドミッション・ポリシーに関しては、本学ホームページ「教育方針」および通信教育部「入学を希望される方へ」の募集要項より、出願資格、選抜方法とともに、入学希望者に公表している。

(※1) トップ>大学について>教育方針

「本学及び各学部・学科・研究科の教育研究上の目的と3つの方針」

(<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/index.html>)

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点 2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点 4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

(学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定)

<学部>

各学部・学科では、アドミッション・ポリシーに基づいた学生を募集するため、入学センターを中心に、下記のように各学部・学科の教員と教職協働による学生募集を行っている。

1. オープンキャンパス
2. 本学独自の教員対象説明会
3. 高大連携プログラム
4. 高等学校への出張講義等（模擬講義／分野別説明会／入試説明会）
5. 新聞社等主催の相談会
6. 高校訪問
7. インターネットによる広報活動（大学ホームページ、LINE 等の SNS）
8. 印刷物による広報活動（大学案内、入試ガイド、入学試験要項等）

学部の入学者選抜制度は、総合型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期、スポーツ文化）、学校推薦型選抜（高大連携・専門課程、同窓生等、公募制）一般選抜（大学入学共通テスト利用入試〔前期・後期〕、A 日程〔スカラシップ・統一・分割〕 B 日程〔統一・分割・大学入学共通テスト利用プラス方式〕、C 日程〔統一〕）、その他の入試（帰国生徒、社会人、外国人留学生入試）とした入試区分を設定し、多様な選抜方法で受験の機会を設けている。

令和 2 年度からの新たな試みとして、本学各学科の分野に触れる機会を希望する高校 1 年生から 3 年生の生徒なら誰でも参加できる「高大連携プログラム」を実施し、受講者数および修了者数は以下の通りとなった。

	高校 1 年	高校 2 年	高校 3 年	総数 (実数)
受講者数	7 名	35 名	380 名	431 (405) 名
修了者数	6 名	27 名	302 名	335 (328) 名

高校 3 年生の受講修了者には、学校推薦型選抜〔高大連携〕の出願資格が与えられ、本学への進学が第一希望の者で、評定を満たし学校長から推薦された場合、学校推薦型選抜

[高大連携]に出願を可能とした。その結果、学校推薦型選抜[高大連携]の定員数27名に対し、志願者数は113名であった。これは本学の学びの分野について高い能力と強い意欲をもち、入学に結びつく学生が増え、高大接続のためにも有効であったといえる。

総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜のいずれにおいても、入学者選抜は、「学力の3要素」(①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等③主体性を持ち多様な人々と協働しつつ学習する態度)を多面的・総合的に評価している。

なお、「学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定」の検証については、入学後の成績(GPA)、卒業率、課外活動への参加、就職状況などをIRセンターからのデータ分析に基づいて毎年行っている。

<大学院>

大学院の学生募集は、学内進学者に向けた説明会の実施、一般・社会人向け説明会として入学センターと連携し、オープンキャンパスのプログラムとして「大学院説明会」を開催している。そのほか、総合福祉学研究科では、福祉施設や福祉学・心理学領域を備えている大学への大学院案内等の発送、教育学専攻では、東北地方を中心として各自治体の教育委員会や教育学領域を備えている大学への資料発送を行っている。

大学院の入学者選抜制度については、修士課程は、一般選抜、特別選抜推薦(学内)、社会人選抜、博士課程は、一般選抜、社会人選抜とした入試区分を設定し、多様な選抜方法で受験の機会を設けている。

入学者選抜方法は、アドミッション・ポリシーに明示している「求める学生像」および「入学前に培うことを求める力」を備えている人材かどうか評価するため、修士課程は、出願書類、口述試問、一般選抜では筆記試験、社会人選抜および特別選抜では小論文により総合的に評価している。また、博士課程は、出願書類、口述試問、筆記試験により、総合的に評価している。

<通信教育課程>

通信教育部の学生募集は、通信教育部独自のホームページ、入学案内、募集要項およびリーフレットなどで情報提供を行っており、さらに、各地合同説明会への参加、各地で独自入学説明会開催により広報に取り組んでいる。

生涯学習、高等教育の社会人への開放の理念もあり、アドミッション・ポリシーにも記載のとおり入学者選抜制度は、書類選考とし、4月入学および10月入学の年間2回の入学時期を設け、ほぼ全員が入学している。入学者選抜方法および事務手続きの手順・方法は、募集要項により明確にしている。そのほか、不合格者への通知では、その理由を明記することにより透明性を確保している。

なお、通信制大学院では入学試験を実施している。

(授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供)

<学部>

授業料や実習費、奨学金等に関しては、ホームページ（※2）、大学案内、入試ガイドおよび各種パンフレット、受験雑誌等で情報提供し、公正かつ適正な学生募集に努めている。さらに、オープンキャンパス、各入試説明会などを通じて周知・案内している。

また「高等教育の修学支援新制度」の案内は、ホームページや各種冊子等への掲載を行い、経済的支援に関する情報提供を行っている。

<大学院>

授業料や実習費、奨学金等に関しては、ホームページ（※2）、入学試験要項に記載し、要項に関しては資料請求者や、オープンキャンパス、説明会などを通じて周知・案内している。「経済的支援に関する情報提供」に関しては、ホームページにおいて、本学の奨学金制度等の経済的支援に関する情報提供を行っている。

<通信教育課程>

通信教育部募集要項やホームページでは、入学選考料や入学後の諸経費を掲載している。また、社会福祉士や精神保健福祉士を取得する場合のシミュレーションを明記し、受験生が理解しやすいように工夫している。「経済的支援に関する情報提供」も、学費の分割納入、奨学金、「高等教育の修学支援新制度」などの案内を行っている。

(入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備)

<学部>

入学者選抜実施のための体制として、副学長を委員長とする入学者選抜委員会を設置し、アドミッション・ポリシーに基づき可否を判定し、教授会で承認している。入学試験の実施にあたっては、入学センター長を長とし入学センター職員がその円滑な遂行に努めている。また、入学試験・選抜の実務の適切性も入学者選抜委員会で検証している。

<大学院>

大学院では、学長を委員長とする大学院委員会を設置し、アドミッション・ポリシーに基づき可否を判定し、教授会で承認している。入学試験・選抜の実務の実施にあたっては、通学制・通信制ともに、教務部大学院事務室が中心となり、円滑な遂行に努めている。

<通信教育課程>

通信教育では、通信教育部委員会を設置し、アドミッション・ポリシーに基づき可否を判定し、教授会で承認している。入学者選抜の実務の実施にあたっては、通信教育部事務部により、円滑な遂行に努めている。

(入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施)

本学では、障がいや理由により入学試験における配慮が必要となる場合や受験前の事前相談など本人・保護者と入学試験の実施から在学中の学修・学生生活・卒業後の進路指導に至るまで、相互の理解のもとで教育の成果があげられるように努めている。

「障がいのある学生の受け入れ方針」を平成29年4月1日施行で定め、ホームページに公開し合理的な配慮を実施しており、(※3) 入学希望者から提出された受験(修学)配慮希望票での内容、また事前の入学希望者と学部・学科・研究科、通信教育課程ならびに関係部署との話し合いに基づき、可能な限り障がいのある学生を受け入れている。

また、「障がいのある学生の受け入れ方針」においては、内部質保証委員会を中心に、健康管理課(旧障がい学生支援室)、特別支援教育研究室の関係部署において見直したところ、大学全体としての方針を明確にするとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成28年4月1日施行)に基づき、本学が障がい等のある学生にも開かれた大学をさらに目指して示すものとして「障がい学生の支援に関する方針」を令和3年4月1日より施行するよう策定した。これにより、入学者だけでなく、入学後の修学に関する支援等対応していくものとする。

<学部>

受験をする者で、病気や障がいなどがあり、受験上や修学上の配慮が必要な学生の受入れについては、出願前に入学センターに相談し、配慮を希望する場合は、相談時に本学所定の申請書「受験(修学)配慮希望票」および医師の診断書または「障害者手帳」などの写しを提出している。以上の手続方法や、所定の申請書は、本学公式ホームページの「入試情報」に掲載している。

<大学院>

大学院を受験する者で、病気や障がいなどがあり、受験上や修学上の配慮が必要な学生の受入れについては、出願前に大学院事務室に相談し、配慮を希望する場合は、相談時に本学所定の申請書「受験(修学)配慮希望票」および医師の診断書または「障害者手帳」などの写しを提出している。以上の手続方法や、所定の申請書は、本学公式ホームページの「入試情報」に掲載している。

<通信教育課程>

通信教育課程では、病気や障がいなどがあり、合理的な配慮を希望する場合「障がい(疾病)にともなう配慮等申請書」で申告し、希望に応じ個別相談を行っている。以上の手続方法や、所定の申請書は、通信教育部「入学をご希望の方へ」の募集要項に掲載している。

(※2) トップ>受験生の方へ

「入試情報」 (<https://www.tfu.ac.jp/admissions/index.html>)

トップ>保護者の方へ

「保護者の方へ」 (<https://www.tfu.ac.jp/guardian/index.html>)

トップ>高校の先生方へ

「入試情報」 (https://www.tfu.ac.jp/teaching_staff/index.html)

(※3) トップ>大学について>教育方針

「障がい学生の支援に関する方針」

(<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/handicapped.html>)

(3) 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

（入学定員に対する入学者数比率（【学士】））

（収容定員に対する在籍学生数比率）

<学部>

定員管理については、過去の入試結果を踏まえ、入学辞退者状況などを鑑み、入学センターによる合格者事務局案を入学者選抜委員会に提出して審議し、合格者を決定し学長に進達している。なお、入学者数が入学定員を割り込むことが見込まれる場合には、入学者選抜委員会の了承を得ている追加合格の措置を講じることで、入学定員充足率を総合福祉学部は 1.05、総合マネジメント学部、教育学部、健康科学部は 1.10 未満に極めて近い比率で維持するよう努めている。

令和 3 年度の入学者は 1,342 名（入学定員 1,300 名）であり、入学定員に対する入学者数比率は 1.03 である。また、収容定員 5,200 名に対する在籍学生数 5,707 名で、在籍学生比率は 1.09 である。各学部・学科の入学者数、在籍学生数数はホームページで公開している（※4）。

収容定員の管理は、入学センターと教務部で行っている。収容定員については、入学者選抜委員会から IR センター・経営戦略分析室で分析され経営戦略会議において適切か検証している。

また、平成 28 年度に実施した大学基準協会の認証評価において指摘事項のあった努力課題（入学定員超過率および収容定員超過率）については、平成 29 年 3 月実施の部長学科長会議において共有し、改善の方向性が決定された後、内部質保証委員会から担当部署へ対応

を求められている。入学センターを中心に、総合福祉学部の過去5年間の入学比率の平均、総合福祉学部の収容定員比率、福祉心理学科の過去5年間の入学比率の平均、福祉心理学科の収容定員比率がいずれも1.20未満に改善している。

大学全体でも、平成29年以降の入学者は1,510名、1,513名、1,439名、1,390名、1,342名（いずれも入学定員1,300名）と推移し、入学定員に対する入学者比率5年間平均は1.10である。令和3年3月時点での収容定員5,200名（通学学部生）に対する在籍学生数は5,707名で、在籍学生比率は1.09である。

<大学院>

定員管理は、過去の入試結果を踏まえ、大学院委員会で審議し、合格者を決定している。

令和3年度の各研究科の入学者及び在籍学生は下記のとおりである。

〔入学者数〕

課程		入学定員	入学者	入学者比率
通学制	総合福祉学研究科（修士課程）	30名	9名	0.3
	総合福祉学研究科（博士課程）	3名	0名	0
	教育学研究科（修士課程）	10名	3名	0.3
通信制	総合福祉学研究科（修士課程）	20名	9名	0.45

〔在籍者数〕

課程		収容定員	在籍者	在籍者比率
通学制	総合福祉学研究科（修士課程）	60名	25名	0.41
	総合福祉学研究科（博士課程）	9名	4名	0.44
	教育学研究科（修士課程）	20名	9名	0.45
通信制	総合福祉学研究科（修士課程）	40名	37名	0.92

研究科の入学者数、在籍学生者数はホームページで公開している（※4）。

収容定員の管理は、大学院事務室で行っている。収容定員は、大学院委員会や経営戦略会議において適切か検証している。

<通信教育課程>

定員管理は、通信教育事務室による合格者事務局案を通信教育部委員会で審議し、合格者を決定している。

令和2年度の入学者（令和2年4月入学者数+令和2年10月入学者数）は662名（入学定員800名）であり、入学定員に対する入学者数比率は約83%であった。令和3年4月の入学者については、471名となっている。また、収容定員3,200名に対する在籍学生数は、令和3年5月1日現在2,339名で、在籍学生比率は約73%である。各学部・学科の入学者数、在籍学生者数はホームページで公開している（※4）。

(※4) トップ>大学について>学生・教職員・卒業生数

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/count.html>

収容定員の管理は、通信教育事務部で行っている。収容定員は、通信教育部委員会や経営戦略会議において適切か検証している。

なお、定員未充足について、総合福祉学部および社会福祉学科・福祉心理学科が組織として、通信教育事務部・執行部と連携して取り組んでいく必要がある（詳細後述）。

（編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】））

編入学定員は設けていない。

（収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応）

過剰、未充足にあたる学部学科に関しては、内部質保証システムのもと是正に努めている。

令和2年度まで数年間、大学院（通信制大学院含む）、通信教育部が未充足である。未充足の原因分析を行い、現状の対策が効果的かを検証し、現状の対策の強化・継続・休止などの判断とともに、未充足を解消するような実効的な対策を打ち出していくことが令和3年度に早急に求められる。

昨年度より大学院・通信制大学院、通信教育部それぞれに下記のような検証を開始した。

- (a) これまでとってきた対策の具体的な内容と不足部分の検討
- (b) 上記対策の効果検証（入学者アンケートより）継続の有無の適切な判断
- (c) 今後の新たな入学者確保の方策の検討と実行

内部質保証システムにおける令和2年度の自己点検・評価シートの目標設定、および最終評価は以下の通りであり、今後はこれを基に、大学全体で現状を共有し、改善に向けて取り組んでいく必要がある。

<大学院>

大学院では、定員未充足の対応として、広報活動を重点的におこなっている。例えば、学内に対し、学内ポータルサイト「UNIPA」で、定期的に行う大学院説明会等の情報を積極的に発信し、大学院への進学を学生へ働きかけをしている。学外への働きかけとしては、ホームページにおいて「新着記事執筆」等、大学院の情報や大学院説明会の周知を行ってきた。その結果、志願者数合計が25名、合格者数は12名となっている。昨年は、志願者数合計は28名、合格者数は20名であった。平成29年度入試より、総志願者数は25名前後であった。今年度は、コロナの影響で説明会等を積極的に行える状況ではなかった為、今年度の状況に鑑みれば、志願者数及び合格者数が横ばいであったことが成果であったと認識している。

今後は、コロナ対応で大幅に増加したオンライン授業の活用、同時双方向型オンライン

授業の増加など教職員学生相互の交流の促進による学びの動機づけ、通学課程や他部門と連携した新規カリキュラム開発や広報活動を検討し、入学定員充足率の向上に向け抜本的な対応を行う必要がある。

<通信教育課程>

通信教育部では、『リーフレット・入学案内・募集要項』のリニューアルによる内容の充実や、入学説明会開催等、入学者増に繋げる広報活動を強化している。また、ホームページのリニューアルを実施し、卒業生アンケート等を活用するなど、学修成果の根拠として卒業後の活躍の様子を掲載し本学の魅力を伝えている。その結果、コロナ禍の影響から、8～9月の入学説明会は未開催としたが、広報活動として福祉・医療施設等へ『通信教育部リーフレット』を送付し、令和2年度10月生の入学者は昨年対比で103.3%（正課生）微増し、令和2年度入学者数は、662名（4月生503名、10月生159名）だった。

今後は、ホームページのリニューアルを継続し、可能な限り対面式での実施を進めていくが、コロナの状況をみながらZoom等のオンラインによる入学説明会を検討していく必要がある。

令和3年度以降は、教育的な視点（教員側）、経営的な視点（職員）における「教職協働」により課題の情報共有、そして改善に向け取り組んでいくことを期待したい。大学ホームページでの通信教育部の魅力の発信を継続し、福祉現場との連携・広報強化、通学課程卒業生・保護者への広報強化、福祉心理学科における国家資格・公認心理師の基礎資格（学部履修分）取得課程設置や、通信教育部学生・卒業生の「学んでよかった」などの感想、満足度の高さ、学びをいかした活躍の姿の広報も今後検討していく必要がある。

いずれも、先述のとおり未充足の原因分析を行い、現状の対策が効果的かを検証し、現状の対策の強化・継続・休止などの判断とともに、未充足を解消するような実効的な対策を打ち出していくことが求められる。

(4) 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

(適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価)

学生の受け入れの適切性については、各入試終了後に、入学者選抜委員会（大学院は大学院委員会、通信教育課程は通信教育部委員会）から、学部・学科および専攻ごとに、入学者受入れの方針に基づき公正かつ適正に実施されているかを点検・評価し、IRセンター経営情報分析室に報告・審議され、経営戦略会議においても適切に実施されているか点検・評価している。大学院委員会では、学務内容や学生の受け入れの大きな方向性を検討し、その後の研究科委員会にて具体的対応策を検討している。通信教育課程については、通信

教育部委員会で学部・学科および専攻ごとに入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき公正かつ適正に実施されているかを教授会審議事項の事前審議を行っている。

各入試結果を基に、学科および専攻ごとに各入試の定員、出願資格、試験問題、面接内容を点検・評価し、それらを入学者選抜委員会での審議を経て部長学科長会議および教授会に諮り、次年度の入学試験要項の策定に反映させている。通信教育部においては通信教育部委員会が、大学院では大学院委員会がその役割を担っている（※5）。

（※5）「通信教育部委員会規程」「大学院委員会規程」

上記、点検・評価に基づいて、下記のような改善が令和2年度中に実施された。

- ・令和3年度の総合型選抜における学力検査では、福祉行政学科が「政治・経済」を必須と設定し、学校推薦型選抜の小論文では、福祉心理学科と福祉行政学科が従来の「テーマ型」から「課題文提示型」に変更し、アドミッション・ポリシーと整合性が保てるような入試改革を行っている。

（外部評価）

令和元年度には、外部評価委員会による「AO入試についての実地調査」を実施し、AO入試の選考内容、入学後の学生状況、AO入試で合格した学生へのインタビュー、学内関連施設「せんだんの杜」への視察、実学臨床教育実習生、卒業生（AO入試で入学、実学臨床教育受講、その後せんだんの杜へ就職）へのヒアリング行い、入試から教育プログラム、卒業後の状況等の検証を行った。AO入試とその後の教育は、実地調査において外部評価委員からも好意的な評価を得ている。（※6）

具体的な評価の内容として、『東北福祉大学のAO入試は、単なる選抜の機能だけでなく、教育の一環として機能しており、AO入試自体が、入学志願者の成長や覚醒の場、貴重な教育の場になっている。このような入試を実施するためには大学として大きな人的、物的なコストがかかっていると思われるが、大学全体の取り組みとして、協力体制ができていると感じられた。そして、その成果は極めて高い卒業率や、学科の専門性を生かした進路を選択する者の多さに表れている。大学組織、大学教職員、関連施設職員が一体となった改革が進めたことにより、東北福祉大学のブランドを高めることに大いに貢献したとみることができよう。まさに東北福祉大のブランドを象徴するAO入試の仕組みであろう。本来あるべき「学修者本位の学び」がAO入試からスタートして、大学の教育システムにおいてすでに日常化していると考えられる。』と評価されている。

その他、入学前教育に関しては、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に記載されている「入学前に培うこと」を基に、入学前レポートを課し、入学前から社会課題に興味をもって論理的に考えることに繋がり、スムーズに大学での学びへの移行に結びついていることとして、評価された。

また、アドミッション・ポリシーと、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー

との相関性をさらに客観化し、教育成果の可視化が可能になれば、より一層人材育成の成果が顕著な大学として評価が高まるものと期待される。

(※6) トップ>大学について>大学評価>外部評価

令和元年度東北福祉大学外部評価委員会報告（令和元年7月19日実施）

2. 長所・特色

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明示したうえで、それに基づいた学生募集、入学者選抜、入学前教育を実施するとともに、内部質保証システムを活用し、定期的な検証を行っている。それにより、通学課程（学部）の学生募集状況も良好であり、点検・評価結果等に基づく改善・向上がなされ、成果を上げている。

令和元年度の外部評価で実施した「AO入試についての実地調査」においては、AO入試の選考内容、入学後の学生状況、学生へのインタビュー、学内関連施設への視察、実学臨床教育実習生、卒業生へのヒアリングを行い、入試から教育プログラム、卒業後の状況等の検証を行った。AO入試とその後の教育は、外部評価委員会の委員からも好意的な評価を得ている。

また、高大連携事業では、令和2年度より開講した本学独自の「高大連携プログラム」を実施し、プログラムの効果測定や妥当だったかの点検・評価を、受講生・進路指導双方からのアンケートを元に行っており、データ、エビデンスを用いた検証については、今後も継続してほしい。今後も、高校側、大学側双方のニーズをより満たすように高大連携事業を推し進めていくことが期待される。

3. 問題点

大学院及び通信教育部の定員未充足問題が喫緊の課題である。各研究科、社会福祉学科、福祉心理学科が組織として、通信教育事務局や執行部、関係部署と協議し、改善に向けた具体的改善方策を検討し、取り組んでいく必要がある。

4. 全体のまとめ

入学者選抜については、入学者選抜委員会を設置し、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に適応した選抜を実施している。入学定員に対する入学者数比率も適切である。高大接続改革に基づいた（学力の3要素等）入学者選抜試験の実施や、3ポリシーの検証、高大連携等も、入学センターを中心に着実に改善を進めてきている。

外部評価委員会からの講評・所見を踏まえ、「大学入学の入り口（入試）から、大学の建学の精神やミッションに基づき、魅力的な東北福祉大学ならではの教育システムを構築し、学内外に示していくためにも、総合型選抜（旧AO入試）の位置づけはより明確に可視化

して（図に示すなど）、今後は「東北福祉大学の教育システム」の象徴として、よりインパクトのあるものへと強く打ち出していく必要がある。今後は総合型選抜（旧 AO 入試）だけでなく、今年度新設した学校推薦型選抜高大連携入試や、ほかの入試制度においても「可視化」できるシステムづくりが求められている。

また、大学院（通信制大学院含む）、通信教育部の入学定員に対する入学者数確保は、喫緊の課題であり、大学全体として危機感の共有を図り、組織をあげた取り組みを検討していくことも必要である。

第6章 教員・教員組織

1. 現状の説明

- (1) 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点 2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

（大学として求める教員像）

本学が求める教員像は「大学の求める教員像及び教員組織の編成方針」（※1）の「1 大学の求める教員像」に記載されている。その内容を要約すると下記のとおりである。

建学の精神「行学一如」と、教育の理念「自利・利他円満」を踏まえ、

- (1) 3つのポリシーを理解し、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有し、かつ教育に熱意をもっている
- (2) 専門分野の研究者として絶えず研鑽を積み、継続的な成果を生み出す
- (3) また、大学に求められている役割を認識し、他の教職員と協力して大学運営を円滑かつ効率的に推進する
- (4) 自らを省察し、常に向上をめざしてFD研修他、あらゆる機会に自らの資質・能力の研鑽に努める

教員の使命と役割については学内規程の「組織・職制規則」第9条において明確に定められている。また、資質については、「東北福祉大学教員選考基準」において、教授・准教授・講師・助教・助手の資格としての資質が明記されている。

（教員組織の編制に関する方針）

「教育研究組織の編成方針」および「大学の求める教員像及び教員組織の編成方針」（※1）の「2 教員組織の編成方針」に記載されている。その内容を要約すると下記のとおりである。

2-1 教員配置

- (1) 大学の目的・理念に基づき、大学設置基準及び大学院設置基準に則った専任教員の配置
- (2) 教育特性に見合った対学生数比をともなう人数を有し、適切な年齢・職位バランスを考慮し、教育課程に相応しい教員の配置
- (3) 教員組織の国際性に留意するとともに、特定の範囲の年齢、性別に著しく偏ることの

ないよう多様性に配慮

2-2 教員人事

- (1) 教員の募集・採用・昇格に関しては、全学の任用規程の適切な運用を行い、十分な透明性と公平性を確保
- (2) 科目担当者ならびに大学院指導資格上の適合性については、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、かつ、教育・研究上の実績を踏まえ、厳正に審査し、相応しい教員を採用している。

また、本学の建学の精神や教育理念、目的の実現に向け、本学の求める教員像及び教員組織の編成方針をふまえ、学部・学科、研究科・専攻毎に求める教員像及び教員組織の編成方針が定められている。

(※1) トップ>大学について>各種方針 「大学の求める教員像及び教員組織の編成方針」 (https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html)

- (2) 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点 3：教養教育の運営体制

(大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数)

本学は、「教育研究上の目的」を実現するために、「学位授与の方針」、「教育課程編成の方針」に基づいた「教育研究組織の編成方針」を策定し、教員組織を編成している(※2)。また、編成に当たっては、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準を遵守している。本学全体の専任教員は、2021年5月現在で237名である。(後述する表も参照)

(適切な教員組織編制のための措置)

教員構成に関しては、編制に関する方針の他に、以下の学内規程に明記されている。

- ・組織・職制規則第3章（大学及び大学院）第8条（職位及び職能）3項
- ・大学院学則では第56条（教員組織）

(※2) トップ>大学について>各種方針

「各種方針」(https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html)

（編成方針に沿った現状の検証）

「教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性」は、教務部、総務部、学部・学科、学内理事会議、経営戦略会議で確認・検証している。「各学位課程の目的に即した教員配置」が不足している場合は各学部学科からの要望と全体のバランスに鑑みて、改善している。

「国際性、男女比」「バランスのとれた年齢構成への配慮」「研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置」についても、同様である。

教員組織の現状をデータで示すと、下記ようになる。

専任教員数（令和2年度）

教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
－	2人	－					2人
総合福祉学部	－	32人	31人	18人	6人	1人	88人
総合マネジメント学部	－	11人	6人	2人	2人	1人	22人
健康科学部	－	22人	15人	15人	12人	6人	70人
教育学部	－	20人	21人	5人	1人	2人	49人
大学院	－	1人	0人	0人	0人	0人	1人
附置研究所	－	3人	1人	0人	0人	0人	4人
その他	－	0人	0人	0人	0人	1人	1人

専任教員 コマ数 推移（平成30年～令和2年）

	平成30年	令和元年	令和2年
専任教員の責任担当以上のコマ数	1501	1537	1604
平均コマ数	6.47	6.51	6.77

令和元年度の自己点検・評価報告書において「専任教員の中で担当コマ数が6コマに満たない教員や、研究業績の情報公開が十分とはいえない教員も散見される。今後、教育研究活動を踏まえた適切な人事評価を行うため、実態の把握に努める必要がある」という課題があったが、令和2年度には年5回の情報更新の時期にあわせて学内ポータルシステム等を通じて働きかけを行い研究活動のデータ・ベース化の推進に努めた。

また、非常勤講師数や担当科目数の適正な配置についても、教務部が中心となり改善が続いている。改善の結果、平成 29 年から令和 2 年まで非常勤講師数は減少し、専任教員が担当するコマ数の割合が増加している。

非常勤講師数 推移 (平成 30 年～令和 2 年)

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
非常勤講師	171	157	152

※評価責任をもつ非常勤講師（単独で科目を担当する）の人数（オムニバスを除く）

教員の配置、丁寧な教育、今後学科として注力したい研究教育を進めていくうえで、どの専門分野の教員が不足しているのか、などについて、データをもとに現状を把握していくことが求められる。その対応策として、学内ポータルサイト「UNIPA」へ登録している教員基礎データの活用や、各科目における教員の配置表の作成等により検証することがあげられる。また、専攻毎の専門領域が細分化されているものに関しては、カリキュラムツリーやカリキュラムマップを構成し、その領域毎の教員数に過不足がないか等確認していく。その他、学部横断的な専門分野の教員が不足している場合は、学部長が調整する等の総合的視点も必要となる。

(3) 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の任免は、学内理事会議、経営戦略会議において、その年度ごとの懸案事項に沿った人事方針を決定し、進めている。

本学における教員の採用および昇任の選考については、『東北福祉大学教員選考規程』、また、教員選考基準が『東北福祉大学教員選考規程』第 3 条第 2 項に基づき『東北福祉大学教員選考基準』にて定められている。そこには、本学の教員（教授、准教授、講師、助教、助手）の選考基準が明記されている。

また、『学則』第 10 条第 2 項の規定に基づいて置かれる、選考（審査）委員会ともいえる「人事委員会」では、就業規則および教員選考基準に基づき、被選考者の学歴、教員としての経歴、研究上の業績（刊行された著書、論文、報告書等）、専攻分野に関する実務上の実績等の他、学会および社会における活動、勤労意欲、勤務態度・姿勢、人柄なども考慮に入れ総合的に判断している。

本学教員の募集については、特別に規程を設けず、法人設置以来の伝統・慣例により法人部門に常時窓口を開き、広く学内外からの推薦を得ている。また、これまで総合福祉学

部、総合マネジメント学部、教育学部、健康科学部の各学部の教員の採用にあたって、本学ホームページや科学技術振興機構JREC-INなどを活用し、公募も実施している。そのほか、各学部の専門分野により、学校教育法や理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則、診療情報管理士養成校としての指定基準等、特定の規則に従い、教員を採用している。

昇格は、当該教員の教育への取り組み、研究業績偏重にならず、学内外での活動状況等から多面的に判断し、人事委員会で候補者を選考（審査）し、学内理事会議の議を経て、教授会において報告している。なお、昇格の審査基準には研究教育業績の他に社会的活動、学会および社会における活動も加味し、建学の精神である「行学一如」および「自利・利他円満」に沿ったものとしている。

通学および通信制大学院に関しては、大学院大学制度を取らないため、大学としての教員採用を行い、大学院教員は学部兼担を原則としている。教員人事は、人事委員会規程に則り運用されており、教員の選考は、人事委員会規程に規定する「教員選考基準」および「就業規則」等に基づき、人事委員会において審議した上で、学長に進達され、決定される。

なお、平成28年度に実施した大学基準協会の認証評価において「大学院指導資格についての基準を明示していない」との指摘があった努力課題については、東北福祉大学大学院研究指導教員等判定基準」を策定するとともに、「東北福祉大学大学院担当教員資格規程」及び「東北福祉大学大学院担当教員資格審査規程」（いずれも大学院委員会にて最終承認）を新たに制定し、2018（平成30）年4月1日より施行したことで改善している。令和2年度には改善報告書としてまとめ、大学基準協会へ提出している。

募集・採用・昇任にあっても、(2) にあげたように丁寧な教育、今後学科として注力したい研究教育を進めていくうえで、どの専門分野の教員が不足しているのか、などについて、データをもとに現状を把握していくことが求められる。(2) であげた対応策の他、「事業計画」等に照らした教育の充実と人件費の適正化の観点から検討を重ね、業績や貢献度の客観的指標を明確にし、把握していくことが考えられる。

また、昇任については教員のモチベーション維持に考慮しながらも、令和3年4月1日より施行された「教員昇任選考手続き及び基準に関する人事委員会の内規」に基づき、厳密に実施することが求められる。

(4) ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

<p>評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動の組織的な実施 評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用</p>
--

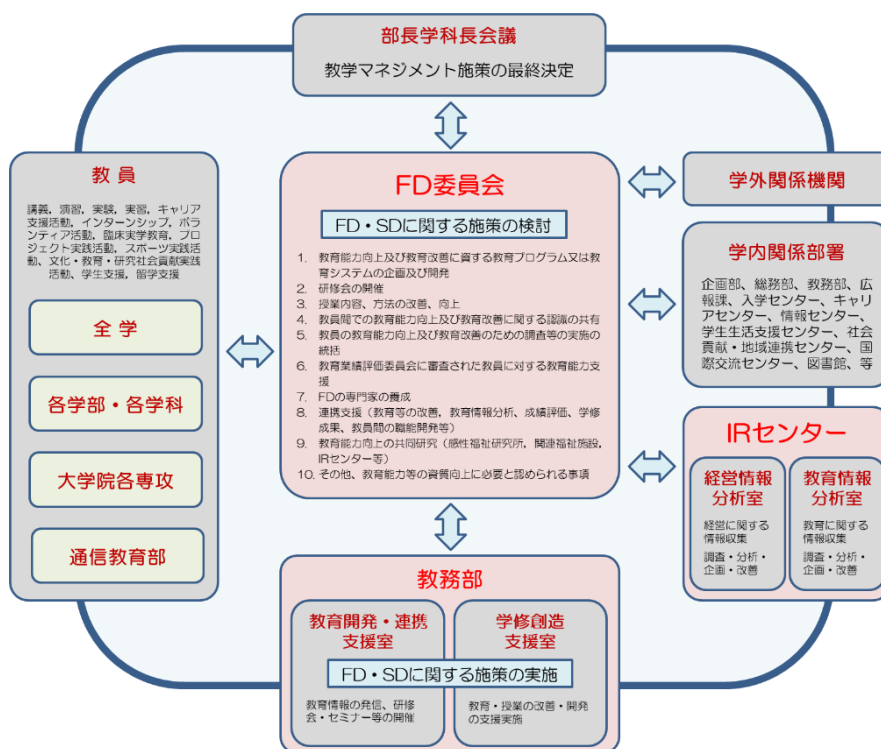
(ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動の組織的な実施)

FDについては、FD委員会が「FD 委員会規程」に基づき下記の通り実施している（※3）。

- ① 教員の資質向上のためのプログラムおよび教育システムの企画・開発
- ② 研修会の開催
- ③ 授業内容、方法の改善、向上
- ④ 教員間での教育能力向上および教育改善に関する認識の共有
- ⑤ 教員の教育能力向上および教育改善のための調査等の実施
- ⑥ 教育業績評価委員会に審査された教員に対する教育能力の支援
- ⑦ FDの専門家の養成
- ⑧ 連携支援等

上記は全学共通の取り組みであるが、各学部・学科および各研究科専攻単位でも定期的にFD/教員SDが実施されており、その内容は報告書として全学的に共有されている。

FD活動の組織体制は、下記の図6-1の通りである（※5）。（現状の確認必要）



【図 6-1】 FD 活動の組織体制について

なお、令和2年度はFD/教員SD研修会の縮小もみられた。今後、ポストコロナでのFD活動のあり方も検討し、本学の発展の方向性をふまえた全学的視点のなかで、現状のデータ、エビデンスをもとにしたテーマ設定、実施方法を実現していくことが求められる。

（※3） トップ>大学について>FD・SD活動

「教職員向けFD/SD教育・協育・共育の支援」

(<https://www.tfu.ac.jp/FD/action/index.html>)

(※4) [活動計画・報告 | 教職員向け FD - 東北福祉大学 \[Tohoku Fukushi University\]](#)
(tfu.ac.jp)

(※5) [トップ>大学について>FD・SD 活動](#)

「組織体制」(<https://www.tfu.ac.jp/FD/outline/organization.html>)

(教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用)

アカデミック・ポートフォリオ、あるいはティーチング・ポートフォリオ（本学における名称は「教員個人の自己点検・評価シート」）の毎年の作成・提出により、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の把握を行っている。

(5) 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

(適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価)

(点検・評価結果に基づく改善・向上)

教員組織の適切性についての定期的な点検・評価およびそれに伴う改善方策については、現在検討中である。

2. 長所・特色

本学では、「大学として求める教員像及び教員組織の編制方針」に基づき、大学設置基準や本学就業規則などにより、各学部・研究科の教育課程に相応しい教員組織を適切に整備している。非常勤講師への授業依存の適正化に継続的に努めていることも評価できる。したがって、概ね適切に取り組んでいるといえる。

また、教員の資質向上を図るために、組織的にまた多面的に必要な措置（FD等）を講じている。FDの取り組みでは、教員のスキル向上を図りながら、対話的、主体的（アクティブラーニング）授業やICTを取り入れ、よりわかりやすく効果的な授業内容・方法の向上を図っており、開催設定日も教員が参加しやすい日程で行われ、参加率は高い。（令和2年度参加率：FD77.4%、教員SD74.4%）。

3. 問題点

(1) 教員組織の編成について、教育・研究の方向性をもとに、教員が不足している分野は

どこかを適切なデータ・指標に基づいて、明確にすることが求められている。

- (2) 教員組織の編成について、どのような対応が必要か、中長期的にはどうすべきかを点検・評価する部署や学部・学科の垣根を超えて全学的視点から検討する体制を整える必要がある。

4. 全体のまとめ

「大学の求める教員像及び教員組織の編成方針」に基づき、教員の資質能力の向上のための研修や論文執筆等の計画を策定し実施するとともに、教員の退職や年齢構成、職位構成、教育課程、今後の本学の経営方針に基づく、採用、退職そして昇格等の中・長期的な計画を策定し実施することが求められる。

その実現にあたって、全学的視点のなかで、データ、エビデンスをもとに建設的に対話していく組織づくりも欠かせない。

第7章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学の建学の精神、および教育理念をもとに、「修学支援」、「生活支援」、「進路支援」から構成される「学生支援に関する基本方針」を定めている。

内容に関しては、内部質保証委員会を中心に見直し等を行っており、関係部署（教務部、学生支援センター、キャリアセンター）において、点検・評価を行っている。また、「学生支援に関する基本方針」については、ホームページに掲載しており、学内外に向けて公表している。（※1）

（※1） [トップ](#)>大学について>各種方針

「学生支援に関する基本方針」(https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html)

(2) 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

本学では、「学生支援に関する基本方針」に基づき、学生支援を行う体制として、「修学支援」は、教務部（①教務課、②大学院事務室、③教育開発・連携支援室、④学修創造支援室、⑤福祉実習支援室、⑥実学臨床教育推進室）および、教育・教職センター（①教職課程支援室、②特別支援教育研究室）を中心に、履修や成績、実習、資格取得等に関する相談や指導を行っている。

「生活支援」は、学生支援センター（①学生支援課、②健康管理課、③国際交流支援室、④学生相談室）の4つの課・室で構成されており、部・センター内の連携はもちろん、学部や他部署とも連携を取りながらきめ細やかな学生対応の体制を整えている。

「進路支援」は、キャリアセンター（キャリア支援課）が主体となっており、就業のマッチングや就職相談、セミナー等の開催をはじめ、初年次からのキャリア教育にも力をいれている。

なお、本学では1年生から4年生まで、少人数で構成されるリエゾンゼミⅠ～Ⅳが必修であり、ゼミ担当教職員を通じた学生の個別支援体制もとられている。

通信教育部・通信制大学院の学生支援は、上記の部署と通信教育事務部が連携・協働し

で行っている。

評価の視点 2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

1) 学生の能力に応じた補習教育、補充教育

入学前教育では、入学後スムーズに大学の教育に対応できるように、合格者（全入試区分）全員に対し、毎月 1 回のレポート課題等を課している。産業福祉マネジメント学科では、学科教員が分担して丁寧な添削指導を行っており、課題の理解と執筆能力の向上が見受けられている。今後も学科教員間で連携を図り、高校から大学への学びの連動としてつなげるように継続していく。

入学後の補習教育としては、保健看護学科で新生児に対し「基礎学力テスト」を行い、数学・理科の成績不良者に対してフォローアップ補講が行われているなど、学科ごとに行われている。

また、令和元年度より「オンデマンド授業推進プロジェクト」が開始され、約 20 科目で授業動画や資料を復習用に配信していた。

教務部では、学生に寄り添った学修支援のために、窓口での学生対応の改善のために、定期的な部内ミーティング及び指導を継続して実施している。

(※2) トップ>入試情報>入学予定者のみなさま

「リエゾンドリル」<https://lineSDrill.education.ne.jp/tfu/basic/>

2) 正課外教育

本学は自主的なボランティア活動や体育会活動、防災・減災教育活動が盛んであり、ボランティア活動においては、日本ではじめてボランティア活動の単位認定を行った大学でもある。（「福祉ボランティア活動Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」）。正課外教育としてもボランティア系サークルは約 60 団体（在籍約 3,000 名）あり、学生は幅広い領域のボランティア活動に積極的に取り組んでいる（※3）。

(※3) 大学と社会貢献 2021

地域創生推進室（旧ボランティア支援課）では、地域からのさまざまなボランティア依頼に対し、円滑なマッチングが図れるように詳細かつ丁寧な説明と情報提供を行い、窓口紹介活動者：1,719名（平成30年度）→1,813名（令和元年度）と伸びたが、令和2年度はコロナの影響により、窓口紹介はなかった。また、2010年度から継続しているTKK3大学連携（東北福祉大・工学院大・神戸学院大）、2016年度からの修学旅行生への「防災・減災教育体験プログラム」（小中高校5校）においても、令和2年度の活動はオンラインで連携も継続して行っている。

体育会の活動は、23団体（2021年4月現在）により活動し、なかでも硬式野球部、ゴルフ部、女子バレーボール部、弓道部、女子ソフトボール部、空手道部は、日本一の実績を誇る強豪チームとなり、硬式野球部、ゴルフ部の卒業生においては、プロで活躍する選手を輩出し、スポーツを通じた人間教育も実践してきた。その成果もあり、令和元年度に発足したUNIVAS（大学スポーツ協会）での総合成績は上位に位置している。（※4）

本学の特色でもある防災・減災教育活動では、災害対策課を中心に初年次教育として設定している「リエゾンゼミⅠ」の授業で、防災・減災意識を養うことを目的とした防災教育と体験型防災訓練を実施している。今年度はコロナの影響もあり、防災関連映像の視聴とレポート提出で取り組み、今後はソーシャルディスタンスを確保した訓練計画を検討していく。

学生にとっては、現場実習やインターンシップ同様、ボランティア経験、体育系・文化系団体での活動参加を通じて、その実体験から自身の興味分野の学びを深めるとともに、自己成長・自己発見ができる貴重な教育の機会となっている。

（※4）UNIVAS 総合結果資料

3) 留学生等の多様な学生に対する修学支援

留学生に対する修学支援は、主に国際交流支援室（旧国際交流センター）が各部署と連携しながら行っている。私費外国人留学生については、入学センターや管財部と連携し、入学前からニーズに応じて住居環境整備などの生活支援を行い、入学後は教務部や留学生を支援する学生団体（国際交流サークルCocosa）と連携し、履修支援やその他学業・生活両面での支援を行っている。経済的支援としては、大学が定める「私費外国人留学生学費減免制度」及び令和元年度に整備された「私費外国人留学生奨学金制度」、さらに「外国人留学生学習奨励費」をはじめとする外部の奨学金制度を活用することにより、厳正かつ公正な手続きのもとで、留学生の経済的負担を軽減することに努めている。学費減免は平成29年度5名、平成30年度6名、令和元年度8名、令和2年度5名の減免を実施しており、本学の学生が海外の教育機関へ留学・研修を行う場合は、費用に応じて大学からの補助金（交換留学は対象としない）による支援と単位認定制度が整備されており、海外へ目を向ける学生が増え、本学の教育の国際化に寄与している。

また、就職支援に関しては、求人情報の開示はもとより、キャリアセンターを中心に国

際交流支援室（旧国際交流センター）とゼミ教員が連携を図っている。また、東北イノベーション人材育成プログラムに参加することが可能となったため、産学官による支援を活用している。今後も積極的に活用していく予定である。

4) 障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生については、「障がいのある学生の受入れ方針」を定め、5章に記載の通り入学前から支援を実施している（※5）。

聴覚障がい学生には、支援学生団体「障がい学生サポートチーム」（※6）によるパソコンノートテイクを実施している。そのため、団体部員のテイカー養成に力を入れており、令和元年度は「団体内でのテイカーの割合を50%にする」という目標を立てていたが、令和2年3月の段階でチームメンバー78名中68名がテイカーとなり、87%という予想以上の数値で目標を達成することができたが、今年度は、コロナの影響により学生の派遣が出来なかったため、3名の職員で対応した。現在、次年度に向けた体制構築を検討している。

通信教育部・通信制大学院学生に対しても、健康管理課（旧障がい学生支援室）と通信教育事務部が連携して対応している（※7）。

また、入学後の修学に関する支援の方針が明確でなかったため、「障がいのある学生の受入れ方針」を5章に記載の通り「障がい学生の支援に関する方針」に全面改訂し、令和3年4月1日より施行するよう策定した。

（※5） トップ>大学について>教育方針>障がいのある学生の受入れ方針（変更）

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/policy/handicapped.html>

（※6） トップ>課外活動>大学指定団体紹介>障がい学生サポートチーム
「障がい学生サポートチーム」

https://www.tfu.ac.jp/education/handicapped_support.html

（※7） トップ>学部・大学院>学生生活サポート「障がい学生支援室」

https://www.tfu.ac.jp/education/handicapped_support.html

5) 成績不振の学生の状況把握と指導

単位修得状況および通算 GPA が芳しくない等の成績不振の学生対応については、ゼミ教員及び学科会議等で情報共有し把握し、各ゼミ教員により指導している。また、必要な場合は学生支援センターや教務部、キャリアセンターと連携して取り組む体制を整えている。

令和2年度、たとえば、社会福祉学科では、学習意欲の乏しい学生に対して、学科内で情報共有し、細やかな対応を行うこととして、学生支援センター（旧学生生活支援センター）と連携し、中退防止等に取り組んだ。リハビリテーション学科では、学年担当教員が課題提出状況などを把握して学科会議に報告し、保護者対応なども行った。全学科においては、1年生に対して5月と9月に修学状況に関するアンケート調査を実施し、新入生の困りごとやつまずきについて早期に把握し、ゼミ教員が迅速に対応した。

通信教育部では、入学2～3カ月後の学修遅滞者の把握、遅滞者への電話での状態確認と励まし、1年に1度の履修状況票発送時の把握、メール・電話・会場による相談、機関誌による指導などで対応している。

6) 留年者及び休学者の状況把握と対応

留年者・卒業延期者に対しては、単位修得状況により、ゼミ教員および学科会議等で情報共有し、個別に十分な指導を行うとともに、国家試験等の受験や卒業後の進路を見据え、卒業までの履修計画を立てる履修指導を行っている。留年者は令和元年度から過去3年間80名前後で推移しており、あまり減少はしていない。また休学者に関しては、平成29年度31名に対し、令和元年度44名、令和2年度32名と減少した。

たとえば、令和2年度の情報福祉マネジメント学科では、学科会議において、ゼミや講義で欠席しがちななど、学生動向を報告し合うことで、学科教員全員で学生情報を共有を行った。しかし、2月現在で退学者が7名→8名と1名増加した。原因の一つとして、新型コロナウイルスの影響で各教員の研究室や情報福祉研究室への学生の出入りが禁止されてしまったことによる学生と教員間のコミュニケーション不足が考えられ、今後は、コロナ対策を講じながら出来る限りの学生面談を実施し、必要に応じて学生支援課（旧学生生活支援課）に相談する等助言をしていく。

7) 退学希望者の状況把握と対応

本学では、退学者数を低水準に維持するため、学内に各学科と事務局横断の組織「中退防止対策会議」を開設し、学生支援課（旧学生生活支援課）を中心に、関係部署等との情報の共有化と相談指導の体制の強化を行っている。ただし、令和2年度は実質的な活動はできなかった。

令和2年度の主な学内の対策として、医療経営管理学科では、①出欠情報の学科内共有を行う：ユニパへの随時登録、毎月の学科会議、②要ケア学生の学科内共有を行う：毎月の学科会議、③成績不良者の把握・対応を行う：基幹科目の成績共有、前期・後期に個別面談実施、④保護者・関係部署と連携を図る：教務課、学生支援課（旧学生生活支援課）、健康管理課（旧保健室、ウエルネス支援）等との連携を実施し、令和2年度の退学者は3名、中退率0.9%であった（令和3年1月末現在）。今後も学科会議で共有・対応を検討していく。

退学者数は、平成30年度は90名（退学者81名、除籍4名、転籍5名）のところ、令和元年度は110名（退学者88名、除籍6名、転籍16名）、令和2年度は88名（退学者75名、除籍5名、転籍8名）となっている。

2014年度朝日新聞×河合塾 共同調査「ひらく 日本の大学」調査では、全国平均では8.1%、国立3%、公立4%、私立9.5%となっており、全国的にも少ないといえる。

また、通信教育部では、学習ガイダンス・学習相談会・個別相談会の開催増、さらに動

画版学習ガイダンスの充実により、多くの学生に対し学習への不安を取り除き退学率減少に努めており、結果として、前年度より減少傾向にある。

・2019年4/1～2020年2/15 262名 (262/2,674=9.8%)

・2020年4/1～2021年2/15 214名 (214/2,448=8.7%)

今後もコロナ禍ではあるが、予約制相談（個別相談・学習相談）を実施していく必要がある。

8) 奨学金その他の経済的支援の整備

本学では経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し、独自の給付・貸与による奨学金制度および経済支援を実施している。

奨学金指導・支援：ガイダンスをオンラインで実施し、具体的手続きは書類の郵送申請等として対応している。

1) 東北福祉大学奨学金 26人（給付2人）（1人当たり50,000円）

2) 日本学生支援機構 2,692人

3) 高等教育の修学支援制度 492人

4) その他各種奨学金 42件134人（給付11件32名・貸与31件103名）

今年度、4年次卒業要件達成者で学費の納付が困難な学生のために、「特別奨学金規程」を制定した（返済必要）。

経済支援：文部科学省の緊急支援給付金や日本学生支援機構の対策助成事業について、曹洞宗見舞金や大学助成金を活用して経済支援を行っている。

1) 東北福祉大学 緊急給付金 通学課程全学生（1人当たり30,000円）

2) 東北福祉大学 独自給付金 144人（1人当たり50,000円 文科省緊急給付金不採用者）

3) 学生支援緊急給付金（非課税世帯） 260名（1人当たり200,000円）
（非課税世帯以外）693名（1人当たり100,000円）

4) 日本学生支援機構対策助成事業（機構助成金）24名（曹洞宗見舞金）56名
（大学助成）2名（1人当たり50,000円）

通信教育部・通信制大学院でも本学独自の給付型奨学金制度を準備し、令和元年度は学部生7名、大学院生1名が給付を受け、令和2年度は学部生7名、大学院生1名が給付を受けた。

9) 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

学生向け印刷物『Campus』は令和元年度からホームページのみでの提供となったが、引き続き、各種経済的支援に関する情報を公開するとともに、新入生ガイダンス、または進級ガイダンスにてアナウンスを行っている。また、外部からの経済的支援情報等が入った際は、その都度学内ポータルサイトでの周知も行っている。

通信教育部でも機関誌などで情報提供を行った。

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

1) 学生の相談に応じる体制の整備

本学の学生生活におけるさまざまな悩みや問題については、学生支援センター（旧学生生活支援センター）が中心となり、学生生活の種別ごと関係部署と連携し対応している。また、学生生活のあらゆる悩みを気軽に相談できる「学生なんでも相談 olive（オリーブ）」を開設し、さまざまな問題について、効果的な対応を図っている。（※8）。

令和元年度は新入生プロジェクトとして、研修を受けた在学生在が新入生の履修指導、学習相談、生活相談に先輩としてかかわる体制を整えた。

通信教育部は、通信教育事務部が学生支援センター（旧学生生活支援センター）のバックアップを受けて行っている。電話、メール、対面とともに、スカイプなども利用可である。

（※8） トップ>学部・大学院 学生生活サポート>学生生活支援課

<https://www.tfu.ac.jp/education/cls.html>

2) ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

本学ではハラスメントの防止に向けて全学生配付PCにもインストールされている学生生活ハンドブック「CAMPUS」に「STOP!ハラスメント」のページを設けるとともに、ポスター掲示やポータルシステムによりハラスメント防止・啓発に努めている。なお、本学ではハラスメントに関する相談受付窓口を健康管理課（旧保健室）としており、ハラスメント相談員を配置するなどし、相談しやすい環境づくりを行っている。

また、『ハラスメント防止等に関する規程』の制定やFD・SDのテーマとして「ハラスメント」を取り上げて実施することにくわえ、ハラスメントの防止および排除に関する教職員等の意識の啓発、ハラスメント事案の調査、ハラスメントに関する問題の事実関係の認定、解決及び勧告等を担う「ハラスメント防止委員会」を設置している。

通信教育部も『学習の手引き』にページを設けており、上記と同じ対応を行っている。

3) 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

心身の健康保持や障がいがある学生の生活支援に関しては、健康管理課（旧保健室・ウェルネス支援室・学生相談室・障がい学生支援室）で担当している。看護師2名が常駐し、ケガや体調不良等の応急手当を行うとともに、健康診断の受診勧奨および実施、さらにポスター掲示等による健康に関する啓発活動を行っている。学生健康診断は毎年通信教育部

(学部生、大学院生)を除く学部生と大学院生・科目等履修生を対象に、一定期間に学内医療施設「予防福祉クリニック」で実施している。ほとんどの学生が健康診断を受診している状況にあるが、令和2年度の学部生の受診率目標93%に対しては、77.4%と未達成であったが、今般のコロナ禍においては健闘したといえる。健康診断結果は全学生に個別配付しながら保健指導を行い、検査項目に要所見がある学生には個別指導や医療機関受診等の指示を行っている。

附属病院「せんだんホスピタル」では内科・精神科の一般診療を行っており必要時支援できる体制を整えている。また、学内衛生環境の整備については、必要に応じて安全衛生委員会の指示を仰ぎ業務を行っている。今後は、新型コロナウイルスのワクチン接種が始まる中、予防福祉クリニックと連携を図り、感染リスクを抑えつつ、健康診断が行えるよう体制を検討していく必要がある。

精神的な悩みなどについては、健康管理課にカウンセラーが常駐し対応しており、相談の内容に応じて曜日毎に専門のカウンセラーが対応している。健康管理課(旧ウェルネス支援室)における精神的な悩みに関する相談件数は令和3年1月末までの集計で325件であり、過去3年間での同時期平均は800.3件であるため、例年より減少している。今年度はコロナの影響による学内広報活動が制限されたことによるものと考えている。今後は、他大学の取り組みを学び、オンライン等の遠隔相談を含めた相談活動の充実を図り、ホームページやFD・SDを通じ積極的な広報活動を行っていく予定である。

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備
- ・進路選択にかかわる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

1) キャリア教育の実施

キャリアセンターでは、自分のキャリア・人生を自らデザインしていく力を身に付けることを基本におき、全学的なキャリア教育に取り組んでいる。令和元年度からは、体験型キャリア教育の充実を図るために「キャリアデザイン・インターンシップ」「キャリアカフェ」「TFUパートナーズ」を実施した。学生からは成長実感の声が多く寄せられ、企業からもおおむね好評であったが、令和2年度はコロナの影響により中止となった。

今後は、多様なキャリア形成に必要な能力の育成をしていくため、キャリアセンターからの情報発信だけでなく、学科会議等で話題になっている情報に関しても、各学科、ゼミ教員と連携し、「教職協働」による学生一人ひとりへのサポート体制を強化していく。

2) 学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

キャリア支援・教育に関する基本的な組織体制としては、キャリアセンターが業務運営を担い、大学が設置する「キャリアセンター委員会」を審議組織として、同委員会の定期開催により、業務運営の適正化を図っている。また、キャリアセンターを中心に就職支援を全学的な取り組みとして推進するために、学科担当教員から組織される「キャリアセンター学科別担当教員の定期会議」を開催し、学科の専門職養成の状況ならびにその動向を踏まえた就職情報等の共有化を図り、多様な学生の進路選択に資する情報収集を図る体制を構築している。なお、通信教育部学生もキャリアセンターの利用は可能である。

キャリアセンターの基幹的業務としては、学生が将来を見据えた就職活動を自主的に円滑に行うためのさまざまな支援と教育であり、具体的には「企業情報の収集・求人票の管理」、「学生の進路希望登録の管理」、「学生の就職活動支援（個別進路相談、講座・ガイダランスの開催、セミナー・適性試験・内定者報告会の開催等）」を行っている。なお、講座やセミナーについては、新4年生対象のガイダンスを利用し就職関連のニーズ調査（アンケート）を行い、次年度の内容に反映させている。さらに本学に120社の事業所を招いた「合同企業業界セミナー」及び在学生の保護者を対象にした「教育懇談会」開催をキャリアセンターの年間行事に位置づけ実施している。（※9）

（※9）トップ>進路・就職「東北福祉大学のキャリアサポート」

<https://www.tfu.ac.jp/career/index.html>

3) 進路選択にかかわる支援やガイダンスの実施

キャリアセンターにおいて、学生の就職相談をはじめ、学年毎段階的に就職ガイダンス、キャリア支援講座、OB、OGセミナー、合同企業説明会等を行っている。（※10、11）

また、本学では早期から自身の「キャリア」について意識を向けるため、1年次から適職適性試験やSPI試験を導入し、自身の価値観や強みなどを分析する機会を設けている。さらに3年次にも同様に実施することで、学生生活を経て変化・成長した価値観等を比較し、自主的かつ具体的な進路選択に役立てるようにしている。その際、キャリアセンターでも解説講義、専用アプリの使用によるフォローアップ等を実施している。

	平成28年度 (2017年3月卒)	平成29年度 (2018年3月卒)	平成30年度 (2019年3月卒)	令和元年度 (2020年3月卒)	令和2年度 (2021年3月卒)
合計就職内定率	97.8%	98.2%	98.5%	99.0%	94.7%

これらの取り組みの成果もあって、平成27年度からこれまで本学の就職内定率の経年推移は前年度を上回ってきた。東北地区の平均内定率と比較すると各年度ともに上回っているものの、全国平均と比較すると平成27年度は0.4ポイントマイナスであったが、以降は0.2～1.0ポイント上回って推移してきた。

令和 2 年度は、コロナ等の影響もあった各学科において試行錯誤しながらの対応となった。例えば、リハビリテーション学科は、今年度新型コロナウイルス感染症により、就職説明会は中止となったが、国家試験終了前の時点(2月21日)の内定率作業療法学専攻 95.5%、理学療法学専攻 97.5%。国家試験終了後施設見学就職活動を行っており卒業時には例年同様内定率 100%と予想する学生たちも就職に対し前向きに行動している状況にある。今後は、コロナ禍にあっても Web 説明会など情報を学生に提示する手段を提案し、就職活動のサポート体制を整え、国家試験に集中しつつも就職活動を進めるよう学生に働きかけていくようにする。

今後、オンライン化がますます進展することを前提として、可能な限りのオンラインでの情報提供、就職活動に役立つ講座開催、相談、各事業所等と学生との仲介等を実施し、その内容を拡充、発展させる。

(※10) トップ>進路・就職>個別相談支援等

(<https://www.tfu.ac.jp/career/advice.html>)

(※11) トップ>進路・就職>講座等の年間スケジュール

(https://www.tfu.ac.jp/career/course_guidance.html)

4) 博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

博士課程の院生には FD セミナーへの参加を可能とする情報提供を行い、プレ FD の機会を提供している。また、近隣の東北大学大学教育支援センターの研修などの情報提供を行っている。

評価の視点 5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

学生の課外活動については、人間力向上を目的として行われているが、学生の心身の健康づくりにも深く寄与している。令和 2 年度現在、大学指定団体 10 団体、体育会 23 団体、文化会 33 団体、同好会 25 団体が大学公認団体として登録・活動し、参加する学生の割合（延べ）は、令和元年度 81.69%であった。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策のため、活動を中止・制限したことにより 56.68%に止まった。日本学生支援機構による「大学等における学生支援の取り組み状況に関する調査（平成 29 年度）」によると、全国の大学公認サークルの平均加入率は文化系サークルで 27.2%、体育系サークルで 30.5%となっているため、本学の学生団体延加入率が高い水準であることがわかる。

しかし、本学でも数年前からは加入率が低下傾向にある（平成 29 年度 88.48%、平成 30 年度 83.57%）。学生団体離れにおける調査結果では、解散学生団体は歴史のある団体で、加入学生の減少により活動ができなくなり解散している実態にあった。さらに具体的な理由について分析を継続し、効果的な改善策を検討するとともに、課外活動への全学生参加

による教科外活動への移行に向け、正課の授業との連携、ディプロマ・ポリシーの達成におけるクラブ、サークル、ボランティア等の位置づけの再確認をしていく。

学生支援センター（旧学生生活支援センター）では各団体の部長を務める教職員と連携して、学生の人間的成長に向けた指導を安全面に配慮しながら行うなど充実した支援を行っている。また、ボランティア活動や学生自主活動「地域活性化プロジェクト」の支援も実施している。

また、未成年者の飲酒・喫煙や違法薬物の禁止、SNSトラブル防止、事件・事故防止等については、毎月定例で開催している「主将・主務会議」等での注意喚起・巡回指導等により学生指導を行い、学内秩序の維持による学生生活の安全確保に努めている。注意喚起等の啓発活動については、学生生活ハンドブック「CAMPUS」や全学年へのガイダンス指導、学内ポータルシステムによる掲示指導を行っている。

その他、学生の正課外活動を充実させるための支援として、学生団体の部長を評価責任者とする「各種実践活動」を科目として開講している。

（参考）

- ・スポーツ実践活動：体育会所属学生
- ・文化・教育・研究・社会貢献支援実践活動：文化会、同好会、学校指定団体所属学生

評価の視点 6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

各種学生アンケート等により、学生の要望を収集して適切な支援を行っている。個別的なもの、緊急性が高いものは、個別的・緊急に支援している。

要望の実現に時間がかかるものは、学生アンケート結果、学生のナマの声などをふまえ、部署として改善すべきことを吸い上げ、改善すべきものをいくつかあげ、各年度の部署目標として追加し、改善プランをたてて実行することを行っている。

これにより、窓口対応やガイダンス内容の改善をおこない、近年は学生からの苦情がほとんどなくなっている部署も多く存在する。

また、通信教育部でも、印刷物の改善、学修支援方法、スクーリングの開講方法などにさまざまな改善を加え、在学生の初年度単位修得率、卒業率の向上という好結果につながっている。

(3) 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

令和 2 年度の学生支援の適切性については、オンライン授業開始時における「インターネット環境についてのアンケート」や、学科ごとの修学状況に関するアンケート、また後

期終了時に全学的に実施された「新型コロナウイルス感染症の影響下における意識・行動の変化に関する調査」によって、点検・評価を行った。

その他、教職員からの課題提起、学生や保護者の声などもふまえて、部長学科長会議や中退防止対策会議、キャリアセンター委員会、教育・教職センター委員会等の各種会議・委員会により、学生支援の在り方について検討・改善している。

ただし、コロナ禍の中で、教職員・学生とのコミュニケーションを十分に行うことができなかつた。また、学生支援にあたって必要な学生情報を、教員が閲覧する方法については今後も検討が必要である。

また、在学生を対象とする前年度までのアンケートで、事務部署への改善要望が一定数以上あることについては、当該部署が学生の意に沿わない指導を行う必要があることに鑑みても内部質保証の課題であると捉え、毎年、各部署で結果の周知やミーティングを通じて改善を行ってきた。

通信教育部でも在学時・卒業時アンケートを実施し、改善に努めている。

2. 長所・特色

- 1) ボランティア活動の充実 福祉・医療、教育等、さまざまな分野のボランティア活動を経験できる環境にあり、約 8 割の学生がボランティア活動を経験していることは本学の特色である。ボランティア活動を通し早くからさまざまな現場を経験することは、学生のキャリア観養成にも繋がるため、今後も積極的に支援していく。
- 2) 課外活動参加学生数が高水準 前年度までは本学の学生団体延べ加入率は 81.69%と全国水準より 20%以上高い位置をキープしていた。コロナ禍で下がったが、「オンラインサークル紹介 2020」などが実施され、令和 3 年度以降学生団体への加入支援を図る。
- 3) 障がい学生へのサポート 健康管理課（旧障がい学生支援室）を中心に、様々な情報支援機器を用い、学生のニーズに合わせた環境を整備している。オンライン授業が聴覚障がい学生にとって受けやすいものとなるよう音声認識ソフト（UD トーク）を活用した様々な支援を目指している。「障がい学生の支援に関する方針」に沿い、さらなる支援の充実が期待される。
- 4) 就職支援・キャリア教育
早い段階にてキャリア教育、インターンシップ等の充実を図るために平成 30 年度より 1 年次からインターンシップの導入、適職適性性格検査の実施を通じて、進路選択に役立っている。令和 3 年度以降のいっそうの充実が求められる。

3. 問題点

- 1) コロナ禍で課外活動、学生同士の交流について大幅な制約が課されている。また、経済的支援が必要な学生も増えており、キャリア支援、修学支援の在り方にも変化が求められる。今後は、本学の長所を失うことのないように、新たな学生支援方法の構築と実行にしりごみすることなく、取り組んでいく必要がある。
- 2) 学生への支援や対応が適切であったか、アンケート等実施し、改善していく必要がある。学生支援そのものへのデータ・エビデンスの活用・共有もより進めていくことが求められる。

4. 全体のまとめ

学生支援に係る体制の整備および学生支援は、各種方針に沿って適切に行われている。そのなかでも、実践的学びに繋がるボランティア活動・課外活動に多数の学生が参加していること、障がい学生へのサポートや、福祉医療から一般企業までの幅広い分野に対する就職支援、早期キャリア教育の充実が本学の強みであり、今後も伸長を図りたい。

一定のソーシャルディスタンスが求められるwithコロナ/ポストコロナ時代においても、上記のような本学の強みを失わないようにしていくことは大切である。そのための新たな学生支援方法は積極的に行っていくことが求められる。

第 8 章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、建学の精神や教育目的、各種方針等の実現に向け、「教育研究等環境の整備に関する方針」を策定し、大学ホームページに掲載し公表している。(※1)

(※1) トップ>大学について>各種方針>「教育研究等環境の整備に関する方針」

https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html

(2) 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

(施設、設備等の整備及び管理)

1) ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

本学では平成 17 年度より全学部生を対象にノート型 PC を貸与し、講義やゼミ、自宅学習などさまざまな場面で利活用できるよう整備している。平成 30 年度からは Microsoft Surface Pro を貸与し、Microsoft Office とウイルス対策ソフトをインストールした状態で貸与している。4 年間の無償保証と動産保険が付帯している。

学生生活で貸与パソコンと学内システムを活用することにより、ICT に関する知識や技術の向上を図り、学生全員にパソコンを貸与することで、全学生が偏りなく ICT 教育を受けられる環境を整えている。また、令和元年度時点で一般の講義科目でも、出席代わりに授業後の確認テスト、反転授業やオンデマンド授業などにも活用されていた。このことは、令和 2 年度のコロナ下でのオンライン授業実施が円滑に実施できる結果となった。

ネットワークをはじめとする情報基盤や各種システムについても教育・研究ニーズに合わせ積極的に整備を進めている。

アプリケーションを利用する教育（プログラミング、グラフィックデザインなどの情報

系処理実習、外国語、心理学など)のための専用教室(2001館、情報処理室、CALL教室)や、小学校教員養成用にICTを活用した授業シミュレーションができる教室(マルチメディア教室2)等、ICTに慣れる環境を整備している。

ネット環境については、国見キャンパス、ステーションキャンパス、ウェルコム21の講義室と演習室で、無線LANが整備されており、学生の学習活動のサポートとして活用されている。令和2年度末にも今後のオンライン授業の充実のために、大きな更新を行った。

本整備や各種システムの企画・管理・運営、学生・教職員のPC関係のトラブル対応は、主にICT支援室(旧情報センター)が担当しており、安心してICTを利用できる環境を整備している。

2) 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に適切に努めている。

さらなる改善のために、学生がより使いやすい教育環境の整備を推進するとともに、教員が十分な研究活動を行える研究室の整備に努めていく必要がある。令和元年度は、H-2館に看護教育のための多目的実習室を新設した。大教室の机・椅子を更新し、学生の学修環境を整備した。

令和2年度には「キャンパス整備構想検討作業部会」が立ち上がり、学生の学習環境や生活支援のため、教室・演習室等の整備やキャンパス全体における営繕の計画的整備、バリアフリー化についての検討を進めている。その結果、令和3年度には3号館の什器交換、図書館の耐震工事が実施されるなど計画的な整備が進められている。

3) バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

学生を含む学内外の障がい者を有する方に、安全で快適な環境を提供するため、ハード・ソフトの両面からバリアフリー化を推進している。

健康管理課(旧障がい学生支援室)が実施した「学内のバリアフリー調査結果」に基づく検討を行い、指摘のあった通路上の障害物の除去、所要の表示の改善等を行った。令和元年度は、障がい者用トイレは、2号館1階の健康管理課(旧保健室)前のトイレを改修して、新たに車いす利用者対応トイレを、後期授業の開始に先駆け9月初旬に整備した。令和2年度は、エレベータ、トイレ、標識などを常に良好な状態に整備した。地形上困難な課題であるが、「車いす学生の正門から教室への移動」について、ハード面(電動車いす等の備品)、ソフト面(移動動線、サポート体制等)双方からの支援策を検討している。

授業開講が多い講義棟にはエレベータが、段差のある箇所にはスロープが設置され、下肢に障がい者を有する学生の学内の単独移動がほぼ可能となっている。

弱視など視覚に障がい者を有する学生に配慮して、各教室入り口やエレベータ内、階段手すりなどに点字標示を行っている。

図書館の閲覧室には、車椅子利用者対応の昇降式デスク、弱視者対応の拡大読書器なども配備している。

障がいのある学生の授業受講においては、ボランティア学生と連携した聴覚障がい学生への文字通訳（ノートテイク）支援や、肢体不自由や視覚障がい学生への移動支援などの環境が整備された。また、東日本大震災を経験し、障がいのある方の災害等発生時の支援態勢について検討を行っている。今後も東日本大震災被災地にある福祉系大学の使命として、更なる充実を図っていく必要がある。

令和2年度に旧方針から発展的に制定された「障がい学生の支援に関する方針」においても、バリアフリー化、施設・設備面での配慮も項目に追加された。

4) 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

本学では、学修創造支援室とラーニングコモンズ@ミュージアムを設置している。ラーニングコモンズ内には、ディスカッションやプレゼン練習、模擬授業練習に最適なグループ学修室、プロジェクター等を備えたディスカッションルームが設置されており、語学学修や多読用図書の貸し出しも行っている。

(教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み)

学生については、初年次教育として実施している「リエゾンゼミⅠ」で情報倫理について取り上げ、学生に周知しているほか、「情報倫理」という授業科目も開講されている。また、保健看護学科では「情報倫理勉強会」を実施し、看護学実習における情報リテラシー、主に個人情報保護について学生同士で意見交換を行い、個人情報を適切に管理することについての知識や行動を学んでいる。令和元年度では19名の学生が参加した。個人情報保護については、専門職倫理や実習事前指導として学ぶ学科も多い。

教職員は、上記リエゾンゼミや研究倫理教育（教員必須）などを通じて確認するとともに、著作権については、図書館でも啓発活動を実施し、情報倫理について周知している。オンライン授業開始に当たっては、著作権法改正35条の運用指針をわかりやすく教職員、および学生に提示した。

また、令和元年度・2年度と「情報セキュリティの基礎」という題目でFD・SD研修を実施し、情報倫理を扱った。

(3) 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツやほか図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

（図書資料の整備と図書利用環境の整備）

1) 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

本学図書館では、図書館資料収集規程に基づき、令和 2 年 3 月 15 日現在、図書約 42.5 万冊（和書 35 万冊、洋書 7.5 万冊）、雑誌約 5,000 種（国内 4,300 種、国外 700 種）、電子ジャーナル約 15,000 種（国内 1,600 種、国外 13,400 種）、電子書籍約 9,200 種、視聴覚資料約 5,900 点を所蔵している。令和 2 年度の年間受入は、図書約 8,000 冊、雑誌約 1,750 種で、それにかかる図書館資料費は年間約 106,345 千円であり、学生 1 人当たりの蔵書数は 50 冊（通信制を含む）である。

1. 学生用資料

学生用資料は、選定委員会による選定及び教員推薦によって、授業シラバスにも対応した、社会福祉学、教育学、心理学、看護学、情報学などの各分野を中心とした資料の収集を計画的に行っており、教員推薦図書は図書館内にコーナーを設置し利用に供している。

また、利用者参加型の選書にも重点をおき、購入希望の受付を実施したが、学生による選書ツアーは新型コロナウイルス感染症対策のため今年度の実施は見送った。

2. 研究用資料

令和 2 年度における研究用資料の整備状況は、約 2,400 冊（約 1,720 万円）で図書受入経費の約 50%であるが、その内教員本人の申請による「研究用図書」は、約 1,500 冊（500 万円）で図書受入経費の約 14.5%となっている。また、図書館における研究用資料の選定は、図書館資料収集規程に基づき実施されている。研究用資料の計画的な整備には学生用資料と同様、さらなる教員の協力と図書館職員の各分野における専門的能力と知識の修得が必要である。

3. 電子資料

図書館で収集及び提供する電子資料は、電子ブック、電子ジャーナル、データベースなどがあるが、近年ではオープンアクセスにより提供される学術情報にも及んでいる。オープンアクセスにより提供されている学術情報を除く電子資料の収集にあたっては、当該規定に基づき電子化資料に関する出版情報などの把握に努め、学部学科の内容に則した内容の国内外のものを選定している。安定した電子資料の収集・提供のためには、契約料金の

高騰なども考慮した計画的な予算確保と契約状況及び選定基準の見直しを定期的に検討する必要がある。さらには電子資料の有効利用の面からも学外からのリモートアクセスを可能とする環境整備が急務であり、令和3年度の提供に向けて準備を進めている。

4. その他・貴重書・コレクション等

貴重書・準貴重書、シャフツベリ等の特殊コレクション類、『東北福祉大学図書館所蔵和漢書目録』収録資料を、『資料管理マニュアル』の規定に基づき、収集及び利用に供している。しかし、収集目的及び予算の確保手段など確立されていない面があるため、組織的に再検討する必要がある。また、貴重書類の適切な保存・利用環境の整備についても再検討が必要である。

2) 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

国立情報学研究所（以下、NII）の事業である目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）に参加し、国内各大学図書館及び研究所と共同目録作業、相互貸借サービス（文献複写、現物貸借）を継続して行い図書館間の相互協力に貢献している。また、NIIが運営する学術機関リポジトリポータル JAIRO Cloud に参加し「東北福祉大学機関リポジトリ」を構築し、『東北福祉大学研究紀要』（第24巻以降）、『芹沢銈介美術工芸館年報』、『博士論文』の他、教員執筆の論文・記事を本人申請により登録を行い、図書館ホームページ上で外部公開を行っている（令和3年3月現在 累計登録数677件、令和2年度閲覧数34,312件）。そのほかにも、冊子体を希望する他大学および関係機関へ研究紀要を発送する一方、学部・学科構成に似合った資料の交換・分担収集と保存を継続的に行っている。加えて私立大学図書館協会、東北地区大学図書館協議会、「学都仙台コンソーシアム」に加盟し、学術情報の収集と共有に努めている。

令和2年度には「東北福祉大学機関リポジトリ運営委員会」の審議により、本学の「オープンアクセスの方針」及び「オープンアクセス方針実施要領」が定められ、HPや「機関リポジトリ」「JPCOAR リンク集」で公開した。

3) 学術情報へのアクセスに関する対応

電子ジャーナルは図書館が提供する学術情報サービスのなかでも最も重要なものとなっており、約15,000種を利用することができる。また、その電子ジャーナルへのアクセス方法として二次資料となるデータベースを約40種ホームページから利用できる環境を整備し、リンクリゾルバも導入して学術情報へのアクセスを強化しているが、電子資料の有効利用の面からも学外からのリモートアクセスを可能とする環境整備を上述の通り進めている。

4) 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

図書館は、地上3階建（一部4階）で各階に閲覧室（602席）を有する他、ブラウジングルーム、パソコンコーナー、AVブースコーナー、ラーニングコモングの機能を備える集

団学習室などを併設している。また、国見ヶ丘第 1 キャンパスにリハビリテーション学科及び大学院向けのサービスを提供するため分室を設置している。分室には閲覧室（51 席）、パソコンコーナー、AV ブースコーナーを設置している。

開館時間は、本館が平日 9:00～20:00、土日祝日 10:30～18:30 で、分室はリハビリテーション学科、大学院と協議し、平日 11:00～19:00、土日祝日休室としている（令和 2 年度のコロナ対応は先述のとおりであり、上記は通常時のもの）

施設・設備の整備にあたっては、増改築及び新図書館建築等の課題もあるが、まずは耐震補強工事を令和 3 年度中に実施していく。

なお、本学では図書だけで年間約 8 千冊の増加となっている。学生や教職員の利用に支障が生じないよう資料の配架には知恵を絞っているが、すでに収容可能冊数の 120%を超える状況にあり、収容の限界がきている。事実、図書館外に約 2 万冊を保管している一方で、年間約 1,500 万円相当分以上の重複資料などを除籍することで対処しているのが現状である。大学資産の保持と蔵書の有効的な活用のため、一定規模の書庫施設を設けることも考えられるものの、まずは必要資料の選別に関する基準を明確化し、引き続き選別を進め、スペース確保に努めていく。

（図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置）

令和 2 年 5 月現在、図書館長 1 名、図書課長 1 名、課長補佐 1 名、主任 2 名、館員 7 名、委託職員 2 名、派遣職員 1 名（内有資格者 10 名）の人員を要して、国見キャンパス本館及びウェルコム 21 分室において、閲覧サービス、貸出サービス、相互利用サービス、レファレンスサービス等各種サービスの提供を展開している。また、教員で組織されている「図書館委員会」及び図書館職員で組織されている「図書館資料選定委員会」「情報」「新図書館建築構想」「環境整備」「学修支援」「リポジトリ」「社会貢献」「広報」「将来計画」の 9 つのワーキンググループを設置して図書館運営の計画・実施を行っている。また、新型コロナウイルス感染防止のため、ほとんどオンライン開催となった各種学外研修事業に延べ 100 回以上参加し、図書館職員としての専門的知識の修得に努力している。

（4）教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

(研究活動を促進させるための条件の整備)

1) 大学としての研究に対する基本的な考えの明示

本学は、「行学一如」の建学の精神のもと、学則 1 条やそれにもとづいて大学・学部学科・研究科専攻ごとの「教育研究上の目的」を明示してきた。しかるに、「大学としての研究に対する基本的な考え」はこれまで策定されてこなかった。

今後検討を重ね、経常費補助金特別補助等で課されている国の政策に準じる形で、若手や女性研究者の割合を増やすことなどを含む「研究体制の整備に関する学内計画」と合わせて、令和 3 年度中に策定していきたい。

2) 研究費の適切な支給

本学では、職位に応じた個人研究費 8~22 万円 (年)、学会出張など旅費 10 万円 (年) を教員に保証している。このほか、特別研究助成制度 (40 万円、50 万円、200 万円のいずれかの助成額申請が可能) を設けている。

3) 外部資金獲得のための支援

今年度、大学で受領した外部資金公募情報については研究支援課と連携し大学ホームページとポータルサイト (UNIVERSAL PASSPORT) への二重掲載を行い、資金獲得に向けた扇動と啓発につなげている。また、特別試験研究費の額の認定 (特別試験研究費税額控除制度) や教育研究支援にかかる寄附についてもホームページで案内し企業側からのアプローチ増加を期待する。

また、科研費採択数を増やす取り組みとして、科研費採否にかかる審査経験のある教員や科研費に採択された経験のある教員による講習会を実施し、若手教員を中心にそのノウハウを教授する機会を設けている。

その結果、本学を研究代表者とする科研費の獲得は、令和 2 年度 31 件 (前年度 30 件) であった。外部研究資金の獲得は、令和 2 年度 6 件 (前年度 5 件) であった。

4) 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

全教員に研究室 (約 22 m²) を配置している。研究室には、教育準備や研究に必要な備品 (書架、机、椅子など) を配置している。すべての教員 (専任講師以上) の責任担当授業時間数は 12 時間 (6 コマ、ただし外国語及びスポーツ担当は 16 時間、8 コマ) としており、大学院教員については、学部における担当科目数を配慮している。なお、研究専念時間の確保として、月曜日から金曜日のなかの 1 日を研究日として各教員に配当している。

5) ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制

教育支援体制として、ティーチング・アシスタントは、「ティーチング・アシスタント等採用内規」によって制度化している。本制度は、教育効果を高める目的で、本学学生に

教育・調査・研究等の補助的実務を担当させるものである。実務内容によって①リサーチ・アシスタント（RA）、②ティーチング・アシスタント（TA）、Non-TA/RA・アシスタント（UGA）に区分される。前2つは大学院生および大学院研究生に限り、後者は学部学生等となっている。これらの者は、本学諸部署の長やその他学長が特に認める者が、時間管理をも含め指導監督の責任をもつ。TAは、実習等の教育の補助に当たっている。

今後も、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制の充実に努めていく。

(5) 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学では、研究に従事する者が行う、人を対象とした研究およびその実践を倫理的、福祉的観点から審議することを目的として、平成11年9月1日に「研究倫理委員会規程」を制定し、研究倫理委員会を設置した。また、平成16年4月1日に、本学で研究にあたるすべての研究者に倫理原則を周知徹底させるため、「研究倫理原則」を定めた。

「東北福祉大学研究活動不正行為の防止等に関する規程」では、本学の研究活動の不正行為防止についての最高管理責任者を学長とし、研究活動に関する行動指針ならびに不正行為にかかる情報を受けたときの対応方針を策定することを責務としている。学長を補佐する実質的責任者として、副学長を統括管理責任者とした。統括管理責任者は、研究倫理教育の実施計画の策定が最大の職務となる。また、その指針を受けて、現実に研究倫理教育を実施するのが、研究倫理教育責任者であり、原則として、学部長ならびに大学院研究科長がこれに当たることになる。

研究倫理委員会は、12名の委員によって構成され、令和2年度は6回開催して計32件（前年度は56件）の審査を行った。委員会の審査は事前審査を原則とし、研究者から提出された研究倫理申請書に基づき、研究計画の妥当性を審査したうえで、その実施について承認する体制を整備している。教職員、大学院生への研究倫理教育として、JSPS（日本学術振興会）の研究倫理e-ラーニングコースを用いるなどの取り組みを実施している。学部学生への著作権教育などもリエゾンゼミなどを通じて行っている（通信教育部は「基礎演習」や『学習の手引き』などによる）。

研究のみならず、あらゆる分野での不正を排除するため、平成18年12月1日に、「監査委員会規程」を定めた。不正行為の早期発見・早期是正のためには、情報提供が不可欠と考え、同年に、「公益通報者保護規程」も制定した。

知的財産権の高まりとともに、「東北福祉大学知的財産に関する基本理念」を宣言し、研究成果の公開原則を決定した。また、「東北福祉大学利益相反ポリシー」を定め、利益相反を防止するための体制作りを定め、研究機関の透明性、公益性を確保することとした。平成 22 年 9 月 1 日に、「東北福祉大学職務発明規程」を制定し、特許権を中心とした知的財産権の帰属を明確化した。あわせて、その際の「実施補償金の取扱細則」も定め、適正処理に努めた。平成 23 年 4 月 1 日には、「東北福祉大学産学官連携ポリシー」で産学官連携の透明性を確保し、同時に、「東北福祉大学著作権取扱規程」を制定し、三者間における著作権の帰属関係を明確にした。翌平成 24 年 4 月 1 日には、「東北福祉大学共同研究取扱規程」で、研究費の取扱いを明確にし、同時に、「東北福祉大学受託研究取扱規程」も制定した。

平成 26 年の文部科学省ガイドラインを受け、本学も早期に学内での検討作業に入った。平成 27 年 4 月 1 日に、「東北福祉大学研究活動不正行為の防止等に関する規程」を制定・施行した。従来の研究不正の防止に関する取り組みは、研究者自身への規律を強め自律を求めるものが中心であった。今回は、それに加え、大学が制度として研究不正の防止に取り組む方針を採用した。また、学長のリーダーシップで、早急に是正措置がとれるよう配慮した。

なお、令和元年度には、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理を適切に実施するために必要な事項を定め、国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的に「安全保障貿易管理規程」を制定している。またそれにともない「安全保障貿易」をテーマとした FD 研修会において、安全保障管理の必要性や、学内組織、手続きについて実施している。今後は、研究内容が兵器等に転用されないためにも、平和を守る国際社会と協調して、大学人としての責任を大学全体で心がけていく必要がある。

また、令和 3 年度以降は、中期事業計画・「TFU Vision2025」の方針にそって社会貢献・地域連携活動を進めていく。その際に、より多くの教員参加を促し、学生にとって学修成果が得られるような成長の機会となる活動とするためには、研究との連動など教員のモチベーション、学生の参加のモチベーション向上策を講じる必要がある。

(6) 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証システムの実施マニュアルに基づき、学校教育法や大学設置基準、学校教育法施行規則等の各種法令等に定められている基準を満たしていることの点検・評価および各種方針や手続きに基づいた目標設定や実行についての自己点検・評価を毎年行っている。

上記、点検・評価に基づき以下の点について改善・向上がみられた。

(令和 2 年度)

- ・「キャンパス整備構想検討作業部会」により、諸課題が検討された。その結果、国見キャンパス等における施設の老朽化への対応、耐震性の強化、キャンパス全体における営繕の計画的整備、バリアフリー化についての検討を最優先することが決まり、令和 3 年度以降の計画的な環境整備の端緒が整った。

2. 長所・特色

本学の学修や教育研究等のための整備については、適切に行っており、校地・校舎及び施設・設備についても適切に整備している。

また、平成 17 年度より、入学生全員にノート型パソコンを在学期間中貸与しており、ICT 教育に力を入れてきたことは、コロナ禍において、オンライン授業に円滑に舵を切れる要因ともなった。ただし、令和 2 年度には他大学も同等の環境になったといえる。今後学生や教職員の声を取り入れた上でのさらなる発展・充実が求められる。

ラーニング・コモンズも整備し、学生のグループ学修の場として活用している。ただし、令和 2 年度にはコロナ禍で、学生の対面でのグループディスカッションの実施がほとんどできなかったため、今後、オンライン・対面を併用しながらの討議の場、学内活動の場が求められる。

3. 問題点

- 1) 令和 3 年度に実施が決定した図書館耐震化・3 号館の什器交換をはじめ、その他建物・施設面での協議を総務部・管財部・施設部・財務部・教務部・図書館など関係部署が連携協力して進める必要がある。
- 2) 工事発注等において、諸規程や業務手順書の見直しを進め、コンプライアンス違反が起らない体制づくりや適正な価格での発注ができる体制づくりを進める必要がある。

4. 全体のまとめ

本学における教育研究等環境の整備については、「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、キャンパス内のさまざまな学習環境の整備を進めており、PC 学生貸与制度や、アクティブラーニングに対応した教室の設置など、社会の環境の変化に対応した整備を行ってきた。

今後も、学生の学習環境を整備するために、昨年度実施した「キャンパス整備構想検討作業部会」での検討結果や、学習する学生をはじめとした利用者、教職員等の声、「教育研究等環境整備の方針」を踏まえながら定期的に点検・評価を行うとともに、図書館の耐震補強工事や学生の教育環境の改善・向上に向けて関係部署で連携し継続的に取り組んでいく。

第9章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、「自利・利他円満」の教育理念を追求する中から得られた教育・研究の成果を社会に還元するとともに、本学が有する資源を社会に開放することにより社会貢献・地域連携を果たすため、「社会貢献・地域連携の方針」(※1)を策定しホームページで公開している。

(※1) トップ>大学について>各種方針 「社会貢献・地域連携の方針」

産学官連携に関しては、社会貢献として、知的財産の社会への還元及び他の機関等との連携の強化を図っている。産学官連携の方針としては、「東北福祉大学産学官連携ポリシー」(※2)を定め、規程集に明示しており、学内教職員が利用するポータルサイト(UNIVERSAL PASSPORT)で周知している。

(※2) 「東北福祉大学産学官連携ポリシー」

また、令和2年10月には、本学に在籍する教職員等が創生した学術研究成果を電子化し、それを恒久的に蓄積及び保存し、学内外に無償で提供することで、本学の教育・研究活動の推進を図るとともに、社会の発展に貢献することを目的として、「東北福祉大学オープンアクセス方針」(※3)を定めた。

(※3) 「東北福祉大学オープンアクセス方針」

2020-2024 中期事業計画、単年度事業計画(※4)においても「5章 社会貢献・地域連携」の章を設け、「本学の専門性をいかした社会貢献・地域連携事業」「学内外とのネットワークの再構築」「大学の研究成果および資源の開放」を3項目に分けて記載している。

(※4) 令和3(2021)年度事業計画 兼 2020-2024 中期事業計画

(2) 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

(学外組織との適切な連携体制)

本学では、社会貢献・地域連携を推進する部署として、令和3年度からの体制では、「地域創生推進センター」を置き、配下に「生涯学習支援室」「地域創生推進室」「臨床心理相談室」「鉄道交流ステーション」の4つの部署で取り組む。

(※5) 事務分掌規程（稟議決裁未）

それらの部署が、学部学科・研究科と連携を取りながら、学外組織と適切な連携体制をとって、社会貢献・地域連携を推進している。

協定数は、令和3年4月現在で、自治体22件、企業・法人6件、高校5件、大学6件、自治体・企業・大学・省庁等との共同で5件の協定および覚書、31件の協約を結んでいる。

(※6)

(※6) 主な協定一覧 <https://www.tfu.ac.jp/research/s9n3gg000000krw2.html>

令和2年度の新たな動きでは、宮城県白石市と「地域共生社会の実現に向けた包括連携協定を締結し、相互のパートナーシップのもと、人材、知識、情報などの資源を有効活用し、地域共生社会の実現に資することを目的としている。本学では、地域福祉計画への貢献のほか、産業福祉マネジメント学科を中心とした、まちづくり活動への学生の参画など白石市をフィールドとした教育・研究活動の実践にも取り組んでいく方向である。

また、過去に結ばれたもので、ここ数年間実績がなかったり今後も実績が見込めなかったり本学の専門性に照らして目標が不明確な連携協定は、令和2年度に見直しを行い、自治体などと協議を行い、一部協定は解消した。

(社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進)

(地域交流・国際交流事業への参加)

本学の社会連携・社会貢献活動の概要は毎年発行している「大学と社会貢献」（旧名称：社会貢献・地域連携活動報告書）にまとめられていて各年度版をホームページで公開。(※7)

地域交流・国際交流事業についても令和2年度は新型コロナの影響もありほとんど実施ができなかったが、例年実施している概要等、詳細は「大学と社会貢献2020」をご覧ください。(※8)

(※7) 社会貢献・地域連携活動報告書 <https://www.tfu.ac.jp/research/s9n3gg0000004o6u.html>

(※8) 大学と社会貢献2020

<https://www.tfu.ac.jp/research/s9n3gg0000004o6u-att/s9n3gg0000010sql.pdf>

(3) 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

令和2年度において、執行部と地域創生推進センター（旧社会貢献・地域連携センター）が中心になって、これまでの実績を検証し今後の実績が見込めない、本学の専門性に照らした目標が不明確な連携協定の見直しを行った。また、コスト・ベネフィット比較の結果、一部の事業を中止した。

さらに、今後の社会貢献・地域連携活動について、本学の学部学科の専門性と適合したものとする、本学のコンセプト（地域共生社会や国連SDGsへの寄与など）をもって行う方針が「TFU Vision2025」で示され、中期事業計画にも明記された。

また、同窓会・卒業生との連携強化による社会貢献も拡大していくことが望まれる。

令和3年度以降は、中期事業計画・「TFU Vision2025」の方針にそって社会貢献・地域連携活動を進めていく。その際に、より多くの教員参加を促すには、研究との連動など教員のモチベーション向上策を講じる必要がある。また、学生には、学修成果が得られるような成長の機会となる活動とし、参加のモチベーション向上策を講じる必要がある。

2. 長所・特色

学生が地域貢献活動やボランティア活動等を通し、日頃から、地域が抱えるさまざまな課題を自らの課題として捉え、「住民の生活福祉の向上」・「地域共創が構築できる環境」づくりを行っていることは本学の大きな特色である。

本学の研究教育の成果による、子育て、情報、健康等による各種自治体、企業等の連携により学生の取り組みや、さまざまな内容での社会貢献が実践されていることは、本学の建学の精神「行学一如」を体現しているものといえる。

本学の専門性をいかした社会貢献・地域連携の重要性は、今後ますます大切になってくるであろう。今後は、学生、教員・職員が「協働」し、更なる社会貢献・地域連携として活動できるように取り組んでいくことを期待したい。

3. 問題点

今後は、本学の専門性をいかした社会貢献を実現するために、地域および関連施設などとの連携体制の構築や、従来の取り組みに対するさらなる充実が求められている。

4. 全体のまとめ

本学では、地域が抱える諸課題の解決に向けた持続的な社会貢献活動を活発に続けてきており、特に学生による活動は各地域からの評価の声も大きい。

中期事業計画やTFUVision2025では、地域共生社会や国連SDGsへの寄与も明記された。更なる地域社会の発展に貢献すべく、地域創生推進センター（旧社会貢献・地域連携センター・ボランティア支援課）が中心になり本学の学部学科の専門性をいかした福祉・産業・教育・看護等の分野の研究とそれに基づいた社会貢献を発展的に推進する。

第 10 章 大学運営・財務

第 1 節 大学運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学では「管理運営の方針」を策定し、ホームページ上で公表している。(※1)
学内構成員に対する周知のために、部署・学科の内部質保証、自己点検・評価の際に「管理運営の方針」を周知し、方針に則った現状の検証や目標管理をするよう促している。

(※1) トップ>大学について>各種方針

https://www.tfu.ac.jp/aboutus/various_policy.html

(2) 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

(適切な大学運営のための組織の整備)

1) 学長、役職者の選任方法と権限の明示

学長の選考については、寄附行為第 3 条第 2 項「この法人の運営管理は、私立学校法、曹洞宗宗制に規定するものの他、この寄附行為の定めるところによる」の曹洞宗宗制の曹洞宗教育規程第 39 条第 2 項「前項の学校法人が設置する各学校の長、副学長、学監、高等学校及び中学校の教頭は、内局の推薦により管長が任命し、その任期は 4 年とする。ただし、再任を妨げない。」により、曹洞宗管長の任命による。

(※2) 寄附行為

<https://www.tfu.ac.jp/aboutus/s9n3gg000000tlot-att/s9n3gg00000103dr.pdf>

学部長、研究科長については、組織・職制規則の第 8 条及び第 10 条により学長が任免・委嘱する。

(※3) 組織・職制規程（学内のみ閲覧可）

<https://docs.google.com/a/tfu-mail.tfu.ac.jp/viewer?a=v&pid=sites&srcid=dGZ1LW1haWwudGZ1LmFjLmpwfgd1aSljaGVuZ3xneDo0ZmI2OWMyYzJlYjNiODhi>

2) 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

本学の経営・教学にかかわる重要な方針は、「組織・職制規則」17 条により設置されている学内理事会議、経営戦略会議、教育戦略会議、部長学科長会議により意思決定されている。すべての会議は、学長が議長となっており、会議構成員の意見を聴いた上で学長による意思決定がなされている。

大学における職務の執行は「組織・職制規則」で定められている。第 2 条で「学長は教職員を統督する」と記載されており、第 3・4 条では運営組織（事務組織）はすべて総務局長の統括下におかれていることが明記されている。

教員の人事については、役職にある教員のうちから学長が指名する者等で構成される人事委員会で審査され、学長が最終決定する。

意思決定された事項の教職員への周知は、教員は教授会や学科会議を通じて、職員は各部署の役職者で構成される事務連絡会を通じて行われている。

3) 教授会の役割の明確化、学長による意思決定と教授会の役割と関係の明確化

学則の第 11 条第 1 項に教授会の必置が明確化され、第 13 条 1 項で「学生の入学、卒業」など学長が決定を行うに当たり意見を述べることが必要なものと、2 項で学長の求めに応じて意見を述べることができるものに分けて規定されている。教授会規程の第 4 条第 1 項（審議事項等）でも同様に規定されている。学則第 13 条および教授会規程第 4 条については、改正学校教育法第 93 条により「教授会は、教育研究に関する専門的な事項について審議する機関であり、また、決定権者である学長に対して意見を述べる関係である」ことが明確化されたことに伴い、その内容に適合するよう令和 3 年 4 月 1 日に一部改正施行した。

4) 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

法人における職務の執行は「学校法人 梅檀学園 寄附行為」で定められている。寄附行為第 6 条第 3 項に「東北福祉大学長たる理事を常務理事とする。」、東北福祉大学組織・職制規則第 7 条第 1 項に「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」とあり、教学組織（大学）の権限と責任は学長にあることが明確化されている。

また、学長と理事長との関係においては、寄附行為第 14 条第 2 項に「常務理事は、この法人を代表し、理事長を補佐する。」と規定されており、法人組織（理事会等）における権限と責任は、理事会にあることが明確にされている。

第 12・13 条で理事会の役割が、第 21・22 条で評議員会の役割が定められている。

なお、令和 3 年度には「法人本部」が設置され、法人と教学組織（大学）との緊密な連携・協力を図る取り組みが推進される予定となっている。

5) 学生、教職員からの意見への対応

学生からの意見については、IR センターでは、毎年学生にアンケートを実施し、一部のアンケートについては学生へのフィードバックを行いつつ、アンケートから見える課題に対しては、部長学科長会議などで報告の上、各部署に改善を求めるか、内部質保証システムの日常点検により、内部質保証委員会に課題を報告し、課題解決の責任部署を決めて、改善を実施している。

教職員からの意見については、会議運営規程第 20 条の 2 に「部長学科長会議は、各学科に会議（以下「学科会議」という。）を置くことができる。」とあり、ボトムアップ的な教員からの意見の聞き取りは学科会議を通じて行われ、部長学科長会議に提案されている。また、「教育研究組織の編成方針」「管理運営の方針」や各種委員会規程に定められているように、教務部委員会、大学院委員会、FD 委員会をはじめとする 30 を超える委員会の委員の意見を通じて、部長学科長会議、経営戦略会議などの提案に反映されている。

今後は、学生、教職員からの意見に基づいた検討プロセスやその実行結果をよりわかりやすく可視化していくことが求められる。

(適切な危機管理対策の実施)

火災、地震、風水害等による災害の予防並びに人命と身体の安全および大学の財産の保全と減災を図ることを目的として『防火・防災管理規程』及び防火・防災運営要領（マニュアル）が、また、労働災害の未然防止等のため『安全衛生管理規程』が定められている。

後者については、安全衛生委員会が実施され、ストレスチェックの実施や感染症対策の実施（予防接種等）が教職員に周知、徹底される。

(3) 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算編成は収入支出とも数値根拠を、理事会・評議員会開催時に予算書説明資料として添付し説明し、執行は支払伺に基づき、学長、副学長、総務局長の決裁後に行っており、予算編成および執行のプロセスは明確であり、透明性が保たれている。

内部監査は、令和 2 年度は科研費監査を実施した。

決算の監査については、公認会計士による監査を実施している。

決算報告時に予算との対比説明を行っている他、予算編成時の事業活動計画に対し決算時の事業報告により検証が図られている。

予算執行に伴う経営的な効果・教育的な効果については、各種委員会や部長学科長会議、経営戦略会議で、入学者確保などの数値、学生・教職員アンケートなどを用いて検証されている。

(4) 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1：大学運営にかかわる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

1) 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

職員の採用については、就業規則第 8 条から第 11 条に規定されており、適切に運用されている。職員の昇任については、「職能制の実施に関する規程」第 4 条に以下の昇任の規定がある（第 4 条 昇任とは、その者の経験、意欲及び能力に応じ、別表に掲げる職能につきその者を 1 階級上位に決定することをいい、原則として定期昇給の時期に行う）。

2) 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

大学は地方創生の取り組みの強化、グローバル化への対応や産業界との連携強化、IR、学修成果の可視化等対応すべきことは多岐に渡ってきている。本学は、職員が同一のポストに長く配置され、大学全体の業務に携わった経験がないことから、新しいニーズに必ずしも対応できていない。特に若手職員については、計画的なジョブ・ローテーションを行うことにより、広く大学全体の業務を経験し、専門的な知識を身に付けることが必要である。管理ポストにつく人材は、大学の将来的な課題を念頭において、各部署との連携の促進や業務の合理化、効率化を図り、若手人材の計画的育成に努力する必要がある。

専門性を必要とする部署には、キャリア経験をいかした適材適所の人員配置となるように努めている。また、配置された者は学内外の研修の受講をはじめ、業務に必要な専門知識を広く身につけ、スキルアップをしていくことが求められる。

上記を実現させるべく、総務課は「ジョブ・ローテーション運用方針」（仮）の策定を令和 6 年度までに行うことをめざし、令和 2 年度は情報収集を行った。着実な推進を図ることが求められる。

3) 教学運営そのほかの大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

人員配置については、事務組織の部長、副部长、センター長、副センター長等の役職者は教員に委嘱するとともに、教育研究の審議機関として全学的な調整を行う各種委員会の委員には教員と職員を必要に応じてバランス良く委嘱しており、教育研究と事務が円滑に運ぶように配慮している。しかしながら、一部学科では実習における事務もすべて教員が行っており、教育・研究活動に十分な時間が捻出できていないという課題もある。よって、

必要な学科には実習支援部署を創設し職員を配置することを、学科・関係部署と調整を図りながら推進していく。

大学運営の改善や発展に向けての教職協働は促進されてきており、その一例として、令和2年度に発足した UNIVERSAL PASSPORT RX 導入支援プロジェクトチームが挙げられる。これは、学内ポータルサイト「UNIVERSAL PASSPORT RX」の新たな導入に際し、総務局長がチームリーダーとなって、教員・職員が各々の立場により意見交換し、その効果的な運用や円滑な導入に向けての取り組みを検討、実行するものである。

また、オンライン授業導入時には「オンライン授業担当教職員合同チーム」を学内の教職員63名で編成し、オンライン授業の受講方法や留意点のわかりやすい説明を心がけた「オンライン授業ガイド（教員用）」「オンライン授業ガイド（学生用）」（動画、マニュアル等）を作成した。他に、授業科目の内容やシラバスや授業方法の変更を履修登録前の学生向けに案内する科目ごとの「オンライン授業（お試し版）」の提示、慣れない教員のための授業コンテンツの作成補助などのサポートを実施した。

4) 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

毎年年度始めの昇任等の処遇改善は、人事の担当部署である総務部が、年末までに各部署の所属長等に昇任等の聞き取りをし、その内容を基に処遇改善を検討し、学長の承認を得て行っている。現在、スタッフ・ディベロップメント（SD）とも関連づけて人事考課に基づく業績評価と昇任等の処遇改善について情報を収集し、検討をしているところである。なお、SDの内容と連携させた人事評価の開始は、令和6年度からの導入に向けて検討調整を進めている。

(5) 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

平成25年度から毎年度継続して、大学運営に必要なSDを組織的に実施している。実施内容はホームページに掲載しており、有効性についてもアンケートにより確認している。

(※3) 令和2年度は、「高等教育政策と大学改革」、「大学改革と職員の役割」、「支援が必要な学生の理解と求められる大学の対応」、「情報セキュリティの基礎」をテーマとし、オンライン型のSDを開催した。今後は、アンケートの分析に基づいて、教職員のニーズを検証するとともに、管理運営の方針と照らし合わせたうえでより効果的なテーマ設定をしていく。

また、事務連絡会や学内ポータルサイトを通じて研修会や国の通達等について広く周知し、業務や今後の取り組みに資する情報提供を行うことができた。

各部署では、オンラインセミナーの受講促進など、全学的視点に立てる次代を担う職員

の育成に取り組んでいる。図書館、企画課などをはじめ、数多くの学外のオンライン研修を受講した部署もある。

しかし、資質向上には、他大学とのコミュニケーションや国、私学事業団等の施策を十分に理解して対応するため、さらに学外の研修会にも積極的に参加することが必要である。大学および管理職ポストの人間は、若手の職員のスキルアップのため、広く研修を受けられるような奨励策を講じていくことが重要である。

内部質保証、内部監査、IR 活動における次代を担う教職員の参画は少しずつ実現している。令和 2 年 12 月の内部質保証委員会において、令和 3 年度より所属長以外の内部質保証担当者を 1 人以上置いてもらうことを決定した。

(※4) トップページ>大学について>FD・SD 活動

<https://www.tfu.ac.jp/FD/index.html>

(6) 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：監査プロセスの適切性

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

定期的な点検・評価は本学独自の内部質保証システムにより毎年実施している。また、適切な根拠（資料・情報）に基づいて経営戦略会議など諸会議で、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っている。たとえば、令和 2 年度は下記のような改善・向上がみられた。

- ・令和 3 年度事業計画の策定（中期計画の修正・追記も含む）から各研究科・学科にも参画してもらったことで、本学専門性と資源をいかした全学的事業計画となったと同時に情報の共有も図れた。なお、より幅広い周知の為に、昨年度同様学内ポータルサイトの掲示で職員間共有も図った。
- ・社会貢献・地域連携の在り方、研究所の在り方、キャンパスの活用の仕方について、本学の学部学科の専門性により適合する方向などへの見直しを実施された。協定は整理され、キャンパスについては「キャンパス整備構想検討作業部会」が立ち上げられた。作業部会での検討結果を反映し、2025 年に向けた「新キャンパス整備構想」及び 5 カ年の「キャンパス・施設整備計画」（2020-2024）を策定し、計画的に整備することが決定された。

また、監査については、監事による監査及び独立監査法人の監査を実施している。そのプロセスは「東北福祉大学寄附行為」「監査委員会規程」に則って適切に実施している。

2. 長所・特色

大学の運営方針を決定する「事業計画」を各研究科・学科、部署の計画案に基づき、全学的に作成している。ボトムアップにより当事者意識が芽生え、大学の目指すべき方向に各々が取り組める仕組みとなっていることは大きな特色である。今後は、策定した事業計画を全ての教職員に理解してもらうような周知の方法を検討し、実行していく。

3. 問題点

令和3年4月から組織も再編され、教職員（特に事務職員）についてジョブローテーションを考慮して人事異動が行われた。これを契機として、教職協働や計画的な研修等を通じて能力開発を図ることが必要である。

4. 全体のまとめ

本学の大学運営は、「管理運営の方針」に基づき、コンプライアンスをはかり、適切に運営されている。

令和2年度においては、将来の発展に向けた中期計画の一部修正、「TFU Vision 2025」などが策定された。今後は部署・学部・学科ごとの視点に加え、全学的視点に立ち大学の10年後・20年後を担う教職員を育成しながら、大学運営に様々な人が関わることのできるような教職協働やジョブローテーションをこれまで以上に進めていくことが求められる。

第2節 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

中長期事業計画に基づき財政計画（平成30年度～令和2年度）を実施した。

1) 財務関係比率に関する指標又は目標の設定

教育研究活動を継続して遂行するためには、経常収支差額がプラスである必要がある。収入の主たる学生生徒等納付金収入の増加が見込めないため、支出の削減が求められる。

令和2年度実績においては主たる支出の人件費比率は49.3%となっており、平成29年度までは50%を上回っていたが、新規採用の抑制等により、人件費比率は50%以下（平成30年度全国平均53.0%）に抑制することができた。事業活動収支差額比率も3.8%から5.7%に改善が図られた。なお、中期財政計画の令和2年度の目標は、人件費比率は51.2%、事業活動収支差額比率は2.4%であり、2つともすでに目標を上回っており、この状態を維持するように努めたい。

また、借入金返済支出については年々減少傾向にあるため、減少分については、繰越支

払資金または特定資産に留保し流動比率や積立率の改善を図っている。因みに流動比率は令和元年度には201.6%だったのに対し令和2年度は253.8%であり、積立率は37.5%から40.7%に改善している。

(2) 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

1) 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

大学の理念・建学の精神を命題とする教育研究活動・社会貢献活動を恒久的に支えるにあたり、確固たる財務基盤を形成し堅持していくことが求められるのは言うまでもない。

現在の財務状況を振り返ると、社会に 대응する教育研究の継続に取り組んできた結果、定員を満たす学生確保が図られ、ここ5年間の経常収支差額はプラスで推移している。新型コロナウイルスの影響で不透明な部分もあるが、今後もその方針は変わらないものの、経常収支差額がプラスで推移することについては微妙な状況であり、減価償却の自己金融効果により金融資産の多少の増加があっても強固な財務基盤につながることは期待できない。

関連組織であるせんだんホスピタルについては、退院率の向上と入院患者数の一定数以上の確保、精神科入院患者の早期退院による社会参加の促進という理念のもと運営してきているものの、病院収支赤字が課題となっている。よって、病院収支黒字化に向け、令和元年度より策定した「収支改善5カ年計画」に基づいて改善を進めているところである。令和2年度は、コロナ禍での受診控えが精神科領域で大きく影響し、外来新患だけでなく措置入院をはじめ新入院患者数が増えず、目標数値を下回ってしまった。精神単科病院のため、収益性の観点から急性期精神科領域を主体としており、如何に新入院数を確保していくか、また、平均在院日数を保険診療上の基準枠近くに保ち、病床稼働率75%程度(入院数108名)を維持することが必須課題になるため、①令和2年10月から開始した児童思春期を対象とした不登校入院プログラム(通称「せんだんキャンプ」)の適用拡大、②宮城県及び仙台市との連携強化による措置入院の受入増進、③せんだんグループ法人との連携強化による認知症患者の受入推進など積極的に取り組み、全病棟の病床稼働率のアップを図り、既定の収支改善5ヶ年第3年次計画の達成に向けて最大限努力していく

2) 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

大学を取り巻く環境等を見ると、収入面では全国的に少子化が顕著となり、18歳人口は逡減の一途を辿り、近隣では仙台市内大学が郊外に分散していたキャンパスを市中心部に

集約化を図るなど、学生確保において多大な影響のある課題が山積している。

また「私立大学等経常費補助金における不交付となる入学定員超過率」についても本学の規模(収容定員 4,000 人以上～8,000 人未満)では 1.2 倍を超えない厳格な遵守が求められ、さらに将来の学部学科の新設を見据えた場合、1.1 倍(総合福祉学部においては 1.05 倍)を超えると支障をきたすことになり、収入の環境は一層厳しさが増している。

学納金額については今後十分な検討が必要と考えられるが、近隣大学の学納金状況を見る限り、過去においても「値上げ出来る環境には至っていない」と言われてきたうえ、さらに新型コロナウイルスの影響で世の中の学納金に対する見方が格段に厳しくなっている。

このような環境のなかで、今後は学納金以外の収入獲得に向け努力が必要であり、別途具体策を検討する。

他方、支出面では景気動向に左右される人件費そのほか必要経費の増加が見込まれ、加えて令和元年 10 月より消費税増税が実施された他、本学がブランドとしているスポーツ文化への取り組みを継続・強化して行くにあたり、所要の施設整備費・人件費・教育研究経費等の戦略的経費が必要と見込まれる。

このように教育研究経費の充実が求められる状況ではあるが、常に最小限の効率的な経費執行を意識して取り組むものである。

一方、負担となっている借入金の元利金返済額は令和 2 年度 625 百万円であるが、その額は年々遞減し令和 8 年には借入金完済となり、大きく負担軽減が見込まれる。

今後、平成 28 年の大学認証評価において指摘のあった金融資産充足に一層意識して取り組むものである。

このような厳しい状況にあっても、本学は国家戦略である「地方創生総合戦略」のなかで大学へ要望している事項の実現や大学改革の実現を図るうえでも、その根幹となる財政基盤を持続可能な強固なものにして行く必要があると認識している。

教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るためには前述の通り、社会にこたえる教育研究が学生確保の源泉であり、すなわち財務基盤を強固にしていく最大のものであることを認識し、その財務基盤がさらに教育研究活動の遂行を円滑にしていく両輪として絶え間なく駆動するよう常に意識して取り組むものである。

3) 外部資金(科学研究費助成事業、寄付金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、資産運用等

① 外部研究資金や補助金獲得強化

令和 2 年度の外部研究資金の獲得状況は共同研究 3 件、受託研究 1 件、助成金 1 件、科学研究費助成事業 31 件であった。財務部補助金・助成金課は、公募型研究費に掛かる科学研究費助成事業について学内の教員・研究者に対し、例年、申請前に「獲得の為のポイント等」の学内研修(ただし、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う配慮から未実施)や学内申請支援員(科学研究助成事業の獲得実績がある、及び科学研究助成事業審査員の経験がある等の教員)による科研費採択に向けた申請書内容のチェック(指

導)を行っている。このように、スムーズに申請が出来るようサポートを行い、採択率の高率化に努めている。

② 寄付金獲得推進

寄付金については学校法人本来の趣旨に立ち返り、教育研究の充実を広くアピールすべく取り組み、ニュース・記事についてホームページやメディアを活用し、幅広く寄付金募集に取り組んでいく。令和2年度には、新型コロナウイルスの影響により、修学の継続が困難になった学生を支援するため、コロナ関連学生寄付金を立ち上げ、教職員や同窓生などから幅広く寄付を募った。

③ 資産運用による資金獲得

資産運用については、2つの校地にて太陽光発電事業者に対し信託会社を通じた遊休土地信託を行って収益を図っている他、平成27年度末に取得した仙台駅東口キャンパスをはじめとする空き時間教室の貸出し等、固定資産の有効活用を強化して行く。

また金融資産については、平成20年9月のリーマンショック以前に組んだ仕組債が一部収益を挙げて残っているのみで、運用可能な大半が既に運用益を挙げて償還されそのままとなっている。

今後は、元本が保証されているものについても信用リスク、金利リスク等が存在するので、現存する仕組債以外の金融資産は、普通預金に預けるに止め、資産運用は行わない。

2. 長所・特色

長年、定員割れを起こしていないこと、事業活動収支差額がプラスであり続けていることが、最大の長所である。定員割れを起こさぬよう、魅力ある大学づくりのために上記に掲げるように効率的に経費を掛けることが肝要となる。

3. 問題点

平成30年度に策定した中・長期財政計画は、令和2年度までのものとなっているため、令和3年度からの中・長期財政計画も策定し、今後も改善を図っていく。

4. 全体のまとめ

予算編成に当たっては、大学の適正な意思決定手続を経て、収入の内容、支出の項目についてコンプライアンスの遵守や大学の教育研究活動の充実に資するという視点からの内容の精査を行う必要がある。大学のキャンパスの整備の充実を図ることが重要であり、大学の資産と負債の長期的見通しに立って計画的な施設整備計画の策定に努める。

また、執行に当たっては、会計法令や学内の規則に沿った適切な手続が行われるようルールづくりや不正防止の対策など仕組みの検討を行う必要がある。

終 章

本学は、これまで建学の精神「行学一如」のもと、学生の社会的自立を図るために必要な能力を育成する教育に力を入れてきた。また、その教育効果・学習成果を把握・可視化するさまざまな取り組みを試行してきた。

今回の自己点検・評価を行った結果、一部の課題は残るものの、満たすべき 10 基準 46 点検・評価項目にわたる大学基準は概ね充足していると判断している。

今後、少子化の進展や補助金の減少という大学を取り巻く厳しい環境のなかで、高橋英寛理事長・千葉公慈学長のリーダーシップのもと、建学の精神「行学一如」、教育の理念等の大学の方針や 3 ポリシー、「TFU Vision2025」「2020-2024 年度中期事業計画」「令和 3 年度事業計画」に基づいて、学習者主体の教育の実現、地域創生に資する人材養成、社会への説明責任などの要請に応えていくことが求められる。